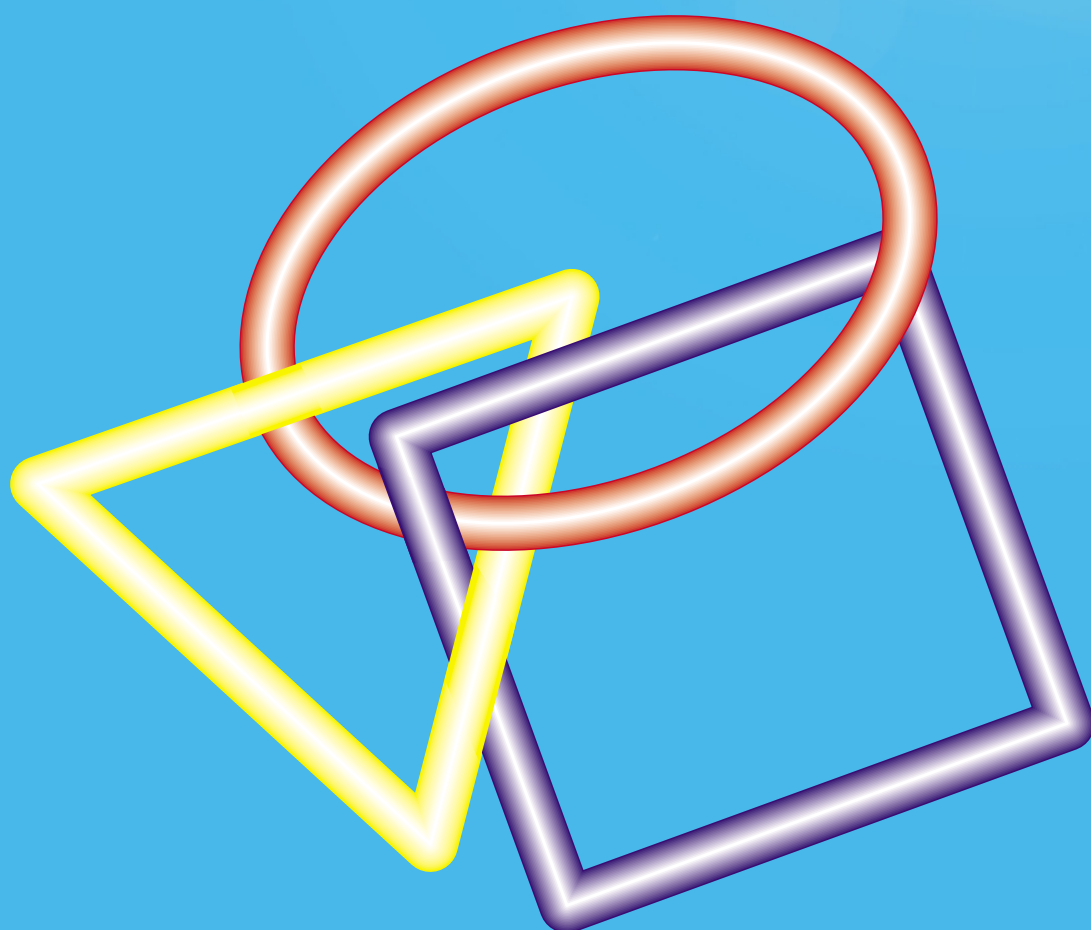


千葉県男女共同参画計画

— 真のパートナーシップを求めて —



千 葉 県

男女共同参画社会の実現を目指して

21世紀を迎えた今、社会環境は、少子・高齢化、経済活動の成熟化、情報化、国際化の進展などにより、加速度的に変化しています。

このような中で、県民一人ひとりが幸せに生きるために、女性と男性が個人として尊重され、性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる社会、すなわち男女共同参画社会を実現することがこれまで以上に求められています。

千葉県では、昭和56年に「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定して以来、4次にわたる女性施策を総合的、計画的に推進してまいりました。

しかしながら、社会には様々な場面で男性が優遇される状況や、固定的な性別役割分担意識が根強く存在するなど、解決すべき多くの問題が残されています。

折しも平成12年6月、ニューヨークの国連本部において「女性2000年会議」が開催され、「北京行動綱領」の総合的見直し、評価が行われ、今後の取組の方向性が明らかにされました。また、国においても、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成12年12月に「男女共同参画基本計画」を策定しました。

千葉県においても、このような男女共同参画をめぐる国内外の動きの中で、「ちば新時代女性プラン」の成果を引き継ぐとともに、新しい時代の潮流に対応するため、概ね21世紀第一四半世紀(2025年)までを念頭においた「千葉県男女共同参画計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策を総合的、体系的に推進してまいりますが、県民の皆様一人ひとりの主体的な取組なくしては実現することができないものと考えております。県民の皆様をはじめ、市町村、関係諸団体等の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たり、貴重な御意見を賜りました男女共同参画推進懇話会の委員の方々をはじめ、御意見を寄せていただきました市町村の関係者の皆様、県民の皆様、ほか多くの関係者の皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成13年3月

千葉県知事 沼田 武

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	国連を中心とした世界の動き	1
3	国における取組	2
4	千葉県の取組	3
5	男女共同参画が求められている千葉県の状況	4

第2章 計画の基本的考え方

1	計画策定の趣旨	7
2	計画の性格	7
3	計画の期間	7

第3章 基本計画

1	計画の基本理念、基本的視点、基本目標	9
	基本理念	9
	基本的視点	9
	基本目標	11
2	計画の体系	15
3	基本的課題と施策の方向	16
	女性の人権の尊重と侵害の解消	16
	個を尊重する教育・学習の推進	19
	男女平等の視点に立った意識変革と慣行の見直し	22
	政策・方針決定過程への女性の参画	26
	労働の場における男女の平等	31
	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立	36
	生涯を通じた健康支援と福祉の充実	40
	国際的な視野からの連携と相互協力の推進	45

第4章 事業計画

1	女性の人権の尊重と侵害の解消	49
2	個を尊重する教育・学習の推進	51
3	男女平等の視点に立った意識変革と慣行の見直し	53
4	政策・方針決定過程への女性の参画	55
5	労働の場における男女の平等	57
6	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立	61
7	生涯を通じた健康支援と福祉の充実	67
8	国際的な視野からの連携と相互協力の推進	72

第5章 計画の推進

1	県における推進体制の整備	75
2	市町村との連携の強化	76
3	女性団体等諸団体との連携の強化	76
4	国、各都道府県との連携の強化	76
5	主な指標一覧	77

参考資料

1	男女共同参画社会基本法	81
2	男女共同参画基本計画の体系図	87
3	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	101
4	北京宣言及び行動綱領目次	110
5	千葉県男女共同参画推進懇話会設置要綱	117
7	千葉県男女共同参画推進懇話会委員名簿	118
6	千葉県男女共同参画推進懇話会条例専門部会設置要領	119
8	千葉県男女共同参画推進本部設置要綱	120
9	(仮称)千葉県男女共同参画計画策定要綱	123
10	千葉県男女共同参画計画策定の経過	124
11	男女共同参画に関する国内外の動き	126
12	用語解説	128

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では憲法に男女平等がうたわれて以来、男女平等の実現に向けた取組が、国連を中心とした世界の取組と連動しつつ進められてきましたが、社会には依然として、様々な場面で男性が優遇される状況や「男はこう」「女はこう」といった固定的な性別意識が根強く存在するほか、女性に対する暴力の問題、家庭と仕事の両立の難しさなど、解決すべき多くの課題が残されています。

男女の人権が尊重され性による差別のない真の男女平等が達成されることは、私たち一人ひとりの人生を可能な限り充実した豊かなものにできることにつながることであり、何よりも優先して実現されなければなりません。

また、少子・高齢化の進展、経済の成熟化と国際化、情報化の加速度的な進展などの社会経済情勢の急激な変化に対応し、21世紀の豊かで活力ある社会を築いていく上においても、男女が性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮でき、ともに社会を支えていく男女共同参画社会の実現が求められています。

これまで千葉県においても、このような男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を行ってきましたが、政策等の立案・決定過程への女性の参画、女性の就労継続、女性に対する暴力の根絶、男性の家庭・地域への参画など、取り組むべき多くの課題が残されています。

千葉県における男女共同参画社会の形成を目指し、様々な施策を総合的に推進するため、これまでの取組の成果を引き継ぐとともに、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、新たな計画を策定します。

2 国連を中心とした世界の動き

1975年（昭和50年）の「国際婦人年」及び翌年からの「国連婦人の十年」以来、国連は「平等、開発、平和」を目標に、女性の地位向上のための世界的活動の中核的役割を果たしてきました。

1979年（昭和54年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）」が採択され、1985年（昭和60年）に開催された「国連婦人の十年 ナイロビ世界会議」においては、「国連婦人の十年」の取組で掲げられた目標達成のための努力を西暦2000年に向けて継続していくことが確認され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、1990年（平成2年）には、ナイロビ将来戦略の実施のペースを早めることを目的として24の勧告を含む「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が国連経済社会理事会において採択されました。

また、1995年（平成7年）には「ナイロビ将来戦略の実施に関する第2回見直しと評価」及

び「行動綱領の策定」を主な議題として、北京で第4回世界女性会議が開催されました。

2000年（平成12年）6月にはニューヨークの国連本部において、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京行動綱領」の実施状況の分析及び総合的見直しと評価が行われ、今後の取組の方向性が明らかにされました。

3 国における取組

国においては、昭和52年（1977年）に向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにする国内行動計画を策定し、この間、男女平等に関する法律・制度面の整備を進め、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約」を批准しました。

昭和62年（1987年）には、男女共同参画型社会を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

さらに、「男女共同参画型社会づくりに向けての推進体制の整備について」（平成5年7月婦人問題企画推進本部決定）を踏まえ、平成6年（1994年）6月には、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置したほか、総理府に「男女共同参画室」が設置され、同年7月には全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」を発足させました。

平成8年（1996年）には、「男女共同参画審議会」答申「男女共同参画ビジョン」を受け、「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

そして平成10年（1998年）、「男女共同参画審議会」から「男女共同参画社会基本法 - 男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり - 」の答申を受け、平成11年（1999年）6月、「男女共同参画社会基本法」を施行しました。

この基本法は、「男女共同参画社会」の形成を21世紀におけるわが国の最も重要な課題と位置付け、

- ア 男女の人権の尊重
- イ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ウ 政策等の立案及び決定への共同参画
- エ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- オ 国際的協調

を基本理念に掲げ、国、地方公共団体、国民にそれぞれ理念の実現のための責務を定めています。

また、「男女共同参画審議会」では、平成9年（1997年）に「女性に対する暴力専門部会」を設置し、調査審議を進め、平成11年（1999年）5月「女性に対する暴力のない社会を目指して」を、平成12年（2000年）7月「女性に対する暴力に関する基本的方策について」を答申しました。さらに、平成12年12月「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成13年1月（2001年）、中央省庁等改革に伴い、内閣府に「男女共同参画局」が設置されるとともに、内閣府に置かれる4つの重要政策に関する会議の一つの「男女共同参画会議」がこれまでの「男女共同参画審議会」の機能を発展的に受け継ぐこととされました。

4 千葉県の取組

県では、「国際婦人年」、「国連婦人の十年」の世界及び国の動向などを踏まえ、女性の地位向上のための施策とその関連施策を総合的・効果的に推進してきました。

平成8年3月には、「西暦2000年に向けての国内行動計画」を踏まえ、「2000年の千葉県」及びこれに基づく「ちば新時代5か年計画」との整合を図り、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした第4次の女性計画として「ちば新時代女性プラン」（平成8年度～12年度）を策定しました。

(表1)

国	千葉県
国内行動計画 (昭和52年～61年)	千葉県婦人施策推進総合計画 (昭和56年度～60年度)
新国内行動計画 (昭和62年度～平成12年度) 及び第1次改定計画 (平成3年度～12年度)	千葉県婦人計画 (昭和61年度～平成2年度)
	さわやかちば女性プラン (平成3年度～7年度)
男女共同参画2000年プラン (平成8年度～12年度)	ちば新時代女性プラン (平成8年度～12年度)
男女共同参画基本計画 (施策の基本的方向 平成13年～22年) (具体的施策 平成13年～17年度)	千葉県男女共同参画計画 (基本計画 平成13年度～37年) (事業計画 平成13年度～17年度)

この計画を推進するにあたっては、「千葉県女性政策推進本部」をはじめ、「千葉県女性施策推進懇話会」

の意見を聴きながら、国、

市町村、関係機関・団体などと密接な連携を図り、県民の理解と協力のもとに、各種の女性施策の効果的な推進を図ってきたところです。

その主な成果は、次のとおりです。

ア 女性のあらゆる分野への参画を促進するための事業展開の拠点として、平成8年11月に千葉県女性センターがオープンしました。平成11年度末までに講座受講者は約2万1千人、相談件数は6千件を超え、各種イベント参加者も11万人を超えるなど学習・研修、相談、広報・啓発の場や女性団体等の交流拠点としての役割を果たしています。

イ 男女共同参画に関する県民の意識は、平成10年の調査によれば、男女の地位の平等に関して、女性の側がより強い不平等感を持っている一方で、「男は仕事、女は家庭」の考え方に賛成する男性の割合が10年前と比べ半減するなど男性の意識も少しずつ変化してきている様子がうかがえます。

ウ 県の審議会等における女性委員の登用については、「平成12年度末20%」「すべての審議会に女性が委員として参画する」を目標としています。平成11年度末で女性委員の割合は18.7%で、まだ目標には到達していませんが、平成8年(14.5%)と比べると女性登用率が4.2ポイント上昇しました。

エ 市町村の男女共同参画推進の指標のひとつである男女共同参画に関する行動計画の策定状

況は、平成11年度末で、80市町村中18市が策定済み（12年度末には18市2町となる予定）で、市町村の審議会等の女性委員の割合は18.9%であり、平成8年度（17.4%）から1.5ポイント上昇しています。

その後、平成12年2月に「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」に改称するとともに、同年4月には、庁内推進組織として「千葉県男女共同参画推進本部」を、担当課として「男女共同参画課（企画部）」を新たに設置しました。

これからも、「女性2000年会議」の成果も踏まえるとともに、「男女共同参画基本計画」に基づいて国が進める各種取組と連携して県の取組を進めていきます。

5 男女共同参画が求められている千葉県の状況

男女の平等意識

男女の地位の平等に関して、女性の側がより強い不平等感を持っています。

千葉県の「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（平成10年）では、「社会全体」「政治の場」「社会通念・慣習」「職場」「家庭」「法律や制度」「学校教育」の7分野について、男女の地位が平等になっているか聞いたところ、すべての分野で『男性が優遇されている』と答えた女性の比率が男性よりも高くなっています。なかでも、はじめの3分野については、女性の80%強が『男性が優遇されている』と答えています。この割合は、全国調査（総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成12年））と比べても高い割合となっています。

この全国調査によると、社会全体で見た場合に男性が優遇されている原因として、男女ともに「日本の社会は仕事優先、企業中心の考え方が強く、それを支えているのは男性だという意識が強い」「社会通念や慣習やしきたりなどの中には、男性優位にはたらいっているものが多い」をあげた人が60%前後と多数を占めています。

このような状況の中で、男女共同参画の一層の推進が求められています。

少子・高齢化の進展

わが国では、平均寿命の伸びと出生率の低下により、急速な高齢化と少子化が進んでいます。

千葉県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの数）は全国平均を下回って推移しており、平成11年は1.22で全国で3番目に低く、長期的には概ね2020年頃をピークに人口が減少に転じると予測されています。

出生率の低下をもたらす原因について、前記の県民意識調査では、女性では「育児と仕事を両立させる仕組（雇用条件・保育等）が整っていない」という回答が最も多く、そのほか「男性の理解・協力不足、女性の精神的・肉体的負担が大」も比較的多くなっているなど男女共同参画社会の形成の遅れが少子化の要因の一つであることを示唆する結果となっていま

す。

また、千葉県は平均年齢が38歳と全国で4番目に若く（平成7年国勢調査）、高齢化率は、全国平均を下回って推移していますが、将来的には、急速に高齢化が進み、2025年には約4人に1人が高齢者になると見込まれています。高齢期においても、男女がともに健康で、経済的にも自立し、社会の一員として活躍できる場を持ち、生きがいを持って生活できるよう、男女共同参画の促進が求められています。

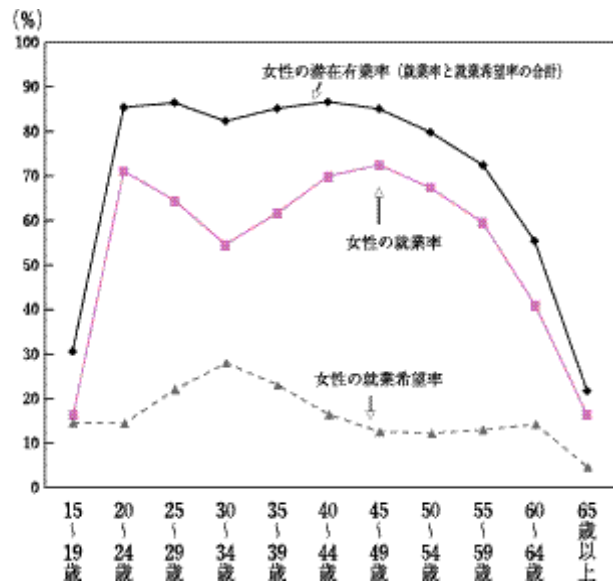
女性の労働の状況と女性の働き方に対する県民の意識

わが国の女性の年齢別労働力率をグラフにすると、結婚、出産・育児期に当たると考えられる20歳代から30歳代にかけて低下する、いわゆるM字型を示します。しかし、女性の潜在有業率（実際に就業している人と就業を希望する人を足した数を女性の年齢別人口で割った割合）は、M字型に落ち込んでおらず、就業希望はあっても実現できにくい状況があることがうかがえます。

千葉県の場合、このM字カーブの状況（女性の20～40歳代の年齢別労働力率のグラフで、最初の頂点と次の頂点を結んでできる図形の面積に占めるグラフの落ち込み部分の面積の割合）は、全国で9番目に落ち込みが大きくなっています。

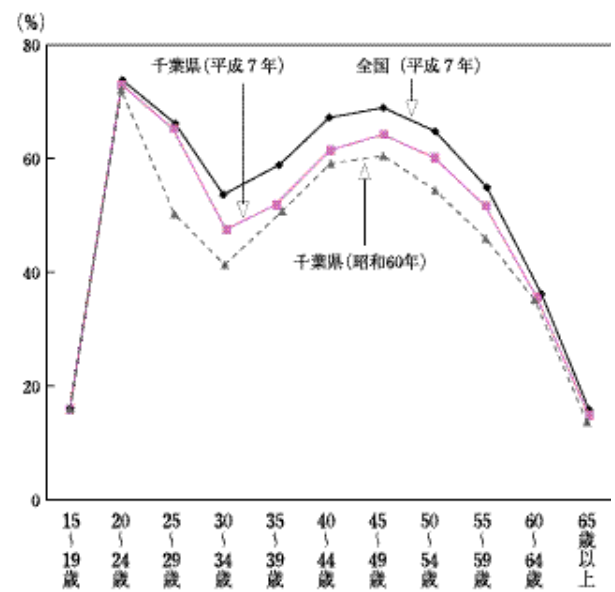
前記の県民意識調査で「現在の女性は働きやすい状況にあるか。」との質問について、女性の約79%が「働きにくい」と答えています。その理由として、半数以上の女性が『働く場が限られている』『育児施設が近所や職場に整備されていない』『労働条件が整っていない』をあげ、その他、家庭の理解、協力が得にくいことや結婚・出産退職の慣行の存在がそれに続いてい

（図1）女性の潜在有業率（全国）



「男女共同参画基本計画に当たっての基本的な考え方 - 答申 - 」
男女共同参画審議会（平成12年）資料より

（図2）年齢階級別女性労働力率



資料出所：国勢調査

ます。

また、女性の就業のあり方について、「女性も経済的自立や自己実現のため職業を持ち続ける方がよい」とする人は女性で約47%、男性で約36%で、5年前の調査時（女性17.7%、男性11.6%）より大幅に増えています。

このように、潜在的に就業を希望する女性を受け入れる就業環境の整備や能力発揮の機会の提供、仕事と家庭生活の両立等に対する理解や支援等が求められており、男女共同参画の一層の取組が必要です。

計画の基本的考え方



第2章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

様々な分野において構造的変化が進み、大きな変革期を迎える21世紀において男女共同参画社会の実現を目指して、千葉県の男女共同参画施策を体系的・総合的に推進する、「千葉県男女共同参画計画」を男女共同参画社会基本法に基づいて策定します。

2 計画の性格

「千葉県男女共同参画計画」は、男女共同参画社会基本法に基づいて策定する計画で、本県の男女共同参画施策を推進する上で基本となる計画とします。

「ちば新時代女性プラン」の成果を引き継ぐとともに、女性と男性を取り巻く社会環境の変化に対応し、本県の男女共同参画社会形成に関する施策を体系的・総合的に推進するための計画とします。

少子・高齢化、就業構造及び就業形態の変化、ライフサイクルの変化等社会経済環境の変化に伴い、今後予想される新たな課題や本県の実態に対応した計画とします。

県の長期ビジョン「みんなでひらく2025年のちば」及びこれに基づく「新世紀ちば5か年計画」との整合性を図った計画とします。

「女性2000年会議」の動向を踏まえるとともに、国の「男女共同参画基本計画」との整合性を図った計画とします。

3 計画の期間

基本計画

少子・高齢化の著しい進展や社会経済システムの構造変化を経て本格的な高齢社会が到来し、経済の量的拡大が重視された社会から、生活の質や心の豊かさが重視される成熟社会への転換が進み、新たな時代が定着する時期と想定される、概ね21世紀第一四半世紀（2025年、平成37年）までを念頭に、男女共同参画社会の形成に向けた主要課題と解決のための施策の方向性を示します。

事業計画

平成13年度から平成17年度までの5年間の計画とします。

なお、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

基本計画



第3章 基本計画 - 2025年のあるべき姿を目指して -

1 計画の基本理念、基本的視点、基本目標

千葉県長期ビジョン「みんなでひらく2025年のちば」では、千葉県の目指すべき5つの方向の一つとして、

「一人ひとりが意欲と責任を持ち社会に参画する千葉県」
をあげ、29の主要課題の一つとして

「女性が能力と創造性を発揮できる、より豊かな社会をどのように形成していくか。」
を設定しました。

また、男女共同参画社会基本法は、『男女共同参画社会』を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

これらのことを念頭に置きながら、この計画では、千葉県が目指す2025年のあるべき姿を

「人権が尊重され、女性も男性も生き生きと能力と創造性を発揮し、意欲と責任をもって参画することのできる千葉県」すなわち「男女共同参画社会が形成される千葉県」とします。

基本理念

21世紀においても県民一人ひとりが幸せに生きるためには、女性と男性が個人として尊重され、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる社会をつくることが求められています。

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等をうたっており、また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

これらの理念を基本として、千葉県が目指す2025年のあるべき姿の実現を目指します。

基本的視点

この計画では、男女共同参画社会を実現するために、次のような基本的視点のもとに、施策を推進していきます。

男女の人権の尊重

人権の尊重は、男女共同参画社会の基盤をなすものであり、職場、家庭、地域等社会のあらゆる分野において、男女の人権は平等に尊重され、公平に実現されなければなりません。

性別に基づく差別が解消され、女性が社会のあらゆる分野に参画し、男性もこれまでの仕事中心から家庭、地域へ参画し、女性と男性が社会のあらゆる分野で自立し、自らの存在に誇りを持つと同時に、一人の人間として尊重される男女共同参画社会が実現することにより、真の人権の確立が図られます。

ジェンダー^{*1}にとらわれない視点の定着

私たちの意識や社会の制度、慣行には、「女はこう」「男はこう」という意識や固定的な性別役割分担等社会的、文化的に形成された性別（ジェンダー）意識を反映して、気づかないうちに女性や男性、どちらかに差別的に働いているものが少なくありません。

女性と男性が性別にとらわれず、自分の個性と能力を發揮し、自らの意思と責任で生き方を選択できるよう、ジェンダーにとらわれない視点から、様々な意識、制度、慣行を見直すことが大切です。

千葉県の実施する施策の全般について、このような視点からの見直しを行うことが必要です。

女性のエンパワーメント^{*2}と積極的改善措置（ポジティブ・アクション^{*3}）の促進
男女共同参画社会の形成を促進するためには、社会のあらゆる分野で女性と男性が共に責任を担っていくことが必要であり、地方公共団体や企業、団体等における政策や方針を決定する過程にも、女性と男性が対等な構成員として参画することが重要です。

現在、女性の社会参画が急速に進んでいますが、このような意思決定過程への女性の参画は遅れており、たとえば審議会について、女性委員の登用を計画的に進めていくなど女性と男性の格差を解消し、女性の参画を促進するための機会を積極的に提供すること（ポジティブ・アクション）が求められます。また、同時に、女性が自ら意識を高め能力を引き出し、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となること（女性のエンパワーメント）を目指すことが必要です。

* 1 ジェンダー（「男は仕事、女は家庭」などといった社会的・文化的に形成された男女の性別のことで、考え方や行動、生き方を性別によって制約し、画一化するように作用する。）

* 2 エンパワーメント（力をつけること。女性が政治・経済・家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップすること。）

* 3 ポジティブ・アクション（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。例えば、審議会について、女性委員の登用を計画的に進めていくことなどもその一つ。）

社会のあらゆる分野における「協働」による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、社会のあらゆる分野において進められる必要があります。家庭においては、家族を構成する男女が育児や介護、家事等について相互に協力し合い、家庭生活とその他の活動を両立させることができるようにすることが重要です。

また、男女共同参画社会の実現は、職場や学校、地域等社会の様々な分野において、県とともに市町村、県民、企業、民間団体等社会の様々な主体が参画して進めていく必要があります。

女性と男性、行政と民間企業・諸団体、県と国・市町村、県と国際社会が連携、協力していく「協働」による取組が、今後、ますます大切になります。

基本目標

次のような目標を設定し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

すべての人の人権が尊重され、真の男女平等が実現される社会

男女平等は、日本国憲法にうたわれ、法律や制度の整備により、その実現が図られてきましたが、社会に深く根付かせ、真の平等を達成するにはまだ至っていません。

特に、夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス^{*1}）やセクシュアル・ハラスメント^{*2}等の女性に対する暴力を根絶することやマスメディアを含む社会全体が女性の人権に対して十分な配慮を払うことは、女性の人権を尊重し、擁護する上で極めて重要なことです。

また、男女平等の実現には、一人ひとりが対等に尊重され、自立し、自らの意思に基づいて選択し、決定できることが重要です。そして、女性も男性も、固定的性別役割分担意識にとらわれず、生涯を通じて一人ひとりが自分の意思で、自分らしく生きることのできる、自己実現を図ることができる社会の実現が求められています。

このため、女性に対する暴力の根絶等女性の人権の尊重と侵害の解消に向けた取組を進めるとともに、男女の人権の尊重と平等の意識を育み、自己実現を果たすことのできる、個を尊重する教育を学校教育・社会教育の場において推進し、「すべての人の人権が尊重され、真の男女平等が実現される社会」を目指します。

* 1 ドメスティック・バイオレンス（これまでは、家庭内で起こる暴力は個人的な問題として処理されていたが、女性に対する人権侵害として社会的問題と認識されるようになった。）

* 2 セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をすることで一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」を示す。）

すべての人が性別にかかわらず、自分らしい生き方を選択できる社会

現在の社会には、固定的性別役割分担等のジェンダーに基づく意識や慣習が依然として根強く残っており、結果として女性と男性それぞれの活動の選択の幅を狭め、職場、家庭、地域等社会の各分野における参画の状況は、女性と男性いずれか一方の性に偏った状況が見られるところです。

生涯設計についても、これまで、女性の多くは男性に比べ、進路・職業選択における制約や結婚、出産、育児等に際してやむを得ず退職を選択せざるを得ないなど、自らの人生におけるキャリア形成ができにくい状況におかれてきました。

今後、私たちが生涯を通じて自己実現を図り、個々の人生を可能な限り豊かにするとともに、少子・高齢化の進展や経済活動の成熟化等の変化に対応し、活力ある社会をつくっていくためには、ジェンダーが私たちの活動や生活に影響を及ぼしていることにまず気づくことが大切です。その上で、固定的性別役割分担意識等の解消に向けて意識変革を一層推進することや性別により偏って作用する恐れのある制度や慣行を見直すことなどにより、女性と男性が自らの意思と責任でライフスタイルを選択し、自分の個性と能力を発揮できるようにしていくことが必要です。

さらに、このような自己実現を達成するための機会の提供を支援していくことも求められています。

このため、「すべての人が性別にかかわらず、自分らしい生き方を選択できる社会」を目指します。

男女がともに政策等の立案、決定過程に参画し、両者の意思や価値観が反映できる社会

女性の社会参画が急速に進んでいますが、政策や方針の立案、決定過程への女性の参画は、政治や行政、民間企業、団体等公的分野でも私的分野でも遅れています。

男女共同参画社会の実現には、女性が自ら意識を高め能力を引き出し、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となること（女性のエンパワーメント）を目指すとともに、それにより、政策や方針の立案、決定過程への女性の参画を促進し、女性の考え方や関心事項が政策や方針に反映されるようにすることが必要です。

このため、県、市町村や民間企業、団体等における女性の審議会委員等への参画、管理職への登用を促進し、「男女がともに政策等の立案、決定過程に参画し、両者の意思や価値観が反映できる社会」を目指します。

男女がともにその能力を発揮し、多様な働き方が可能となり、家庭生活とその他の活動を両立し、豊かでゆとりある生き方ができる社会

働く女性が大幅に増え、様々な職場に女性が進出しています。

最近では、情報通信技術の革新に伴う新たな勤務形態の普及や女性による起業へのチャレンジも増え、女性の働き方も多様性を増しています。

雇用の分野においては、今後も、経済社会環境の変化に対応し、女性労働者が能力を十分に発揮し、やりがいをもって働けるよう、性別によって採用、昇進や賃金等に差別が生じることのない、女性と男性の均等な機会と待遇が確保された雇用環境の整備が必要です。また、育児休業制度、介護休業制度の一層の定着促進を図るなど、女性、男性を問わず、育児・介護を行いながら就業を継続できる環境の整備を進めることが必要です。

農業や自営業の分野においても、女性は、生産活動の重要な担い手であるばかりでなく、家庭生活や地域社会の中でも大きな役割を担っています。このような女性の果たしている役割を適正に評価し、女性と男性が対等なパートナーとして参画することを推進するほか、女性の過重な負担の軽減を図る必要があります。

一方、家庭においては、育児や介護、家事等を家族を構成する男女が相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と働くこと、地域活動をする事などの両立が図れるようにすることが必要です。

こうしたことを受けて、「男女がともにその能力を発揮し、多様な働き方が可能となり、家庭生活とその他の活動を両立し、豊かでゆとりある生き方ができる社会」を目指します。

誰もが生涯を通じて健康で、生き生きと安心して暮らせる社会

女性は、妊娠や出産のための仕組みが備わっているためライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

平成7年(1995年)、第4回世界女性会議(北京)において、いつ、何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由等、性と生殖にかかわることについて女性が自己決定を行い、健康を享受できること(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{*1})が、女性の基本的な人権として位

*1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。1994年、カイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された。リプロダクティブ・ヘルスはライフサイクルを通じて、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、リプロダクティブ・ライツはそれをすべての人々の基本的な人権として位置付ける理念。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題、不妊、安全な避妊・中絶、性感染症の予防、患者の人権を尊重した治療の在り方などの生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。)

置付けられました。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）については、子供を産む年代の女性の問題だけでなく、年少期から更年期、高齢期までの健康上の問題や、性感染症の予防や薬物乱用等幅広い問題が議論されており、今後、この概念の浸透を図るとともに、すべての女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進が必要です。

また、高齢になるほど女性の割合が高まっており、高齢期の経済的自立や家族介護の問題など高齢者の直面する問題の多くは、女性に対して、より大きな影響を及ぼすと考えられます。

一方、男性については、職場中心のライフスタイルに偏りがちなことから、高齢期を迎えた時、家事等日常生活面で、自立できていないなどの問題に直面するといった傾向が見られます。

このため、誰もが長い人生を、生きがいを持って健やかに、自立して送れるよう、健康づくりや自立を支援し、「誰もが生涯を通じて健康で、生き生きと安心して暮らせる社会」を目指します。

地球市民として国際社会との協働を推進する社会

グローバル化の進展により、政治、経済、文化をはじめ私たちの生活のすみずみまで、あらゆる分野で世界との結びつきが急速に深まっています。

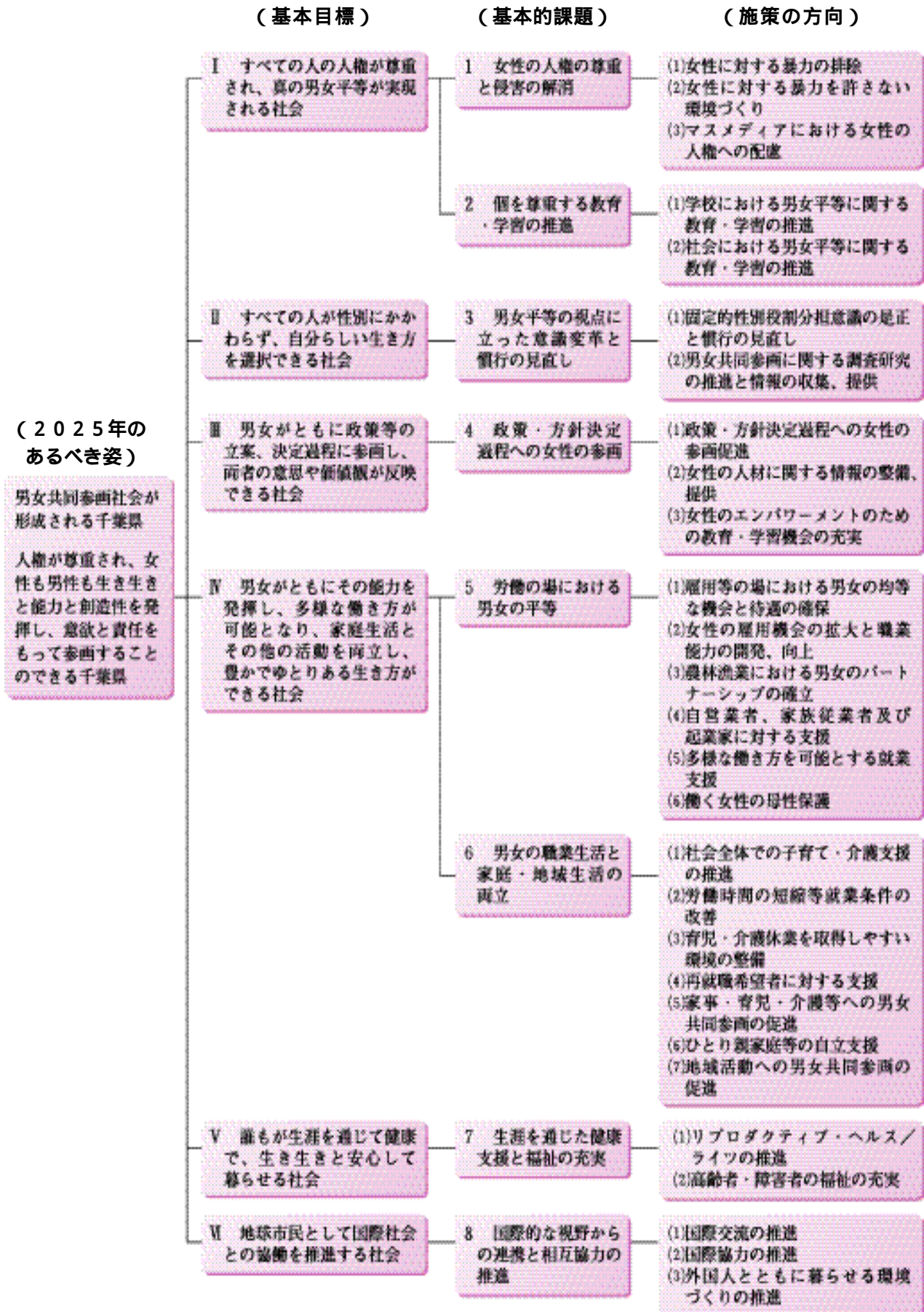
男女共同参画の促進については世界各国が取り組んできていることから、このような国際社会の取組の成果や経験を活用し、私たちの取組を進めていくことが求められています。

一方、地球上には、依然、多くの女性や子供が直面している貧困や飢餓の問題等国境を越えて連携と協力が必要な問題があります。

千葉県は、成田空港、千葉港、幕張新都心、かずさアカデミアパークなどの国際交流拠点を有するほか、市民レベルでも様々な国際交流、協力が展開されています。

これからも、男女共同参画の取組を進めていく上で、私たち一人ひとりが地球時代における地球市民として、海外の問題に関する理解を深めるとともに、国際社会との交流を通じた相互連携と協力が展開できる社会づくりに向けた取組を推進します。

2 計画の体系



3 基本的課題と施策の方向

基本目標

すべての人の人権が尊重され、真の男女平等が実現される社会

基本的課題 1 女性の人権の尊重と侵害の解消

[現状と課題]

女性に対する暴力とは、性別に基づく暴力行為で、身体的、性的、心理的^{*1}な傷害や痛みをもたらす行為等をいい、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）ストーカー行為（つきまとい行為等）等があげられます。

ジェンダーに基づく男性中心で女性の人権に十分な配慮がなされていない社会は、女性に対する暴力を生み出しやすい構造となっており、その被害は潜在化し、実態がわかりにくい状況にあります。

これまでの行政、民間の取組や、女性の人権に対する意識の高まりの中で、女性に対する暴力の問題が顕在化しつつあり、本県においても、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントに関する相談が増加傾向にあり、今後も増加するものと思われます。

売買春については、売春の目的で外国人女性を国内に連れてくる人の密輸（トラフィッキング）や風俗営業等に不法就労させて売春を強要する行為が組織的に行われており、国際的にも重要な課題となっています。千葉県においても、風俗関係において不法就労する女性やこうしたことに関連するブローカーが毎年検挙されています。

また、性の商品化や過激な性・暴力表現、固定的性別役割分担意識に基づく偏った表現等メディアにおいて、女性の人権に対する配慮を欠いた取扱いがなされることは、人々に誤った性差別観念を植え付けるなど、私たちの意識や行動、社会に対し、大きな影響を与えます。

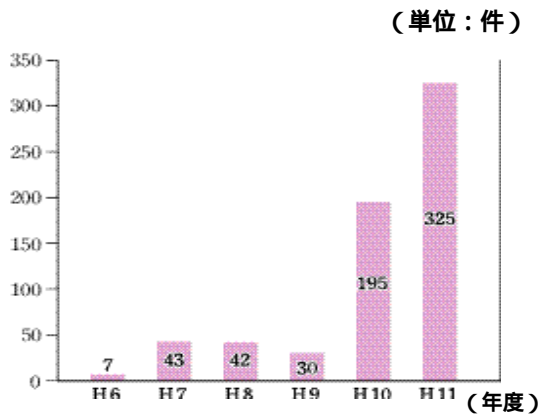
女性の人権が尊重され、人権侵害のない社会を形成するためには、犯罪の取締り強化、被害女性への支援、加害者への更正プログラムの整備、メディアによる取組の推進等に加え、女性に対する暴力を許さない環境を整備することが求められています。

（表2）千葉県女性センター及び千葉県婦人相談所における相談件数

区分 機関名	平成10年度			平成11年度			増加率	
	全体件数 A	左の内女性への暴力件数		全体件数 a	左の内女性への暴力件数		a / A	b / B
		件数 B	全体件数に占める割合		件数 b	全体件数に占める割合		
女性センター	2,241人	171人	7.6%	2,599人	277人	10.7%	1.16	1.62
婦人相談所	681人	120人	17.6%	821人	270人	32.9%	1.21	2.25
合計	2,922人	291人	10.0%	3,420人	547人	16.0%	1.17	1.88

* 1 心理的暴力（どなる、ののしる、脅す、執拗につきまとうなどの行為）

(図3) 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数



(表3) 風俗関係事犯における被疑者または参考人として取り扱った外国人女性の状況

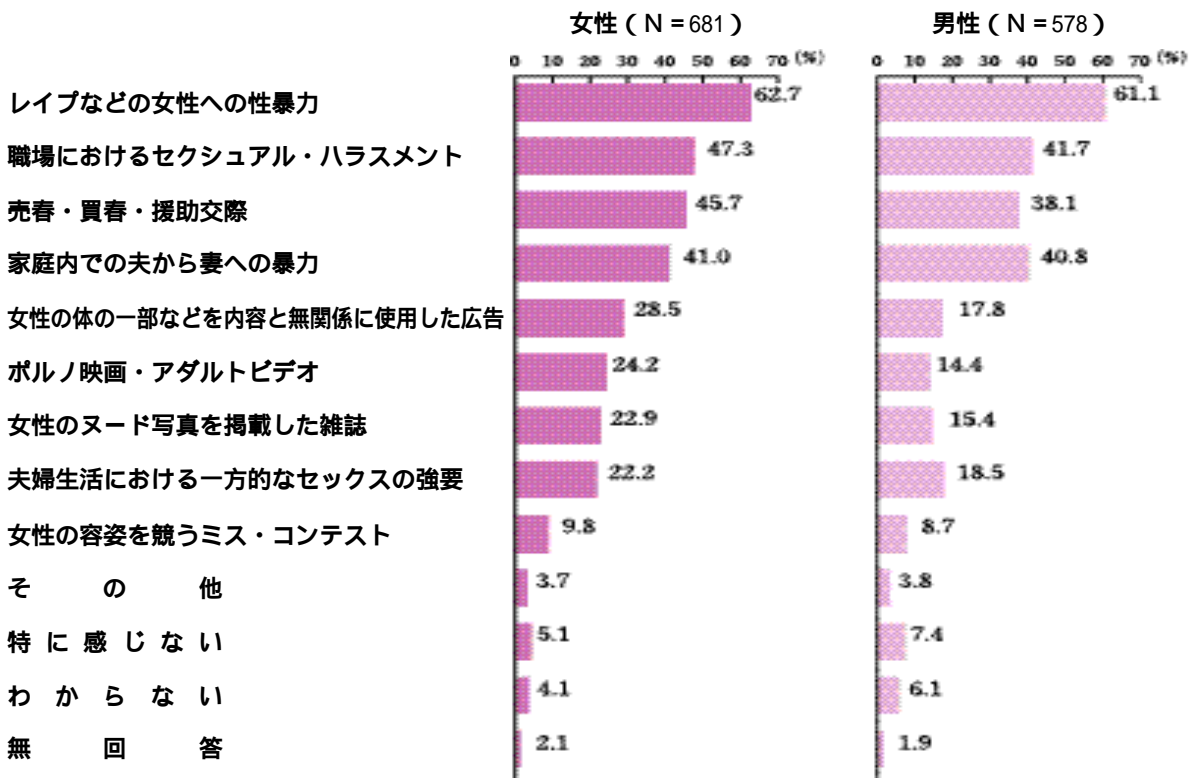
(単位：人)

区分	平成9年		平成10年		平成11年	
	千葉県	全国	千葉県	全国	千葉県	全国
フィリピン	15	225	53	227	8	91
韓国	16	243	77	497	107	617
中国(台湾)	10	139	16	128	30	63
タイ	64	452	50	342	90	331
コロンビア	1	224	0	142	6	94
その他	0	142	0	186	0	241
合計	106	1,425	196	1,522	241	1,437

千葉県警察本部資料、「警察白書」 警察庁

(図4) 女性の人権が侵害されていると感じること(千葉県)

「あなたは、女性の人権が侵害されていると感じるのはどのようなことについてでしょうか。」



「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」 千葉県青少年女性課(平成10年11月)

[施策の方向]

女性に対する暴力の排除

女性に対する暴力に関する犯罪取締りの強化、女性に対する暴力の潜在化を防止し、被害者の心理的圧迫を軽減するなど暴力被害を訴えやすい環境の整備、被害女性への支援の充実、

相談体制の連携充実を図ります。あわせて、売買春やセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性に対する暴力の根絶に向けて、女性の人権を尊重する意識を根付かせるための広報・啓発を幅広く行います。

ドメスティック・バイオレンスについては、さらに、相談及び緊急一時保護体制・施策の充実等被害者対策の充実を図り、女性に対する暴力の排除に努めます。この対策の推進にあたっては、暴力に関する実態調査を踏まえる一方、国における新たな暴力に関する法制度や一時保護の体制の検討結果を勘案して、速やかな対応を図ります。さらに、加害者への対応についても、ドメスティック・バイオレンスが犯罪にも該当する違法で許されない行為であるという認識に立って、被害者保護に効果的な対策を研究し、実施します。

女性に対する暴力を許さない環境づくり

インターネット等新たなメディアも視野に入れて、女性に対する暴力を誘引する有害環境を浄化し、暴力を許さない社会づくりを目指します。

マスメディアにおける女性の人権への配慮

メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力（メディア・リテラシー^{*1}）の向上に努めるとともに、公的機関が作成する広報・出版物に関するガイドラインを策定し、広く県民へ周知することにより、メディアが自主的に人権に配慮した表現に取り組むよう働きかけます。

コラム

ドメスティック・バイオレンス（DV）

ドメスティック・バイオレンスとは、夫や恋人などの親密な関係にある男性から女性に対して振るわれる暴力のことで、殴る、蹴るなどの「身体的暴力」、どなる、無視するなどの「精神的暴力」、性行為を強要するなどの「性的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、友人などとうつことを制限し、孤立させるなどの「社会的暴力」があります。

ドメスティック・バイオレンスについては、被害者も加害者も、年齢・職業・学歴等に関わりなく存在しており、ごく一部の人の問題ではなく、多くの人に関わる問題であることが総理府の全国調査（平成12年）でも明らかにされています。

ドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力が起こる背景には、性別による役割分担意識や男性優位の考え方による女性の人権の軽視、暴力を容認しがちな風潮があるものと考えられており、社会的・構造的な問題として対処していくことが求められています。

*1 メディア・リテラシー（メディア社会における生きる力として、メディアを主体的に読み解く能力〔情報を伝達するメディアそれぞれの特質を理解し、そこから発信される情報について批判的に分析、評価、吟味し、能動的に選択する能力〕、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力の3要素が有機的に結合したもの。）

基本的課題 2 個を尊重する教育・学習の推進

[現状と課題]

男女の人権が尊重され、真の男女平等を実現するためには、学校、家庭、社会などあらゆる場において人権尊重や男女平等に関する教育が必要不可欠であり、学校教育、家庭教育、社会教育の果たす役割は極めて大きなものがあります。

学校教育については、中学・高校における家庭科の男女共修等の改善がなされ、「男女共同参画に向けた県民意識調査」(千葉県、平成10年)において、「学校教育の場」は男女平等であるとの回答割合が最も高かった分野ですが、女性の約4分の1は、男性が優遇されていると答えています。また、「県政に関する世論調査」(千葉県、平成12年)では、男女共同参画社会の実現のために重要なこととして「学校において、男女平等の意識を育てる教育を行うこと」をあげる人が36%と高く、男女平等教育に対する期待の大きさが伺えます。

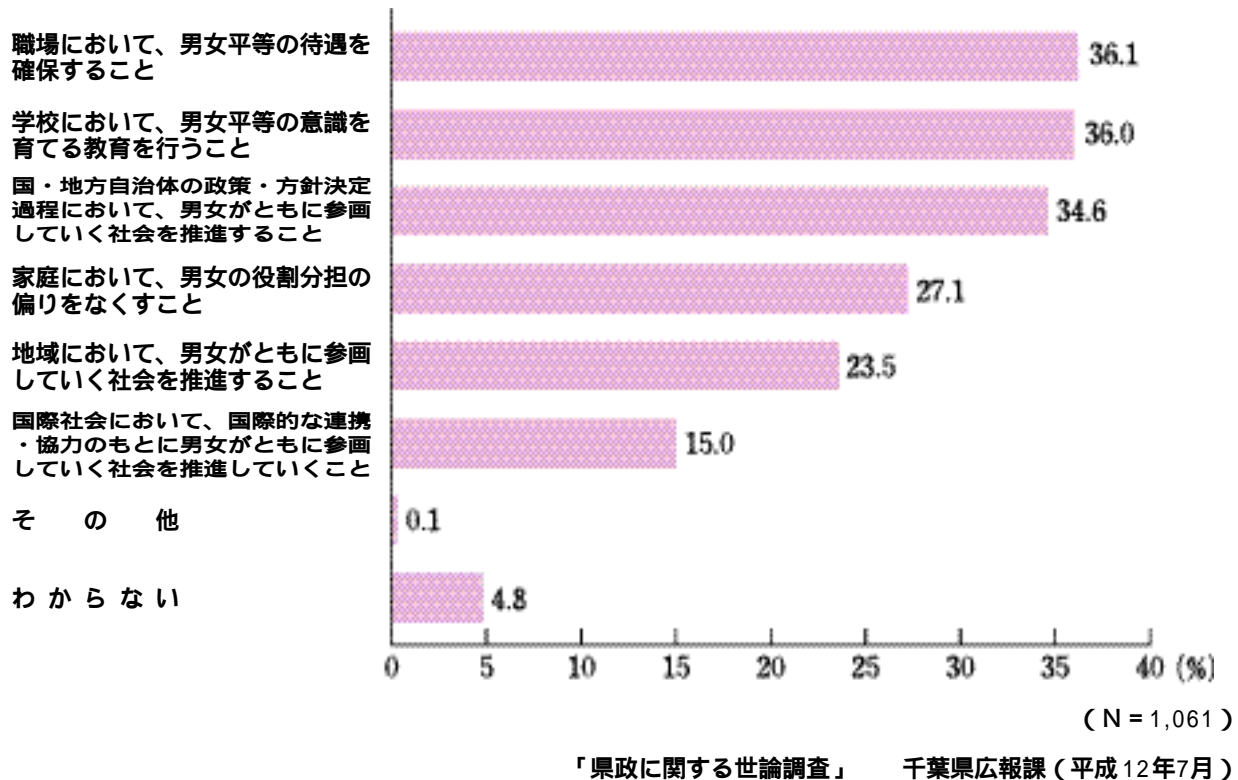
性差別のない、個人が尊重される社会を築くためには、子どもの頃から、固定的性別役割分担意識やジェンダーから解き放された生き方、すなわち、一人ひとりが明確な目的意識のもとに、それぞれの個性を生かした生き方・自己実現を目指すための教育を推進するとともに、学校における慣習や環境が、男女により一層平等なものとなるよう努めることが重要です。

一方、男性の意識変革が強く求められているにもかかわらず、社会教育における男女平等に関する学習への男性の参加率は、依然低い状況にあります。

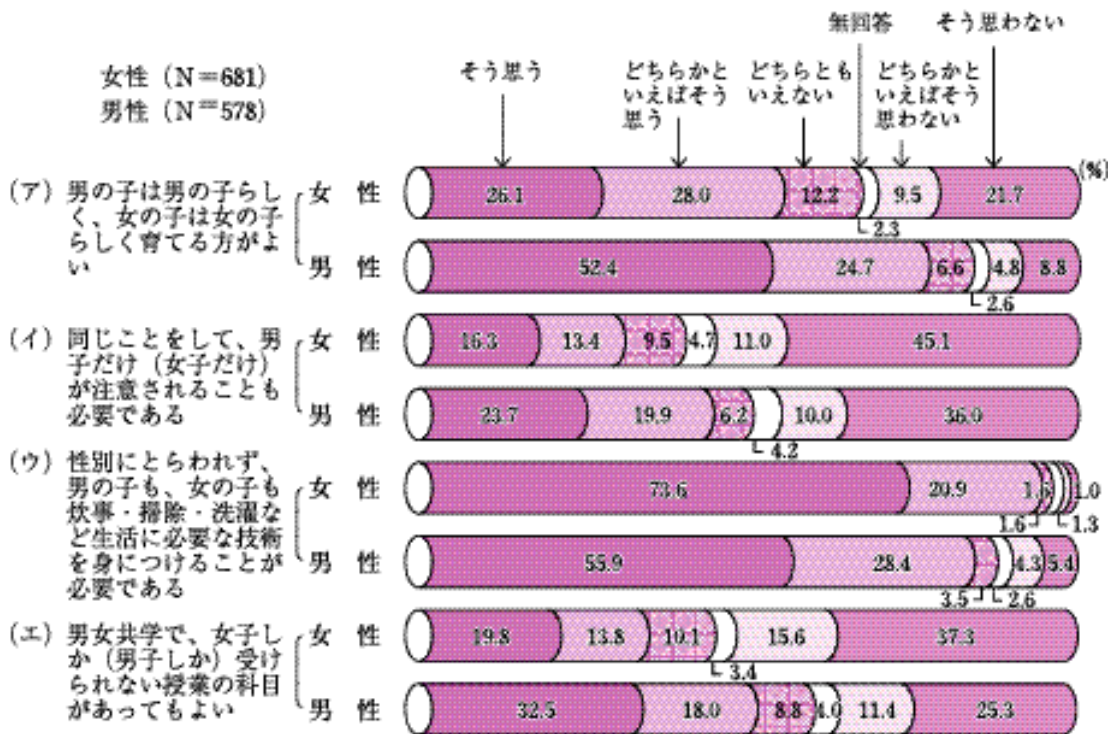
男性の積極的な参加が期待でき、男女ともに個性が尊重され、女性も男性も生涯を通じて自己実現を目指すための様々な社会教育・学習を推進することが必要です。

また、人権を考える上で、性は最もプライベートな人権として尊重される必要があり、性に関する自己決定能力を育むことは大変重要なことです。性はその人の心や生き方、人格といったものから切り離すことができないもので、個を尊重するための教育として、学校はもとより、社会においても性教育を推進することは必要不可欠です。

(図5) 男女共同参画社会の実現を進めていくために重要な分野(千葉県)



(図6) 子どもの教育における男女平等の意識(千葉県)



「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」 千葉県青少年女性課(平成10年11月)

[施策の方向]

学校における男女平等に関する教育・学習の推進

学校において発達段階に即した人権尊重、男女平等教育・学習を推進します。

学校において男女別の名簿を必要以上に使用するなどの男女を分ける慣習や環境の見直しを進めます。

自己実現を目指した生き方ができる教育・学習を推進します。

原則として、県立女子高校の共学化を図ります。

教育関係者の男女平等に関する研修の充実を推進します。

教育関係機関等における性に関する教育・研修や相談の充実を図ります。

社会における男女平等に関する教育・学習の推進

社会においても一人ひとりに対応した人権尊重、男女平等教育・学習を推進します。

人生の必要な時期に再び教育を受けることができるリカレント教育の実施などにより、生涯を通じて自己実現を目指した生き方ができるよう支援します。

社会教育主事等教育関係者の男女平等に関する研修の充実を推進します。

保健所等における性に関する教育・学習や相談の充実を図ります。

基本目標

すべての人が性別にかかわらず、自分らしい生き方を選択できる社会

基本的課題3 男女平等の視点に立った意識変革と慣行の見直し

〔現状と課題〕

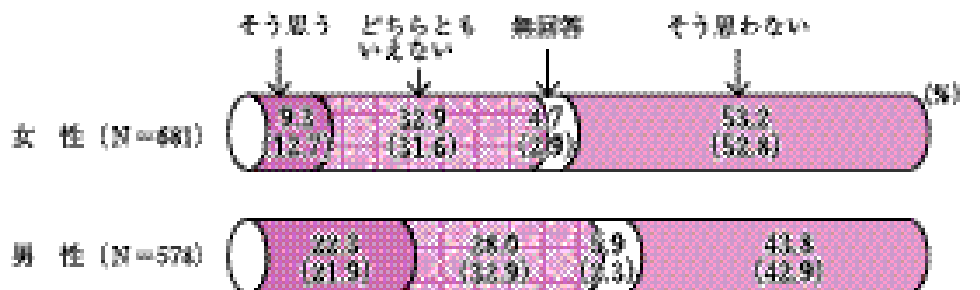
私たちの職場や家庭、地域社会においては、「男は仕事、女は家庭」等の固定的性別役割分担意識や女性を一人前と見なさないしきたりや慣習がまだ根強く残っており、女性に対する差別や偏見が多く見受けられるほか、男性中心の考え方に基づく活動がなされていたり、様々な分野でいずれか一方の性に偏った役割分担が存在しています。

男女の平等意識についても、「男女共同参画に向けた県民意識調査」(千葉県、平成10年)では、「社会全体」「政治の場」「社会通念・慣習」「職場」「家庭」などの分野において、女性の不平等感が強いことを示す結果となっています。

また、「国民生活選好度調査」(経済企画庁、平成9年度)によれば、中学生の子どもに期待する学歴について、昭和51年の調査と比較すると、「大学以上の教育を受けさせたい」と思う割合は、男子については約70%とほとんど変わらないのに対して、女子では21.8%(昭和51年)から39.9%(平成9年)と約2倍に増えましたが、男子に比べると、依然低い状況にあり、親が子どもの性別によって異なった期待を持っていることがうかがえます。

性別にかかわらず一人の人間として主体的に人生を選択し、その能力と個性を十分に発揮できる - 自己実現が達成できる - 社会の実現にとって、このような固定的性別役割分担意識などのジェンダーに支配された意識は、最も根本的、基本的な障害となっており、意識の是正やジェンダーにとらわれない環境づくりが必要不可欠です。

(図7)「男は仕事、女は家庭」についての考え方(千葉県)



()内は、前調査(平成5年)調査

「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」 千葉県青少年女性課(平成10年11月)

(表4) 「男は仕事、女は家庭」についての考え方(全国調査との比較)

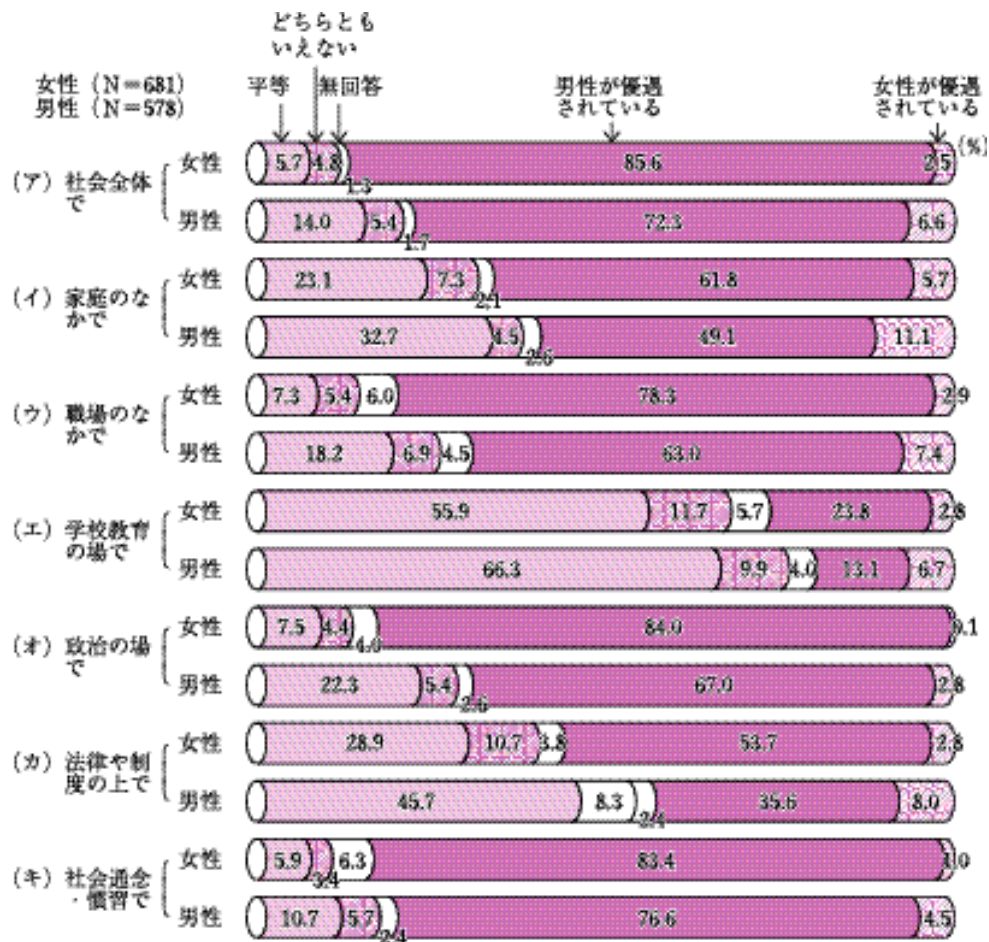
(単位: %)

		N =	同感する方 (「そう思う」)	どちらとも いえない	わからない	無回答	(「そう思わない」) 同感しない方
女性	千葉県調査	681	9.3	32.9	*	4.7	53.2
	全国調査(平成12年)	1,868	21.4	24.5	0.7	*	53.5
男性	千葉県調査	578	22.3	28.0	*	5.9	43.8
	全国調査(平成12年)	1,510	29.6	27.1	1.5	*	41.9

(注)・千葉県調査では「そう思う」「そう思わない」となっている。「わからない」はない。
 ・全国調査は、総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成12年)
 無回答はない。対象者は全国20歳以上の者。面接聴取法により行った調査。

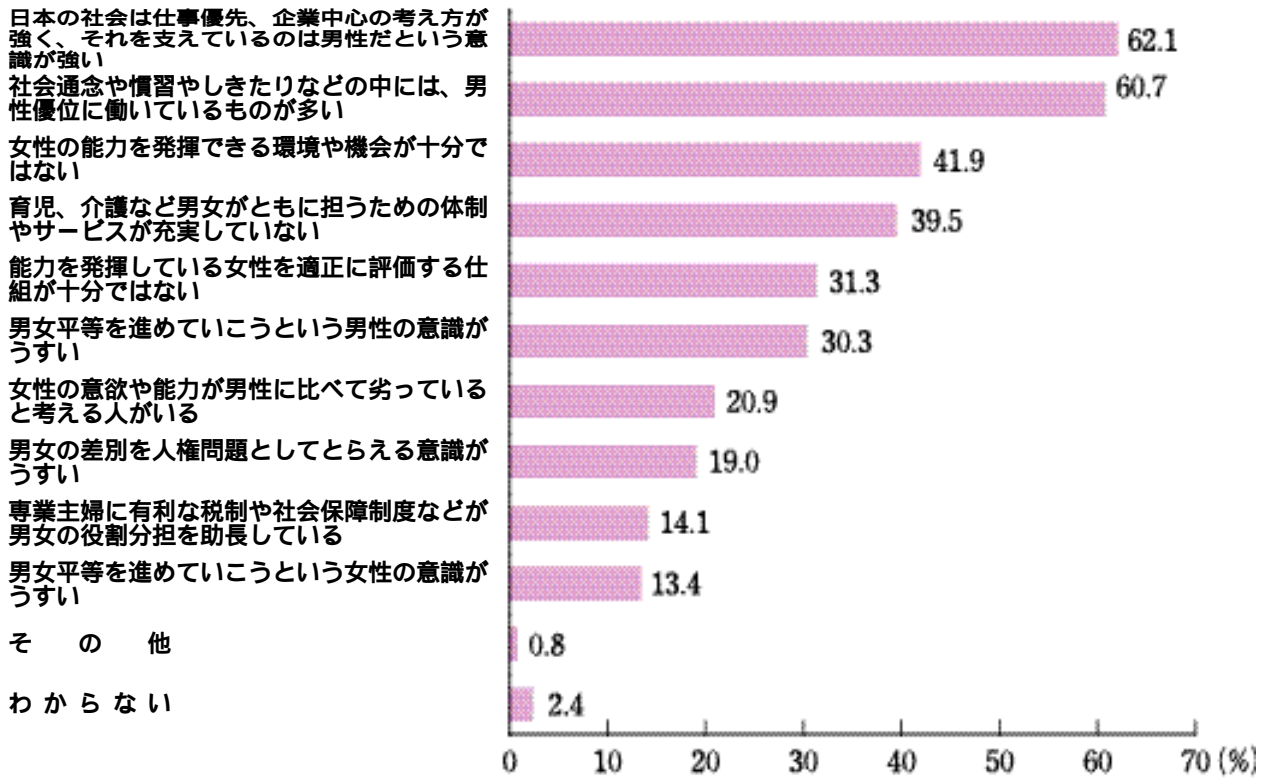
(図8) 分野別男女の平等意識(千葉県)

「あなたは、次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。」



「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」 千葉県青少年女性課(平成10年11月)

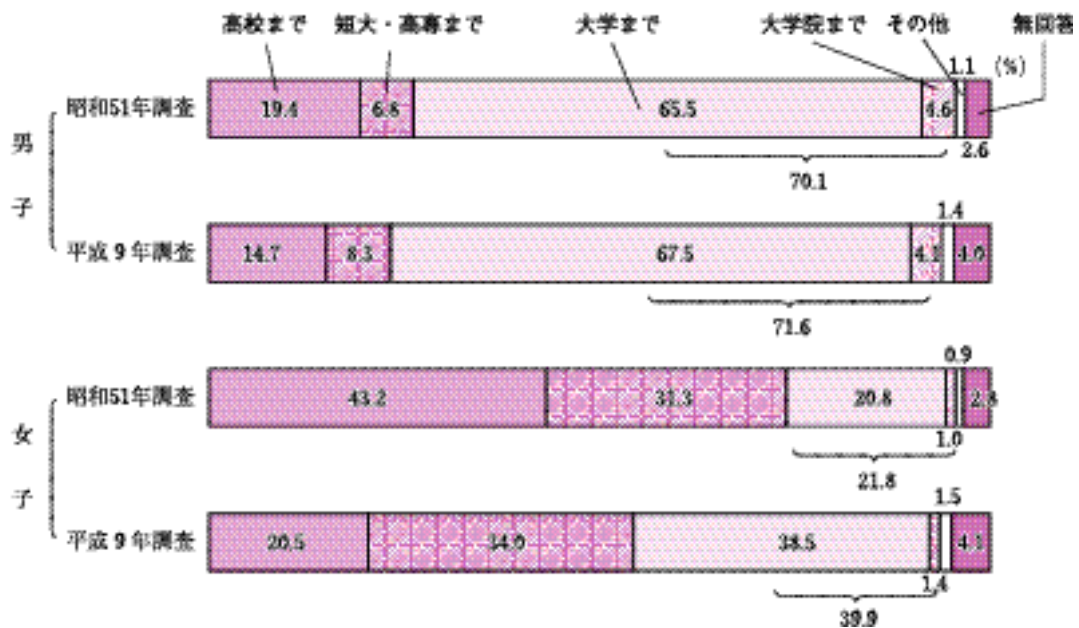
(図9) 男性が優遇されている原因(全国)



(N = 2,592人)

「男女共同参画社会に関する世論調査」 総理府(平成12年)

(図10) 子どもに対する学歴期待(全国)



「国民生活選好度調査」 経済企画庁(平成10年2月)

[施策の方向]

固定的性別役割分担意識の是正と慣行の見直し

市町村や民間企業、諸団体との連携・協力により、固定的性別役割分担意識の是正及び慣行の見直しのための効果的な広報・啓発活動を推進します。

男女共同参画社会を目指した総合的な施策の推進のため、ジェンダーに敏感な視点を持つことができるよう、県・市町村職員等への男女共同参画に関する研修の充実を図ります。

男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集、提供

県民の意識や慣行、男女共同参画に関する調査・研究を定期的実施し、最新の情報を収集し市町村や県民に提供します。

調査・研究の成果を必要な施策に反映し、課題解決に向けた取組を推進します。



性差別用語

男女の優劣関係が前提とされ、性と社会的権力関係とが不可分に結びつけられていることばを指します。

批判の対象となるのは、女性をひとくくりにし、個人の多様性や主体性を認めない表現です。たとえば、過度に性別を強調した「女医」「女流作家」という呼称は、これらの職業が本来は男性のものであるという意識に支えられています。また、「やまとなでしこ」「内助の功」のような決まり文句もステレオタイプ化された伝統的・理想的女性像を念頭に置く点でしばしば問題とされています。

ことばと差別の問題、差別的表現の見直しには、常に「表現の自由」をどう保障するかというテーマがかかわっています。しかし、「表現の自由」を考える時に、ことばの送り手の「表現の自由」の保障だけでなく、ことばの受け手の「表現される自由」、つまりその表現を拒否し、否定する自由の公正な獲得と保障を考慮することに留意する必要があります。

ことばを用いる際にジェンダーに敏感になることは、女性にとって好ましい表現を目指すだけでなく、男らしさを強いられてきた男性にとっても、自らを解放し自由になるための意識変革への第一歩になるといわれています。

基本目標

男女がともに政策等の立案、決定過程に参画し、両者の意思や価値観が反映できる社会

基本的課題4 政策・方針決定過程への女性の参画

[現状と課題]

県・市町村議会の女性議員の割合は全国平均を上回っているものの、依然として女性の割合は低く、審議会等の委員においても、委員に占める女性の割合は18.7%（平成12年4月現在）であり、国の審議会等における女性委員の登用率を下回っています。

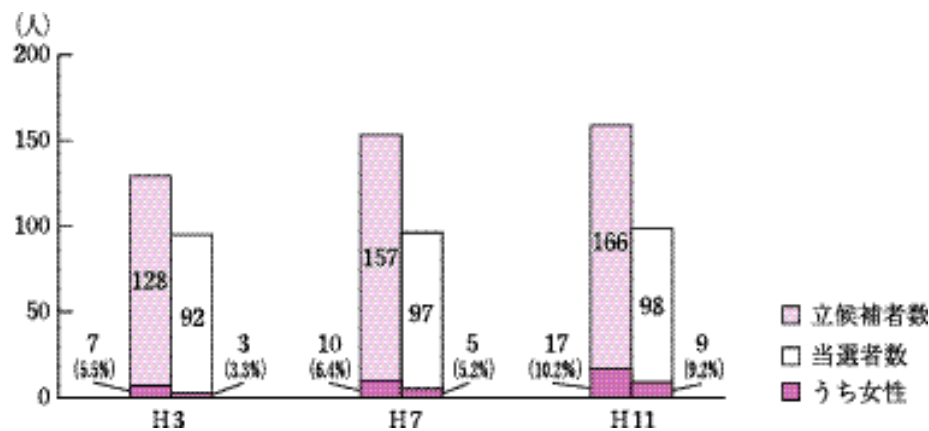
また、県職員に占める女性の割合は32.1%（平成12年4月現在）に対し、管理職に占める女性の割合は5.2%であり、公立小中高等学校のPTA等会長に占める女性の割合は12.2%であるなど、自治体、学校、産業界等の管理職、地域における方針決定の場に占める女性の割合は依然として低く、公的分野と私的分野のいずれにおいても女性の意思や関心事項が政策・方針に反映されているとはいえない状況にあります。

固定的性別役割分担意識等が根強く残っている社会構造の中で、これまで長い間、女性が不利な立場におかれてきました。

女性の意思が政策や方針に十分に反映されるためには、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野における女性の政策・方針決定の場への参画を促進する必要があります。

そのためには、女性の採用、登用の促進、職域の拡大や研修機会等の積極的活用による能力開発が必要です。また、女性と男性の格差を解消し、女性の参画を進めるために、ポジティブ・アクションの積極的導入等を図る必要があります。

（図11）千葉県議会議員一般選挙・女性立候補者及び当選者数



（注）（ ）内は女性の割合

千葉県選挙管理委員会資料

(表5) 千葉県の市町村議会における女性議員

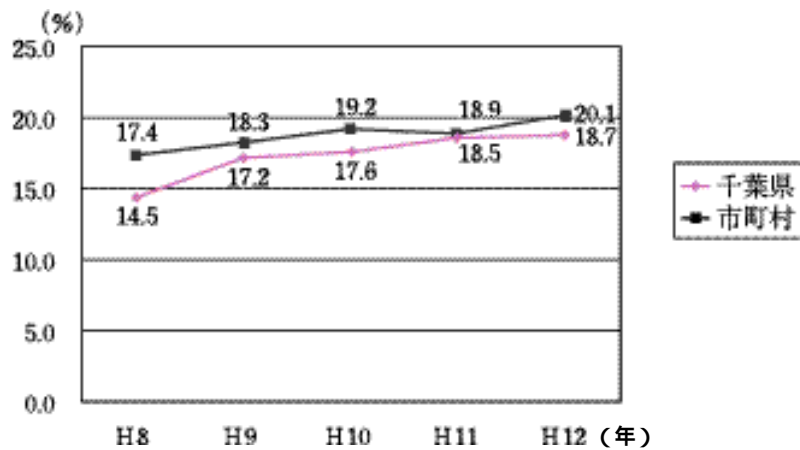
(単位:人、%)

区 分	市		町 村		計	
	議員数	うち女性	議員数	うち女性	議員数	うち女性
平成元年	901	59 (6.5)	950	16 (1.7)	1,851	75 (4.1)
5年	951	80 (8.4)	896	24 (2.7)	1,847	104 (5.6)
11年	946	110 (11.6)	858	44 (5.1)	1,804	154 (8.5)

(注) 各年12月31日現在。()内は女性の割合。

「市町村資料集」 千葉県地方課

(図12) 千葉県及び県内市町村の審議会等における女性委員の割合の推移



千葉県男女共同参画課調べ

(表6) 千葉県知事部局における女性管理職

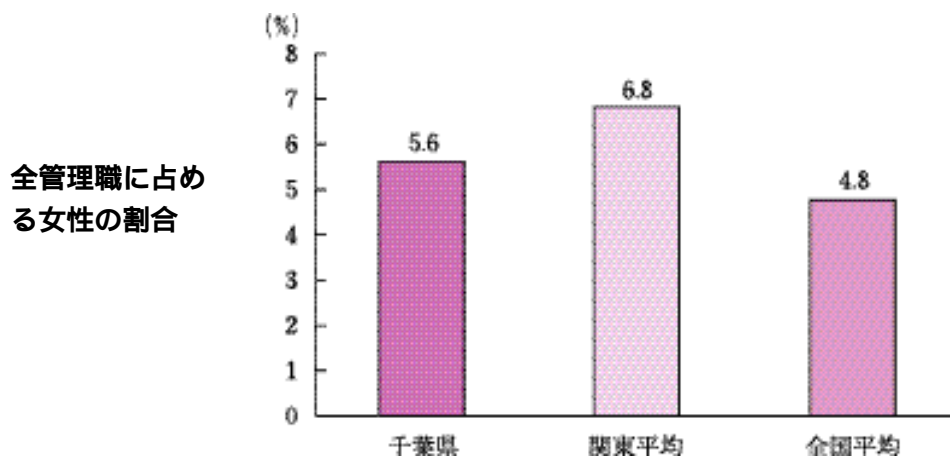
(単位:人、%)

区 分	管理職総数	うち女性管理職数			
		人 数	部 長	次 長	課 長
平成8年	1,242	56 (4.5)	-	14	42
平成9年	1,272	57 (4.5)	-	12	45
平成10年	1,309	62 (4.7)	-	12	50
平成11年	1,390	78 (5.6)	1	13	64
平成12年	1,495	77 (5.2)	1	12	64

(注) 「管理職」は本庁は課長職相当以上、出先機関は本庁の課長職以上に相当するクラスを集計した。
各年4月1日現在。()内は女性の割合。

千葉県総務課

(図13) 知事部局管理職に占める女性の割合の比較 (平成11年4月1日現在)



「都道府県及び指定都市における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

総理府男女共同参画室 (平成12年7月) より作成

(表7) 千葉県公立小中高等学校、盲・聾・養護学校における女性管理職 (校長、教頭)

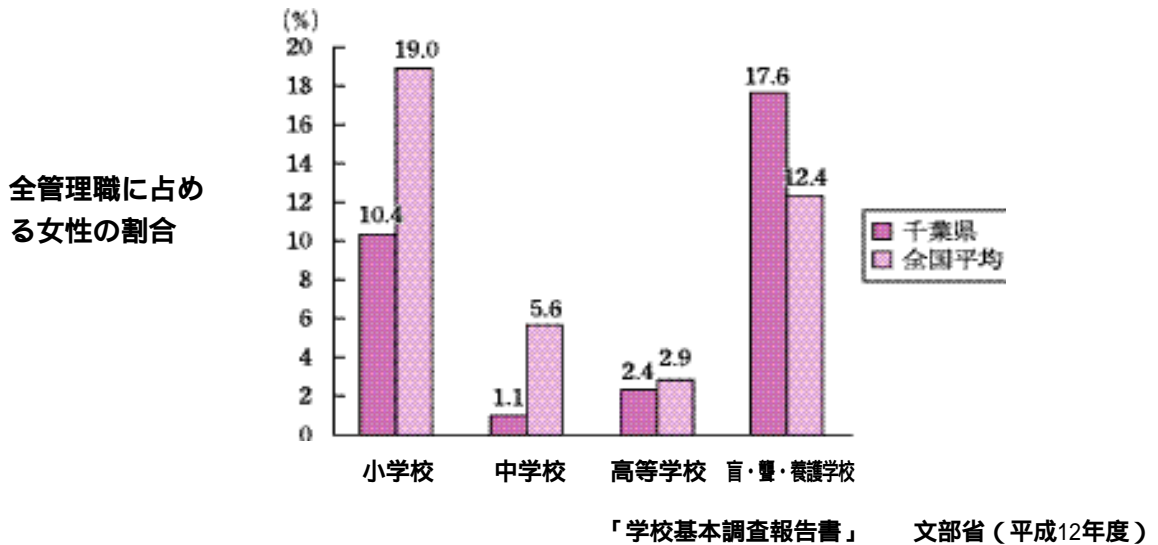
(単位: 人、%)

区 分	公立小学校		公立中学校		公立高等学校		盲・聾・養護学校	
	総 数	うち女性 ()	総 数	うち女性 ()	総 数	うち女性 ()	総 数	うち女性 ()
平成8年	1,696	181 (10.7)	820	15 (1.8)	329	5 (1.5)	70	9 (12.9)
平成10年	1,701	190 (11.2)	807	10 (1.2)	328	6 (1.8)	71	11 (15.5)
平成12年	1,710	178 (10.4)	784	9 (1.1)	328	8 (2.4)	74	13 (17.6)

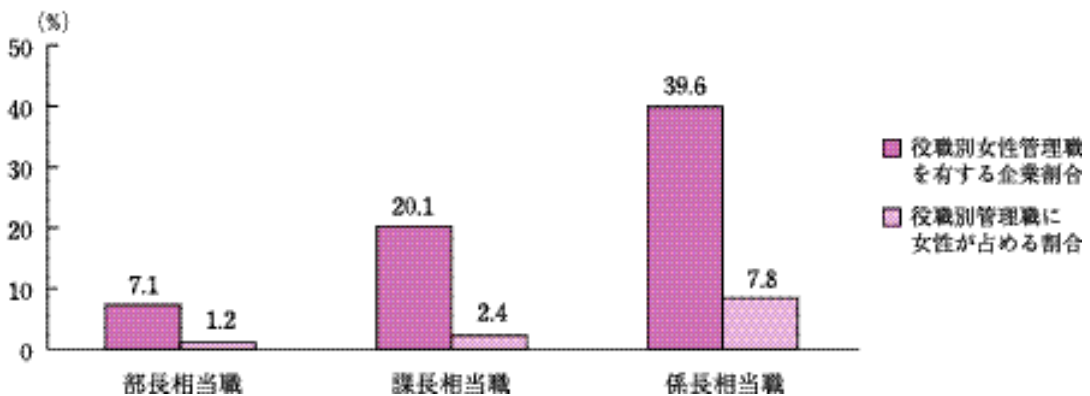
(注) 各年5月1日現在。()内は女性の割合。

「学校教育実態調査」 千葉県教育委員会

(図14) 公立学校における女性管理職(校長、教頭)の割合の比較



(図15) 企業における役職別管理職の状況(全国)



- (注) 1. 「役職別女性管理職を有する企業割合」は、全企業に占める割合である。
 2. 「役職別管理職に女性が占める割合」は、該当役職がある企業に占める割合である。

「女性雇用管理基本調査」 労働省(平成10年度)

(表8) 千葉県公立幼、小、中、高、盲・聾・養護学校のPTA等会長に占める女性の割合

区分	全会長数	女性会長数	割合
幼稚園	159人	102人	63.8%
小・中学校	1,180人	129人	10.9%
高等学校	161人	35人	21.7%
盲・聾・養護学校	33人	26人	78.8%
合計	1,533人	292人	19.0%

千葉県男女共同参画課調べ (平成12年10月現在)

[施策の方向]

政策・方針決定過程への女性の参画促進

県職員・教職員の管理職への女性の登用を推進します。また、市町村をはじめ企業、各種団体等への積極的な女性登用の働きかけなどを実施していきます。

県及び市町村における審議会等への女性委員の登用を促進します。

女性の人材に関する情報の整備、提供

県及び市町村における審議会等への女性委員の登用を促進するため、女性人材の発掘及び情報の収集・提供の推進、女性人材情報のデータベース化を行います。

女性のエンパワーメントのための教育・学習機会の充実

女性のエンパワーメントのための教育・学習機会の充実や、女性のネットワーク充実のための支援を行います。



グラス・シーリング

ガラスの天井の意。女性の能力発揮を妨げ、企業や組織における上級管理職への昇進や、意思決定の場への登用を阻害している見えない障壁のことをいいます。

男女雇用機会均等法など法制度上雇用の分野における男女平等は保障されていますが、従来男性が就いていた上位のポストに女性が就くのは非常に難しい状況が見られます。

職場に女性の能力や役割に対する固定的観念が依然として強ければ、女性の能力発揮を妨げ、働く意欲を削ぐだけでなく、企業にとっても活力を損なう結果をもたらします。

ガラスの天井をなくすには、女性自身がエンパワーメントし、積極的になることも大切です。そのためには、ポジティブ・アクションの導入、教育研修の充実などを進める必要があります。

基本目標

男女がともにその能力を発揮し、多様な働き方が可能となり、家庭生活とその他の活動を両立し、豊かでゆとりある生き方ができる社会

基本的課題5 労働の場における男女の平等

〔現状と課題〕

雇用の場への女性の進出が進む中、男女雇用機会均等法・労働基準法等の法制度の整備は進んだものの、実際には男女の均等な機会と待遇が十分確保されているとはいえない状況が見られます。たとえば、募集、採用では、女子学生の就職難や昇進、配置の面での男女格差等が見られます。そして、昇進や勤続年数等における差が要因となって、男女の賃金には依然として大きな格差が見られます。「賃金構造基本統計調査」（労働省、平成11年）によると、男女の賃金格差は依然として大きく、女性の賃金は男性の67.6%にとどまっています。

今後、情報化の進展等産業構造が変化していく中で、女性の就業に不利な影響が出ないよう雇用等の均等な機会と待遇の確保の一層の徹底が必要となることが予想されます。

女性の就業形態は、一層多様化が進んでいます。特にパートタイム労働者は、年々増加しており、その多くを女性が占めています。女性パートタイム労働者の賃金は一般労働者の時間当たり賃金の65.8%（「賃金構造基本統計調査」労働省、平成11年）と依然として低い状況にあり、一般労働者との均衡を考慮した処遇・労働条件の確保などが課題となっています。さらに、パートタイム労働や派遣労働、テレワークなどの新しい就業形態等に関する適切な情報の提供や、就業条件の一層の整備が必要です。

また、本県は全国有数の農漁業県であり、女性は農業従事者の約半数（専業農家では46%）を占め、重要な担い手になっており、農山漁村において女性は生産活動のほか、家庭生活や地域社会の中で大きな役割を担っています。

しかし、農業委員への女性の就任状況や農協個人正組合員に占める割合等は全国平均を下回っており、漁協個人正組合員に占める女性の割合は、全国平均を上回っているものの依然として低く、漁協組合役員に占める女性の割合に至っては、1%にも満たないなど、方針決定の場への参画は依然遅れている状況にあります。

また、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・慣行が残っており、女性が生産活動や家事・育児等において果たしている役割に対する適正な評価がされにくい状況にあります。

一方、商工自営業に従事する女性も、生産と生活の区別がしにくく、女性は二重の負担を背負っています。

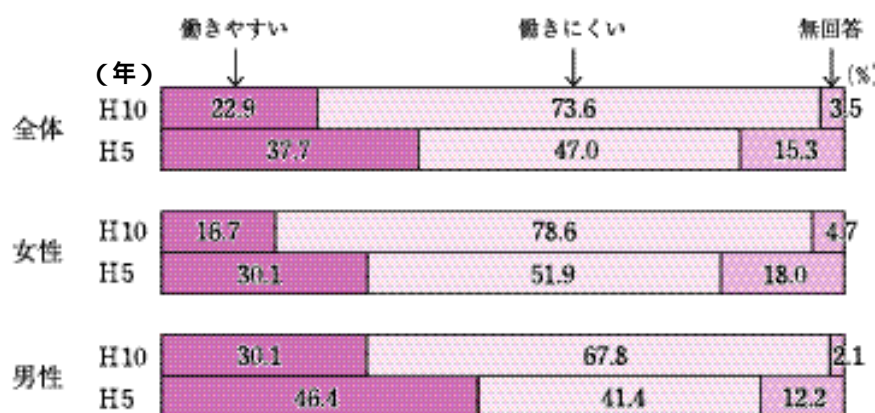
このため、女性農林漁業者の生産技術や経営管理能力の向上による経営への主体的参画と商工自営業に従事する女性の貢献に対する評価、地域社会の方針決定の場への参画を進める必要があります。

さらに、固定的性別役割分担意識を是正し、女性に対する過重な負担を軽減する必要があります。

女性は産める性に起因する身体的特徴を持っており、労働の場において、そのことによる差別を受けることがなく、さらに、母性が尊重されることが必要です。このため、女性が働きながら安心して子どもを産むことができ、出産後も引き続きその能力を十分に発揮することができる環境づくりが大切です。

(図16) 女性の働く状況の評価(千葉県)

「全般的に見て、女性は働きやすい状況にあると思いますか。」



「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」 千葉県青少年女性課(平成5年、平成10年11月)

(表9) 千葉県における一般労働者賃金等の実態

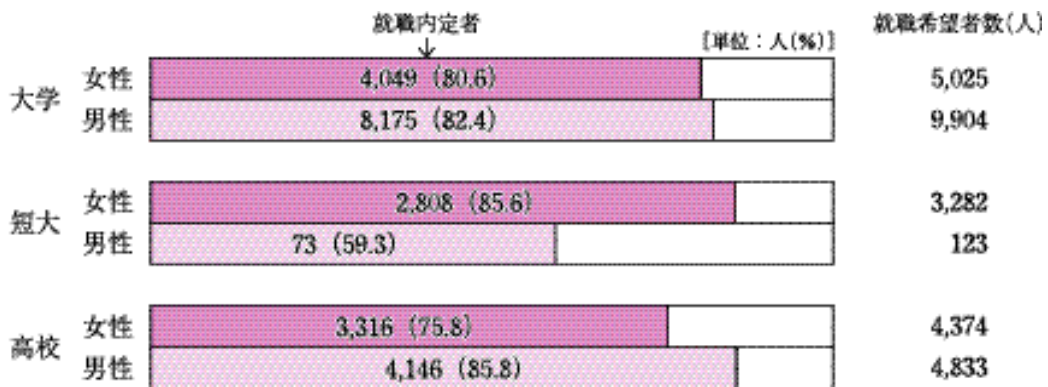
(単位:年、時間、千円)

区分	勤続年数	所定内労働時間	きまって支給する現金給与額 (所定内給与額)	年間賞与その他特別給与額
女	8.0	162	229.5	683.7
男	13.0	166	339.7	1167.8
男女比	61.5	97.6	67.6	58.5

(注) 男女比は「男=100」とした場合の女性の値

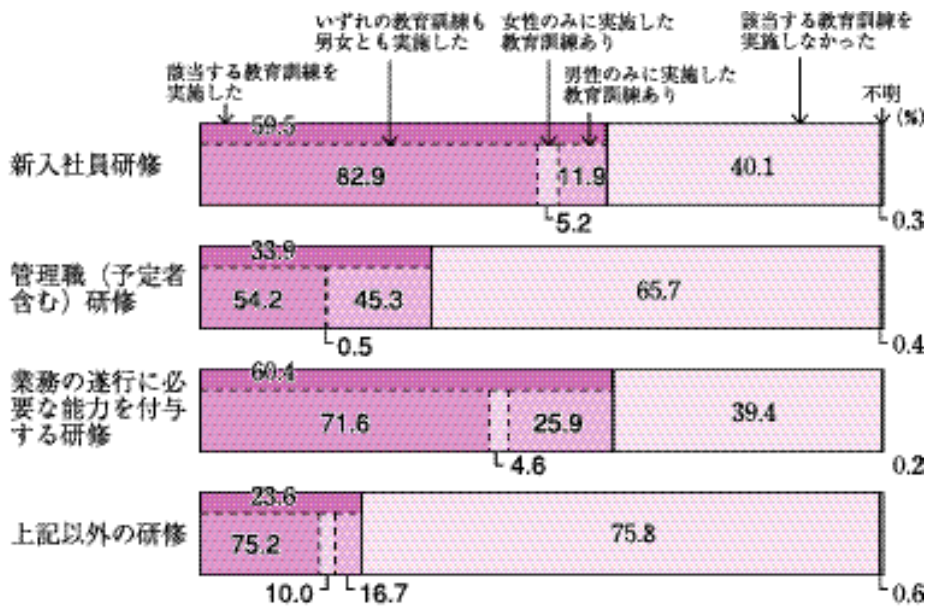
「賃金構造基本統計調査」 労働省(平成11年)

(図17) 平成12年3月新卒者の就職希望者に対する就職内定率(千葉県)



千葉労働局、千葉県教育委員会調査(平成12年)

(図18) 教育訓練(全国)



(注)「女性のみ実施したもの」と「男性のみ実施したもの」とは複数回答の場合がある。

「女性雇用管理基本調査」 労働省(平成10年度)

(表10) 農林漁業者の1日平均の仕事及び家事労働時間(全国)

(単位:時間、分)

項目	仕事	家事	介護・看護	育児	計
女	4.45	2.54	0.05	0.09	7.53
男	6.04	0.13	0.02	0.02	6.21
男女比	74	1954	250	450	121

(注) 男女比は「男=100」とした場合の女性の値

「社会生活基本調査報告」 総務庁(平成8年)

(表11) 農林漁村における政策や方針決定の場への女性の参画(全国)

(単位:%)

項目	千葉県	全国
農業委員数に占める女性の割合	0.4	1.7
農山漁村に関する審議会に占める女性の割合	12.5	
農業協同組合個人正組合員に占める女性の割合	10.3	13.8
農業協同組合役員に占める女性の割合(理事)	0	0.4
漁業協同組合個人正組合員に占める女性の割合	12.5	5.6
漁業協同組合役員に占める女性の割合	0.8	0.2

「平成10事業年度総合農協統計表」 農林水産省(平成12年)

「平成9年度水産業協同組合統計表」 水産庁(平成11年)

[施策の方向]

雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の場における実質的な男女平等を実現するため、事業主を対象としたセミナー等の広報・啓発を行い、男女雇用機会均等法の周知徹底を図ります。

実質的な男女平等を実現し、女性の能力を最大限に生かすため、女性の能力発揮のための取組(ポジティブ・アクション)の促進を図ります。

県の工事の発注や物品の購入等における入札参加指名業者の選定において、業者のポジティブ・アクションの取組状況を考慮することを、国等の動向を踏まえ研究します。

女性の雇用機会の拡大と職業能力の開発、向上

女性の雇用機会の拡大のための情報提供や相談を行うほか、職業能力開発機関等の整備充実により、女性の職業能力開発を支援します。

農林漁業における男女のパートナーシップの確立

農山漁村において政策・方針決定過程の場への参画など、男女が対等なパートナーとして参画することや、そのために必要なポジティブ・アクションの促進について、「千葉県農山漁村いきいき指標」の達成を通じて推進していきます。

自営業者、家族従業者及び起業家に対する支援

商工業等の自営業における家族従業者に関する実態調査について、国等の動向を踏まえて検討します。

講座、セミナーの開催や資金調達の円滑化、診断等による起業家への支援を推進します。

多様な働き方を可能とする就業支援

テレワークなどの新しい就業形態の普及への対応や、パートタイム就業希望者への情報提供等により、パートタイム労働等多様な働き方を可能とする就業支援を推進します。

セミナーの開催や広報紙等による啓発活動を通じて、パートタイム労働者、派遣労働者等の就業条件の改善を促進します。

働く女性の母性保護

妊娠・出産期等の女性の保護の確立など労働環境の整備を促進します。



同一価値労働同一賃金

「同一価値労働同一賃金」とは、同一の価値をもった労働に対しては、同一の賃金を支払わねばならないとするものです。

この原則を適用すれば、賃金の男女格差のかなりの部分が是正されると考えられています。

男女の賃金格差の最大の原因は、女性は伝統的に「女性向き」とされる職種や職務に雇用され、男性のそれと分離されていたことによるものです。男性と女性は従事する仕事が違うので賃金が違って性差別ではないとされてきました。

同一価値労働同一賃金の原則は、女性の労働の価値を再評価し、女性の仕事の中身を見直し、男性職との賃金差別を撤廃しようとするものです。

そして、これはILO100号条約が採用する原則で、労働基準法第4条がこれに該当するとして、日本も批准しています。しかし、日本では、年功賃金などがこの原則に違反するとの議論もあります。

基本目標

男女がともにその能力を発揮し、多様な働き方が可能となり、家庭生活とその他の活動を両立し、豊かでゆとりある生き方ができる社会

基本的課題6 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立

[現状と課題]

わが国が平成7年(1995年)に批准した「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(ILO第156号条約)は、すべての人が職業生活と家庭生活を調和させ、平等に人間らしく生きていくことができる社会を目指しています。

しかし、固定的性別役割分担意識等が根強く存在する現状では、共働き世帯か否かにかかわらず、女性の方がより多く、家事・育児・介護等の家庭責任と地域活動の双方を担っています。

諸外国と比べ、我が国では、男性は、仕事中心の考え方を持つ者が多く、家事・育児・介護などへの参画の度合いが低く、ボランティア活動などの地域活動へ参加している割合も低い状況にあります。

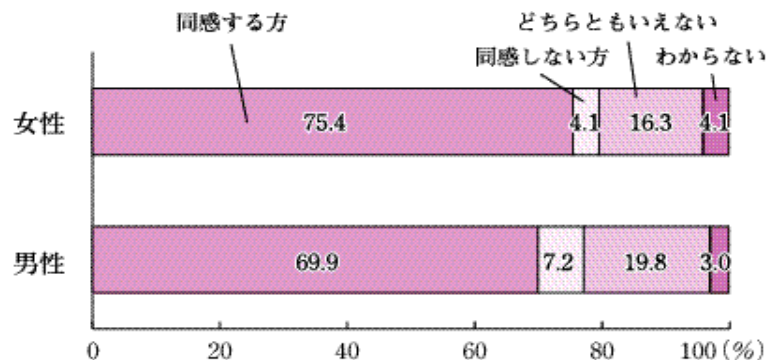
豊かでゆとりある生き方ができる社会においては、男女とも個人の生きがいの場が、職場・家庭・地域にバランスをとって展開できるようにしていくことが必要です。特に、男性については、職場中心の意識・ライフスタイルから、職場・家庭・地域のバランスがとれたライフスタイルへの転換が求められています。

今後、家族の小規模化、高齢化等が一層進展し、育児や介護等に対する家族の負担がますます大きくなることが予想されます。

育児・介護等を社会全体の問題としてとらえ支援するとともに、男女の職業生活と、家庭生活、地域生活の両立のための施策の推進が必要です。

(図19) 男性の地域活動や家庭生活における活動への参画(全国)

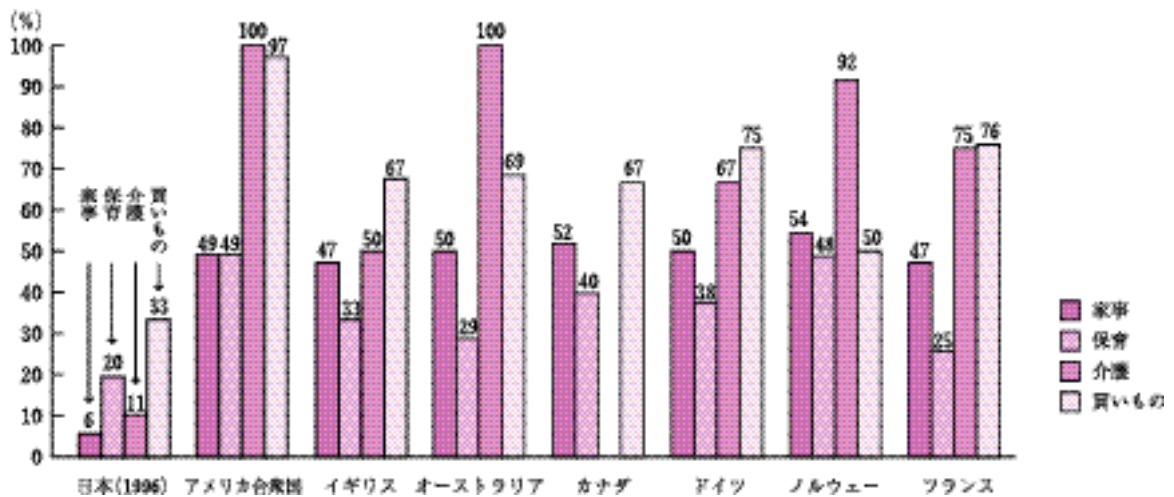
「『男性はもっと地域社会の活動や家庭生活における活動に参画する必要がある』という考え方がありますが、あなたは、この考え方に同感する方ですか。それとも同感しない方ですか。」



「男女共同参画社会に関する世論調査」

総理府(平成12年)

(図20) 男性の家事参画度国際比較



資料出所：UNDP “Measures of unrecorded economic activities in fourteen countries” 中
データ及び総務庁「社会生活基本調査報告」(平成8年)により作成。

「男女共同参画白書」 総理府(平成11年版)

(表12) 育児休業取得状況(全国)

(単位：%)

事業所規模	女性	男性	出産者に占める育児休業者の割合	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合
総計	97.6	2.4	56.4	0.42
500人以上	99.6	0.4	76.3	0.11
100～499人	99.4	0.6	71.4	0.14
30～99人	95.6	4.4	47.2	0.91
5～29人	97.6	2.4	55.0	0.34

「女性雇用管理基本調査」 労働省(平成11年度)

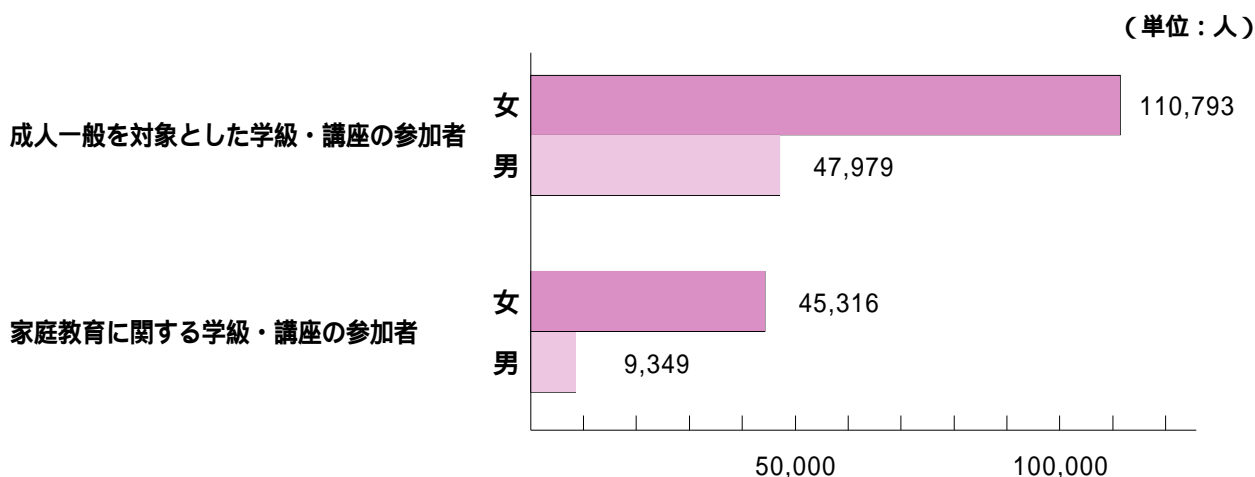
(表13) 介護休業取得状況(全国)

(単位：%)

事業所規模	女性	男性	女性労働者に占める介護休業者の割合	男性労働者に占める介護休業者の割合
総計	90.7	9.3	0.15	0.01
500人以上	71.2	28.8	0.06	0.01
100～499人	76.6	23.4	0.05	0.01
30～99人	97.4	2.6	0.15	0.00
5～29人	91.4	8.6	0.22	0.01

「女性雇用管理基本調査」 労働省(平成11年度)

(図21) 成人教育参加状況(千葉県)



「千葉県の社会教育(統計編)」 千葉県教育委員会(平成12年度)

[施策の方向]

社会全体での子育て・介護支援の推進

多様化する子育て・介護ニーズに対応するため、保育所や地域における子育て・介護支援体制の充実、様々な家族形態等にも柔軟に対応できる社会全体での子育て・介護支援を推進します。

労働時間の短縮等就業条件の改善

職業生活と家庭生活、地域生活の両立を図るため、労働時間の短縮の促進や裁量労働制の普及を進めます。

育児・介護休業を取得しやすい環境の整備

仕事と育児・介護の両立を図るため、育児や介護を行う労働者が、育児・介護休業を取得しやすい環境を整備します。

再就職希望者に対する支援

育児・介護等を理由として退職した者について、再雇用制度の普及等による再就職の機会の確保を図るとともに、研修やセミナーによる再就職のための支援を行います。

家事・育児・介護等への男女共同参画の促進

職業生活と家庭生活・地域活動との両立を図るため、男性の意識改革を促す働きかけを行い、家事・育児・介護等への男女共同参画を促進します。

また、家事・育児・ボランティア活動などの無償労働(アンペイド・ワーク)に関する研究を行い、男女がともに有償労働(ペイド・ワーク)と無償労働をバランスよく担うことの必要性に対する理解を促します。

ひとり親家庭等への自立支援

ひとり親家庭等の経済的、社会的自立のための支援を実施します。

地域活動への男女共同参画の促進

ボランティア活動、生涯学習の場の充実等を図り、地域活動への男女共同参画を促進します。



ILO156号条約

国連の専門機関であるILO（国際労働機関）が1981年に採択した「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約」のことです。

ILO156号条約は、女子差別撤廃条約が、家族的責任を男女がともに担うことを基本的な考え方としていることを、雇用の場で具体化した条約といえます。この条約は、2つの目的として（1）家族的責任をもつ男性労働者と女性労働者の平等の実現（家族に対する責任は男女が平等に担って働く）、（2）家族的責任をもつ労働者その他の労働者の平等（家族的責任をもつ人とそうでない人との間の機会及び待遇の平等）の実現を掲げ、そのための措置として、（ア）家族的責任をもつ労働者の必要に応じた特別の措置、（イ）一般的に労働者の条件を改善することを目的とする措置を求めています。これは、育児休業などの特別措置だけでなく、労働時間の短縮など全体の労働条件の引き上げが家族的責任をもつ人とそうでない人との平等にとって必要であり、家族の有無にかかわらず、私生活と調和できる労働条件を確保していこうという考え方です。

日本は、1992年に育児休業法を法制化し、1995年に同法を改正して介護休業制度を導入し同年、この条約を批准しました。

基本的課題 7 生涯を通じた健康支援と福祉の充実

[現状と課題]

女性は、生物学的にその身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっているという特徴を持っています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは女性のライフサイクルを通じて、身体に対する自己決定を行い、健康を享受する権利（産む産まない、避妊法の選択、治療法の選択などを他から強制されることなく自分で決める権利）と、その自己決定を可能にするあらゆるサービスを利用できる権利を保障するものです。この考え方は、平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱され、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議において、女性の基本的人権として位置付けられました。

しかし、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、その言葉の普及さえいまだ十分ではなく、意識として浸透しているとは言い難い状況です。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立のためには、その普及と定着はもとより、インフォームド・コンセントの確立、メンタル・ヘルスの推進、避妊の選択肢の拡大、法的整備等について考えていくことが求められています。

また、本県においても今後一層高齢化が進展し、2025年には約4人に1人が高齢者になると見込まれています。女性は男性よりも平均寿命が長く、一人暮らし高齢者の約4分の3は女性であり、また、高齢者の介護を女性が主に担っている現状では、高齢者が直面する問題の多くは、女性により大きな影響を及ぼすと考えられます。

さらに、家族規模の縮小化や介護内容の重度化、介護期間の長期化など、家族にかかる負担が今後一層大きくなることが予想されることから、介護を家族全員で担うことはもとより、社会全体で介護を担っていくという視点で環境整備を進めることが必要です。

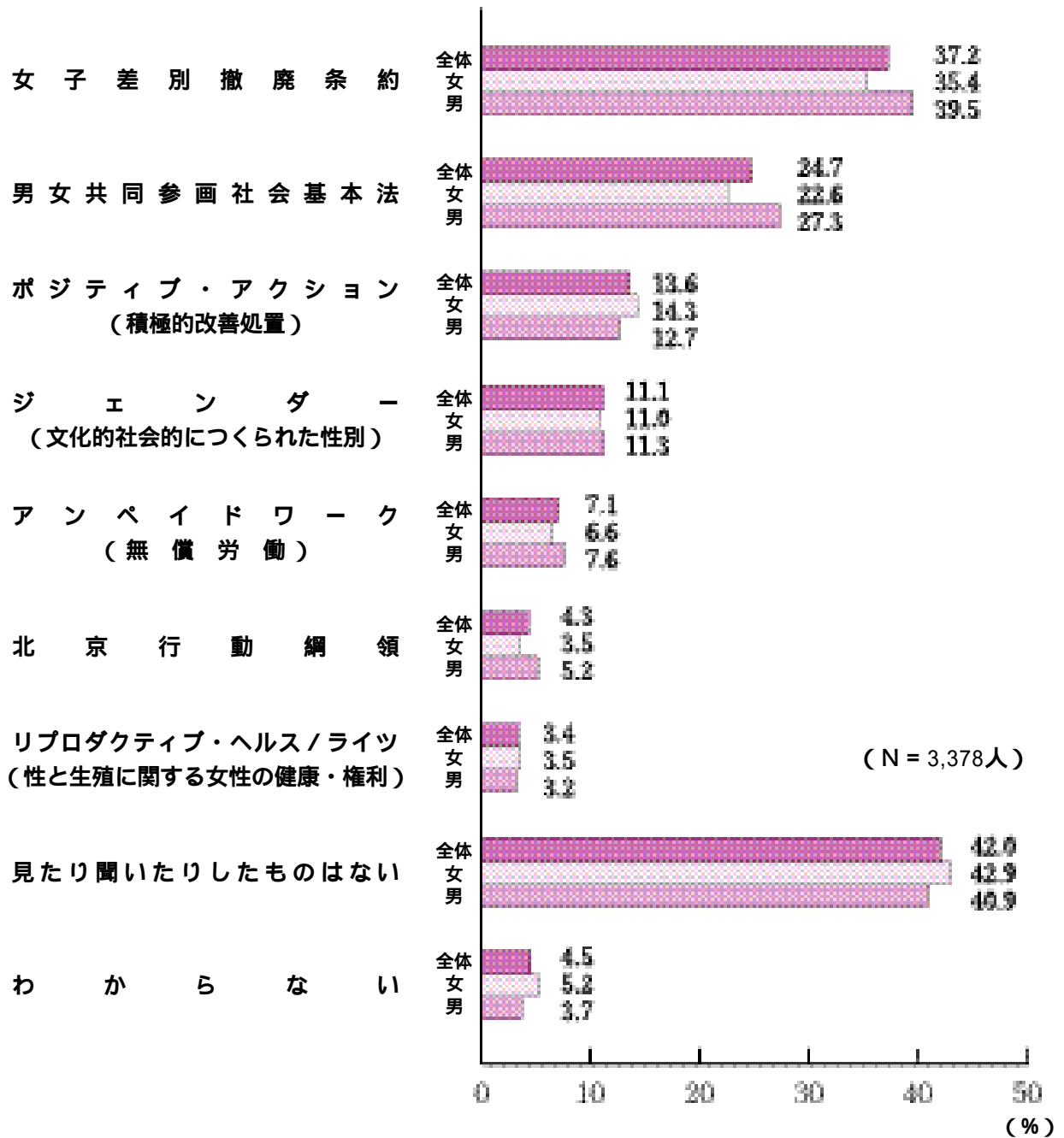
一方、男性は、職場中心のライフスタイルに偏りがちなことから、高齢期を迎えたとき、地域社会との結びつきが希薄であったり、家事などの日常生活面での自立ができていないなどの問題に直面するといった傾向が見られます。

このため、誰もが長い人生を生きがいをもって送れるよう、経済的基盤の確立を図るとともに、生涯を通じて男女がともに健康で、自立し、高齢になっても、社会の一員としての参画を可能とする様々な支援が必要です。

さらに、障害者が生涯にわたり健康で、様々な形での社会参画ができるよう支援することが必要です。

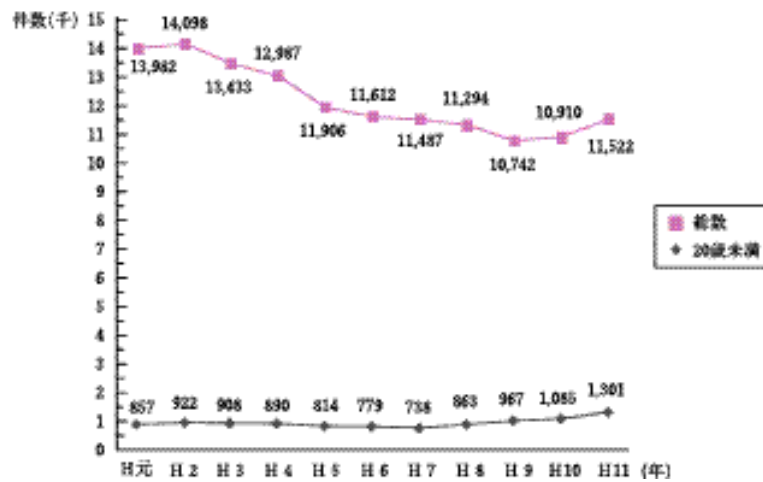
(図22) 女性に関する用語の周知度(全国)

「これらのことばの内、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものをすべてをあげてください。」



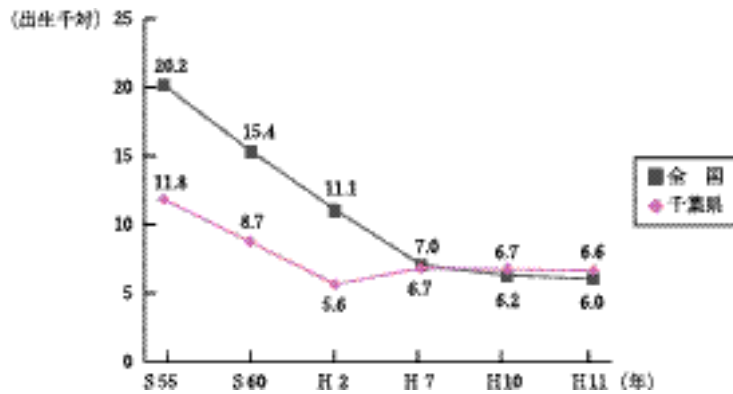
「男女共同参画社会に関する世論調査」 総理府(平成12年)

(図23) 人工妊娠中絶件数の推移 (千葉県)



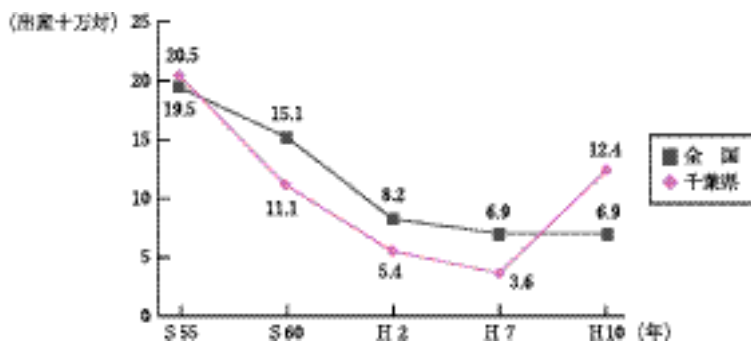
「優生保護統計報告」(平成元年～7年) 「母体保護統計報告」(平成8年～11年) 厚生省

(図24) 周産期死亡率の推移



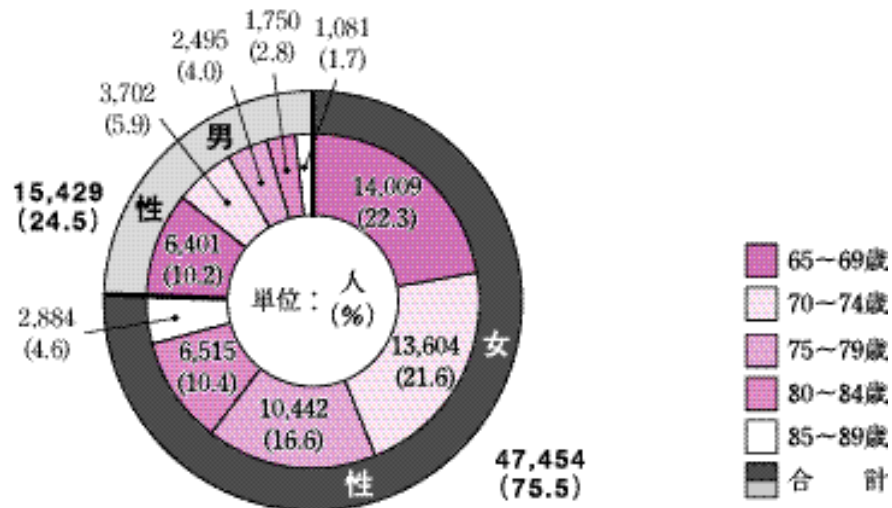
「人口動態の概況」 千葉県健康福祉政策課資料(平成11年)

(図25) 妊産婦死亡率の推移



「人口動態統計」 厚生省(平成10年)

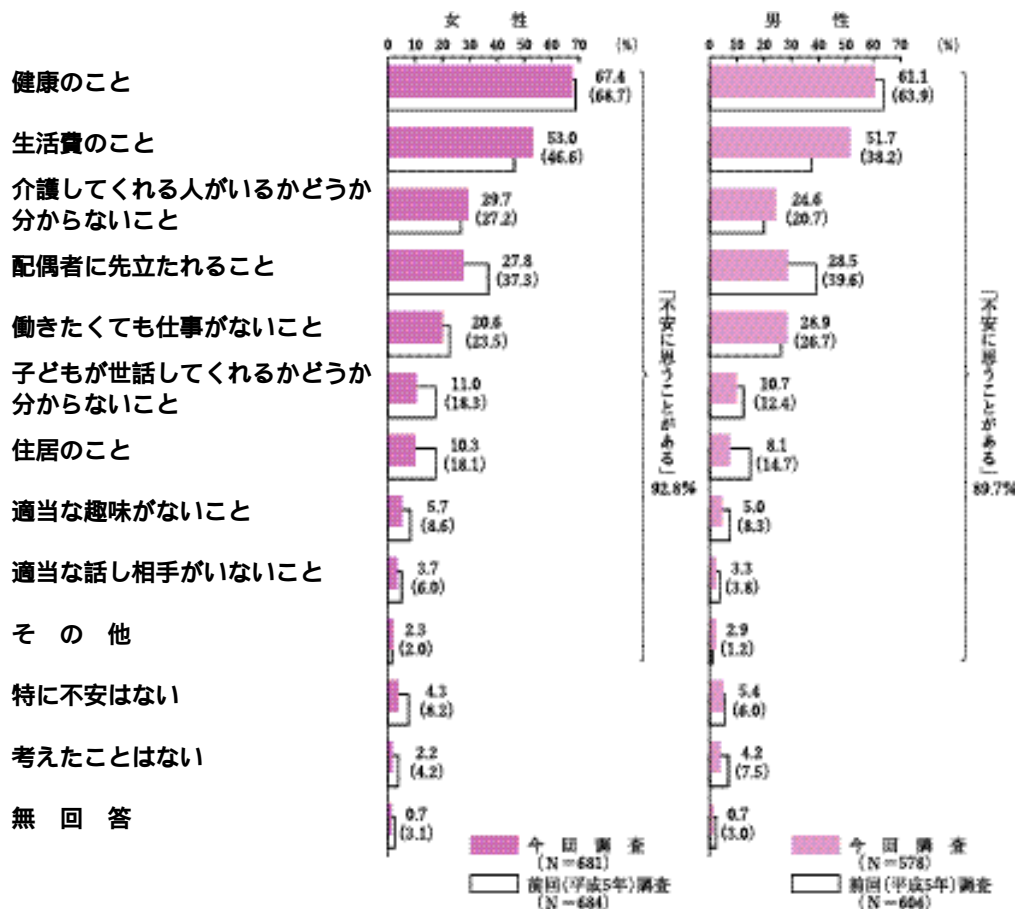
(図26) 65歳以上の一人暮らし高齢者数(千葉県)



「国勢調査」 総務庁(平成7年)

(図27) 老後についての不安感(千葉県)

「あなたが、ご自分の老後について、不安に思うことが次の中にあれば、あげてください。」



「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」 千葉県青少年女性課(平成10年11月)

[施策の方向]

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に対する理解を促し、社会に広く定着するように普及・啓発を推進し、その確立を目指します。

周産期医療、母子保健水準の維持向上のための各種施策、女性の健康に大きな影響を及ぼすHIV・エイズや性感染症、薬物乱用等について、正しい知識や予防対策等の普及啓発を推進するとともに、各種健康診査を通じて、女性特有の病気の予防対策等、生涯を通じた健康支援のための施策を推進します。

高齢者・障害者の福祉の充実

高齢者・障害者が社会参画し、健康で自立した生活を送ることができるよう就業に向けた総合的な支援体制の整備、生涯学習の場や情報の提供、高齢者にやさしい居住環境の整備等の支援を行います。

支援を必要とする誰もが必要なサービスを受けることができるよう、各種老人福祉施設・障害者福祉施設の充実、介護保険制度の円滑、適正な運営を確保するための市町村への支援等高齢者・障害者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるための様々な福祉の充実を図ります。



三歳児神話

厚生白書（平成10年度）では、次のように記述しています。

「三歳児神話というのは本当だろうか。三歳児神話とは『子どもは三歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす』というものである。

三歳児神話は、欧米における母子研究などの影響を受け、いわゆる「母性」役割が強調される中で、育児書などでも強調され、1960年代に広まったといわれる。（中略）

しかし、これまで述べてきたように、母親が育児に専念することは歴史的に見て普遍的なものでもないし、たいていの育児は父親（男性）によっても遂行が可能である。また、母親と子どもの過度の密着はむしろ弊害を生んでいる、との指摘も強い。欧米の研究でも、母子関係のみの強調は見直され、父親やその他の育児者などの役割にも目が向けられている。三歳児神話には、少なくとも合理的な根拠は認められない。」

基本目標

地球市民として国際社会との協働を推進する社会

基本的課題 8 国際的な視野からの連携と相互協力の推進

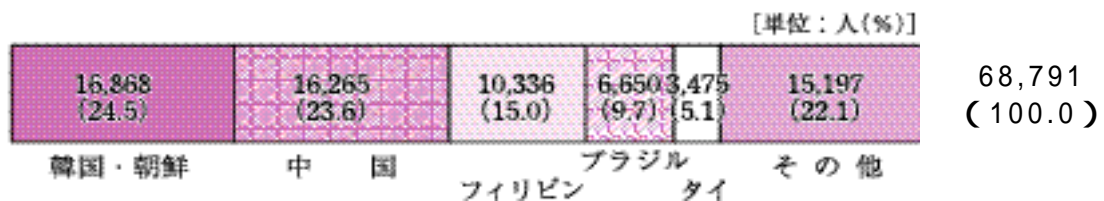
[現状と課題]

国連婦人の十年以降、わが国の女性問題への取組は、国際的な動きと連動して進められてきました。今後、一層のグローバル化と地方分権の進展により、地域と世界との交流が活発化することが見込まれ、男女共同参画の問題を考える上で、国際社会における取組の成果や経験を活用し、私たちの取組を進めていくことが、ますます求められるようになることが考えられます。

また、地球上には、多くの女性と子どもが直面している貧困や飢餓の問題、地球規模の環境問題等、私たちが地球社会の一員として協力すべき問題もあり、この点においても国境を越えた連携と相互協力が求められています。

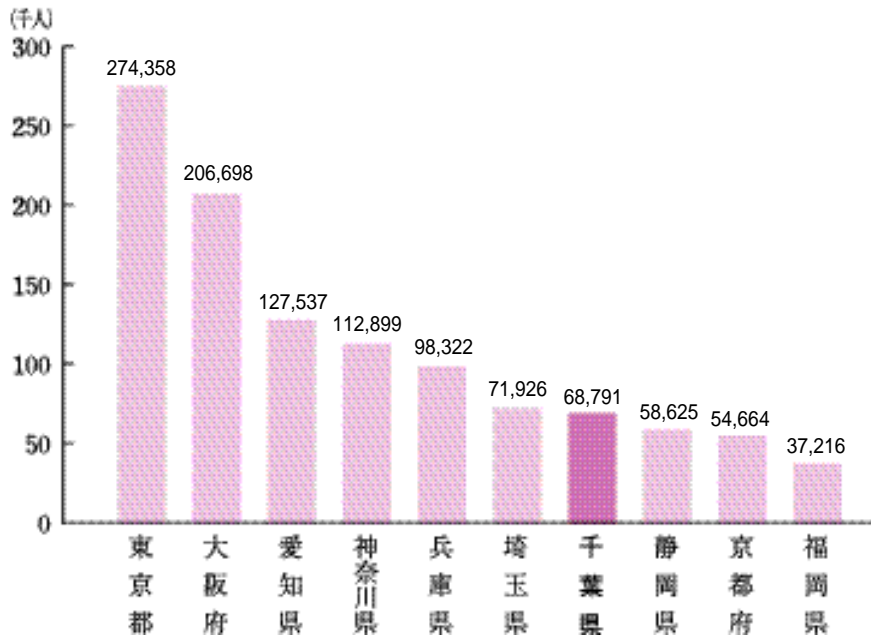
このため、私たち一人ひとりが、国際的な視野から問題を理解し、主体的に交流・協力を進めることが必要とされています。

(図28) 国籍(出身地)別外国人登録者(千葉県)



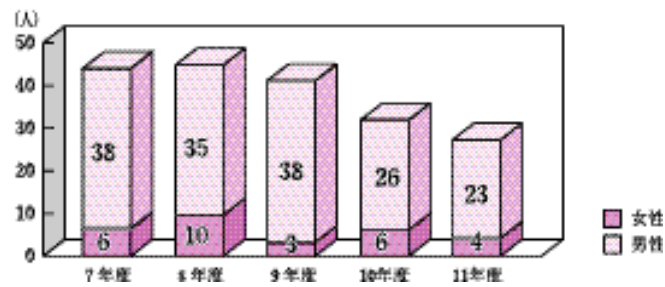
「在留外国人統計」 法務省(平成11年12月末現在)

(図29) 都道府県別外国人登録者数(上位10都府県)



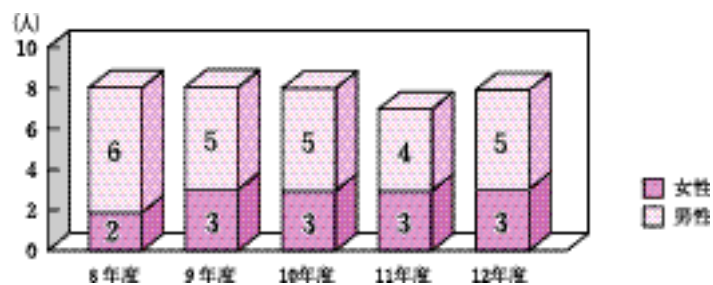
「在留外国人統計」 法務省(平成11年12月末現在)

(図30) 青少年指導者海外派遣の推移(千葉県)



千葉県県民生活課資料(平成12年)

(図31) 海外技術研修員受入実績の推移(千葉県)



千葉県文化国際課資料(平成12年)

[施策の方向]

国際交流の推進

国際理解・交流のための各種講座、海外研修、姉妹州をはじめとする諸外国との交流や、学校教育における国際理解・交流機会の拡充を推進します。

国際交流・協力を通じて、世界的な規模で取り組まれている女性問題に関心を持ち、問題解決や世界平和に貢献していくことができるよう啓発に努めます。

国際協力の推進

本県の特徴を生かした開発途上国の発展への協力や国際ボランティアの人材育成、国際協力をを行うNPO等の団体に対しその活動を支援します。

外国人とともに暮らせる環境づくりの推進

外国人に対する情報提供や社会生活の場で遭遇した各種問題等に関する相談活動を充実させ、地球的に考え、地域から行動する社会の実現を目指します。



国連婦人の地位委員会（女性の地位委員会）

国連が女性の地位向上に取り組む上で、中核的な役割を担ってきた委員会で、1946年に経済社会理事会の中に設置されました。

国連婦人の地位委員会は、これまで「女性の参政権に関する条約」「既婚女性の国籍に関する条約」「女子差別撤廃条約」などの起草作業を行い、男女平等の実現を目的として活動してきました。同委員会は当初、男女の法律上の平等に努力してきましたが、法律上の平等のみならず、実質上の平等へ、特に国際婦人年以降は、「平等」に加えて「開発」や「平和」の問題へとテーマを拡大してきました。

メンバーは2001年現在、アフリカ13か国、アジア11か国など地域ごとに選出された45の国連加盟国で構成されており、任期は4年で、日本もメンバー国になっています。

事業計画

(平成13年度～平成17年度)



第4章 事業計画

基本的課題

1 女性の人権の尊重と侵害の解消

施策の方向：(1) 女性に対する暴力の排除

等は新規事業を表す。

具体的施策	個別事業等	担当課名
<p>女性に対する暴力に対する捜査体制の整備、犯罪の予防、取締りの強化</p> <p>交番・駐在所の整備を進めるとともに、警察官の増員、優れた捜査官の育成や女性警察官の捜査員への指定による捜査体制の充実を図るとともに、犯罪防止のための広報啓発等により、女性に対する暴力の予防、取締りの強化を推進します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交番・駐在所の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・交番・駐在所の整備 ・交番の不在対策の強化（交番相談員の配置） ・交番・駐在所ネットワークシステム等の拡充整備 3 警察官の計画的な増員と優れた捜査官の育成 <ul style="list-style-type: none"> 警察本部の高度な情報通信システムの整備 4 被害の潜在化防止と二次的被害防止・軽減のための女性警察官の性犯罪捜査員への指定と被害者対策教育の実施 5 地域安全指導員的全署配置による情報提供や防犯診断の実施 <ul style="list-style-type: none"> 重要、凶悪事件への民間協力体制の充実強化 7 外国人女性に関する人の密輸（トラフィッキング）等の対策の徹底による人身売買組織の排除 8 インターネットを利用した犯罪の取締り強化とハイテク犯罪被害防止に関わる広報啓発活動の推進 	<p>(警)地域課 (警)地域課 (警)地域課</p> <p>(警)会計課 (警)警務課 刑事総務課 捜査第四課</p> <p>(警)刑事総務課 教養課</p> <p>(警)地域課</p> <p>(警)刑事総務課 (警)生活環境課</p> <p>(警)警務課</p>
<p>被害女性に対する相談、保護、支援の充実</p> <p>警察署へのカウンセラーの配置、女性センターの相談体制の充実、各種相談窓口の周知等により、被害女性に対する相談体制の連携・充実を図るとともに、婦人相談所の一時保護の推進や、実態調査を踏まえ、緊急一時保護の体制・施策の充実に向けた取組を進めます。</p> <p>また、二次被害防止・軽減等のための女性警察官の捜査員への指定を推進します。</p> <p>さらに、犯罪被害者支援連絡協議会による支援や、他の被害者支援団体とのネットワークの構築を進めるとともに、女性被害者支援研究会を活用し、関係機関等の連携による的確な支援策の検討を進めるほか、市町村の犯罪被害者支援に関する条例制定を支援します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 少年相談・補導活動の充実及び被害少年等対策の推進 2 警察署へのカウンセラー配置 3 被害の潜在化防止と二次的被害防止・軽減のための女性警察官の性犯罪捜査員への指定と被害者対策教育の実施（再掲） 4 女性センターの相談体制の充実 5 外国人を対象とした相談体制の充実 6 犯罪被害者対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・専門相談員の設置、スーパーバイザーの委嘱によるカウンセリング体制の強化 ・犯罪被害者支援連絡協議会、女性被害者支援研究会による被害者への支援 女性に対する暴力の関係機関のネットワーク会議の設置 8 婦人相談所の一時保護の推進 9 関係機関の連携による相談者の身辺保護の徹底 10 市町村の犯罪被害者支援に関する条例制定への支援 	<p>(警)少年課</p> <p>(警)生活安全 総務課 警務課</p> <p>(警)刑事総務課 教養課</p> <p>男女共同参画課 文化国際課</p> <p>(警)警務課</p> <p>(警)警務課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>児童家庭課 (警)生活安全 総務課 警務課</p> <p>(警)警務課</p>

<p>実態の把握</p> <p>女性に対する暴力の実態を把握するための調査を行い、その結果を踏まえ、必要な対策を検討します。</p> <p>女性に対する暴力の防止対策の推進</p> <p>女性に対する暴力を防止するため、企業・学校・地域における広報・啓発を推進します。</p>	<p>女性への暴力に関する実態調査 女性への暴力問題、外国人女性の支援対策に関する検討組織の設置と対策の検討</p> <p>企業・学校・地域等における女性に対する暴力の防止に関する広報・啓発</p>	<p>男女共同参画課 男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課 労政課</p>
--	---	---

施策の方向：(2) 女性に対する暴力を許さない環境づくり

<p>女性に対する暴力を誘引する有害環境の浄化</p> <p>女性に対する暴力を誘引する有害環境を浄化するために、風俗環境の浄化や有害図書等の規制の強化を推進するとともに、性の商品化防止のための広報・啓発、青少年の非行防止に取り組みます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 風俗環境の浄化及び悪質営業店の排除 2 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進 3 有害図書等の規制の強化 4 インターネット上の有害情報に関する取締りの強化 5 青少年補導センター活動の充実 6 青少年相談員の活動促進支援 7 青少年育成会議・市町村民会議の活動促進のための組織整備 8 非行防止のための啓発 性の商品化防止のための広報・啓発 	<p>(警)生活安全 総務課</p> <p>(警)少年課 県民生活課</p> <p>(警)生活環境課 警務課 県民生活課 県民生活課 県民生活課</p> <p>県民生活課 男女共同参画課</p>
---	--	---

施策の方向：(3) マスメディアにおける女性の人権への配慮

<p>メディア・リテラシーの向上</p> <p>固定的性別役割分担意識に偏った表現、性の商品化、暴力表現等の解消に向けて、メディア・リテラシーの向上のための学習機会を提供します。</p> <p>公的機関の広報・出版物における表現内容の点検</p> <p>ジェンダーに敏感な視点をもって広報等に携われるよう、公的な出版物等に関するガイドラインを作成するとともに、広く民間へ周知します。</p>	<p>女性センターにおけるメディア・リテラシーの向上のための学習機会の提供と意識啓発</p> <p>公的な広報・出版物に関するガイドラインの策定と民間への周知</p>	<p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p>
---	---	-------------------------------

施策の方向：(1) 学校における男女平等に関する教育・学習の推進

具体的施策	個別事業等	担当課名
<p>学校における男女平等を推進する教育・学習の充実</p> <p>男女平等観に立った人間形成や個性を生かし自己実現を目指すための教育を進めるため、副読本の作成、性別にとらわれない進路指導の充実等、学校における男女平等に関する教育を推進します。</p> <p>また、男女平等教育の担い手である教職員に対する研修の充実を図ります。</p> <p>さらに、原則として、県立女子高校の共学化を図るとともに、県立学校において、各学校の状況を踏まえた男女混合名簿の使用への対応に努めます。</p>	<p>男女平等教育推進校の指定の検討 男女平等教育のための副読本の作成</p> <p>3 教職員研修の実施と教職員のための男女共同参画に関する手引きの配布</p> <p>4 学校における人権教育の推進</p> <p>5 人権教育の研究指定校の指定</p> <p>6 個性・創造性を育む教育推進のための高等学校の特色づくり 高校生を対象とするインターンシップの推進</p> <p>8 科学者等による特別理科教室</p> <p>9 小中高生を対象にしたものづくり体験教室等の開催</p> <p>10 中高生のためのベンチャー企業体験と教員研修の実施</p> <p>11 性別にとらわれない進路指導の充実 男女共同参画に向けた意識形成のための啓発パンフレット等の発行 高等学校再編の推進(県立女子高校の共学化)</p>	<p>男女共同参画課 男女共同参画課 指導課 男女共同参画課 指導課 指導課 指導課</p> <p>指導課 指導課 産業振興課</p> <p>産業振興課</p> <p>指導課 男女共同参画課</p> <p>企画広報課</p>
<p>性に関する教育・啓発・相談の推進</p> <p>性に関する自己決定能力を育むための性教育を各学校の実情や生徒の発達段階を踏まえて実施するとともに、スクールカウンセラーや養護教諭等による相談活動を充実します。</p>	<p>1 学校における性教育の充実</p> <p>2 教育相談・生徒指導の充実 ・スクールカウンセラー配置の充実 ・スクールカウンセラースーパーバイザーの設置 子ども発達支援センター(仮称)の設置 ・総合教育センター、特殊教育センターにおける教育相談の実施</p> <p>3 保健室における相談活動のための研修の充実</p>	<p>学校保健課</p> <p>指導課 指導課</p> <p>指導課 指導課 義務教育課 学校保健課</p>

施策の方向：(2) 社会における男女平等に関する教育・学習の推進

<p>社会における男女平等を推進する教育・学習の充実</p> <p>地域社会等における男女平等に関する学習機会を提供するとともに、社会教育に携わる職員に対する男女平等に関する研修を充実します。</p> <p>また、(社)千葉県人権啓発センターを中心とした民間団体等との連携により人権尊重のための啓発活動を推進します。</p>	<p>1 人権教育の促進 ・人権教育推進のための指導者養成と人権意識の啓発 ・市町村における人権教育の促進 千葉県人権施策基本指針(仮称)の策定</p> <p>3 (社)千葉県人権啓発センターを中心とした民間団体等との連携強化と、メディア等の活用による啓発活動の促進</p> <p>4 人権尊重意識の醸成のための啓発活動の強化促進</p> <p>5 人権教育・啓発の促進と市町村との連携強化、全県的に取り組む体制の充実</p> <p>6 出張ウィメンズセミナー、ウィメンズユニバーシティ事業等各種講座の開催</p>	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課 健康福祉政策課 健康福祉政策課</p> <p>健康福祉政策課</p> <p>健康福祉政策課</p> <p>男女共同参画課</p>
--	---	--

<p>家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実</p>	<p>7 公民館における各種講座内容の充実 8 生涯学習フェスティバルの開催 9 社会教育主事・公共図書館等職員研修の実施 10 市町村社会教育施設の整備 11 さわかちば県民プラザ事業の充実 12 生涯学習情報提供システム事業の拡充 男女共同参画に向けた意識形成のための啓発パンフレット等の発行（再掲） 14 ちば県民だよりを活用した啓発の推進</p>	<p>社会教育課 社会教育課 社会教育課 社会教育課 社会教育課 社会教育課 男女共同参画課 男女共同参画課</p>
<p>ジェンダーから解き放された生き方を目指した家庭教育を進めるために、公民館の講座内容の充実や地域におけるセミナー等の開催を推進します。</p>	<p>1 出張ウィメンズセミナー、ウィメンズユニバーシティ事業等各種講座の開催（再掲） 2 子育てフォーラム(父と子の関わりを考える)の開催 3 公民館における各種講座内容の充実（再掲） 4 家庭教育関係資料の刊行</p>	<p>男女共同参画課 社会教育課 社会教育課 社会教育課</p>
<p>性に関する教育・啓発・相談の充実</p>	<p>1 保健所等における性に関する学習・相談の充実支援 2 女性センターの相談体制の充実（再掲） 3 少年相談・補導活動の充実及び被害少年等対策の推進（再掲）</p>	<p>児童家庭課 男女共同参画課 （警）少年課</p>
<p>地域における性に関する教育等を充実させるために、乳児院や保健所等において、生命の尊厳や性に関する教育を行うとともに、女性センター等における相談体制の充実を図ります。</p>		

施策の方向：(1) 固定的性別役割分担意識の是正と慣行の見直し

具体的施策	個別事業等	担当課名
<p>広報・啓発の充実、強化</p> <p>固定的性別役割分担意識の是正や慣行の見直しを図るため、「(仮称)千葉県男女共同参画の日」を制定するとともに、イベントや啓発誌等による広報・啓発活動を推進します。</p> <p>また、市町村における男女共同参画施策を支援します。</p> <p>さらに、行政及び警察職員に対する研修や民間団体等へ男女共同参画に関する研修会等の講師を派遣します。</p>	<p>「(仮称)千葉県男女共同参画の日」の制定</p> <p>2 男女共同参画を考えるイベントの開催 男女共同参画に向けた意識形成のための啓発パンフレット等の発行(再掲) 民間企業・団体等の女性人材活用を促進するための広報・啓発 男女共同参画体験活動事例の募集</p> <p>6 市町村が行う男女共同参画施策に対する支援の拡充</p> <p>7 職員研修所等における職員研修 ・県幹部職員、一般職員の研修 ・市町村職員の研修 ・県警察職員の研修 ・県警察相談員の研修</p> <p>8 行政情報ネットワークを活用した広報・啓発 民間団体等への講師の派遣</p>	<p>男女共同参画課 男女共同参画課 男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課 男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課 男女共同参画課 (警)教養課 (警)教養課</p> <p>男女共同参画課 男女共同参画課</p>
<p>法識字*(リーガル・リテラシー)の強化</p> <p>人権保障に関する条約・法令や侵害救済に関する相談窓口等に関する情報を提供するとともに、女性の権利に関する学習機会の充実を図ります。</p>	<p>1 人権保障に関する条約・法令についての広報</p> <p>2 女性の権利に関する学習機会の充実</p>	<p>健康福祉政策課 指導課 男女共同参画課 男女共同参画課</p>

(*法識字：自分に保障された権利を知り、その権利を行使するための手続きを理解する能力、知識を使いこなすことができること)

施策の方向：(2) 男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集、提供

<p>男女共同参画に関する調査研究の推進</p> <p>男女共同参画に関する県民意識や現状、課題等を把握し、施策に反映させるため、女性センターの調査研究機能の強化を図るとともに、県民意識調査等を実施します。</p>	<p>1 女性センターの調査研究機能の強化</p> <p>2 「県政に関する世論調査」、「県政モニター」を活用した県民意識の把握</p> <p>3 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査の実施</p>	<p>男女共同参画課 男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p>
<p>白書の充実と活用の促進</p> <p>男女共同参画の実現に向けて、県民意識の高揚を図るため、男女共同参画の現状等を分析し</p>	<p>1 男女共同参画白書の作成</p>	<p>男女共同参画課</p>

た白書を毎年発行し、活用の促進を図ります。

県及び女性センターの多様な媒体を活用した情報収集、提供の充実

男女平等の視点に立った意識改革のために、ちば県民だより、テレビ、インターネット等各種媒体を活用し、男女共同参画に関する情報の収集、提供の充実に努めます。

- 1 県政情報の提供の充実
- 2 行政情報ネットワークを活用した情報収集、提供（再掲）
- 3 ちば県民だより、テレビ、インターネット等各種媒体を活用した男女共同参画に関する情報の提供
- 4 男女共同参画に向けた意識形成のための啓発パンフレット等の発行（再掲）
- 5 市町村及び地域への情報提供の充実
- 6 女性センターの情報収集・提供機能の充実と調査・研究機能の強化
- 7 生涯学習情報提供システム事業の拡充(再掲)

文書課
男女共同参画課

* 関係各課

男女共同参画課

男女共同参画課
男女共同参画課

社会教育課

施策の方向：(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

具 体 的 施 策	個 別 事 業 等	担 当 課 名
<p>審議会等における女性の登用促進</p> <p>政策・方針決定過程に女性の視点や意見を積極的に反映させるため、県が設置する審議会等の女性委員の割合を2005年までに30%とすることを目標とするとともに、すべての審議会等に女性が委員として参画することを推進します。</p> <p>また、市町村に対する女性人材リストの提供などにより、市町村の審議会等における女性委員の登用促進を支援します。</p>	<p>1 審議会等における女性の登用促進 県の審議会等委員への女性登用促進要綱の制定 女性人材リストの充実と市町村への情報提供 ・県の審議会委員選任にあたっての事前協議の充実強化</p>	<p>男女共同参画課 男女共同参画課 男女共同参画課</p>
<p>管理職等への女性の登用促進</p> <p>女性の職域拡大を図るとともに、研修機会を積極的に活用し、能力開発に努め、県女性職員の管理職への積極的登用を推進します。</p> <p>また、優れた管理職候補者の育成・登用に努め、教育の場における女性管理職の登用を進めます。</p> <p>さらに、市町村、民間企業・団体における女性の管理職や役員等政策・方針決定への参画を促進するための働きかけを行います。</p>	<p>1 県女性職員、女性教職員の管理職への登用推進</p> <p>2 女性警察官の採用及び職域の拡大、幹部への登用の推進</p> <p>3 市町村女性職員の管理職への登用促進</p> <p>4 民間企業・団体における管理職・役員への女性の登用促進の働きかけ</p>	<p>総務課 総務文書課 高校教育課 義務教育課 男女共同参画課 (警)警務課 男女共同参画課 労政課 経済政策課 社会教育課 男女共同参画課</p>
<p>女性指導者の養成</p> <p>社会の様々な場における意思決定への参画を進めるため、各種講座等を開催し、女性指導者の育成を推進します。</p>	<p>1 女性センター開催講座の充実 2 女性リーダーズセミナーの開催</p>	<p>男女共同参画課 社会教育課</p>

施策の方向：(2) 女性の人材に関する情報の整備、提供

<p>女性人材リストの充実とデータベース化及び活用の促進</p>	<p>1 女性人材リストの充実と市町村への情報提供(再掲)</p>	<p>男女共同参画課</p>
----------------------------------	-----------------------------------	----------------

<p>政策決定の場への女性の参画を進めるため、地域における女性人材を発掘し、女性人材リストを充実するほか、データベース化による活用の活性化を図ります。</p> <p>また、民間企業・団体等の方針決定の場への女性の参画を進めるための女性人材活用について働きかけます。</p>	<p>2 民間企業・団体等の女性人材活用を促進するための広報・啓発（再掲）</p>	<p>男女共同参画課</p>
--	---	----------------

施策の方向：（3）女性のエンパワーメントのための教育・学習機会の充実

<p>女性人材育成のための学習・研修機会の充実</p> <p>女性のエンパワーメントのために、女性センターにおける講座の充実やレディースアカデミー等女性の生涯学習を推進するとともに、女性団体等によるネットワーク会議を開催し、研修機会の充実を図ります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 女性の生涯学習推進（レディースアカデミーの実施） 2 さわやかちば県民プラザ事業の充実（再掲） 3 女性センター開催講座の充実（再掲） 4 農業経営セミナーによる女性の経営参画と能力開発の促進 5 男女共同参画社会づくりネットワーク会議の開催 	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課 男女共同参画課 農業改良課</p> <p>男女共同参画課</p>
---	---	--

施策の方向：(1) 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保

具 体 的 施 策	個 別 事 業 等	担 当 課 名
<p>均等な雇用機会等の確保に向けた広報・啓発の推進</p> <p>職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保を進めるために、セミナー等の開催や広報誌の発行により、「男女雇用機会均等法」の周知徹底を図ります。</p>	<p>1 男女雇用機会均等法の周知徹底</p>	<p>労政課</p>
<p>労働相談の実施</p> <p>賃金、解雇などの労働問題の迅速な解決を図るため、労働相談事業を実施します。</p>	<p>1 労働相談の実施</p>	<p>労政課</p>
<p>企業におけるポジティブ・アクションの促進</p> <p>女性労働者の能力発揮を推進するために、セミナー等を開催し、事業主、団体に対するポジティブ・アクションへの取組の普及・啓発を進めます。</p>	<p>1 企業におけるポジティブ・アクションの促進についての講習会の開催</p>	<p>労政課</p>
<p>働く女性の実態調査の実施</p> <p>女性労働者の就業環境は法制度面では進展しているものの実態面では様々な格差があるため、女性労働者の就業に関する実態調査を実施します。</p>	<p>1 女性労働者の就業に関する実態調査の実施</p>	<p>労政課</p>

施策の方向：(2) 女性の雇用機会の拡大と職業能力の開発、向上

<p>求人情報等の提供</p> <p>就職機会の均等化を図るため、求人情報の提供や就職相談等を行います。</p>	<p>1 高年齢者・パートタイマー職業相談室、ターミナル職業相談室設置による職業相談の実施</p>	<p>労政課</p>
<p>職業能力開発の支援</p>	<p>1 高等技術専門校の充実 2 地域職業訓練センターの充実</p>	<p>職業能力開発課 職業能力開発課</p>

<p>時代のニーズに対応した資格取得や職業能力開発のために、県高等技術専門校の訓練科目の整備、訓練内容の充実や地域職業訓練センターの充実を図るとともに、リカレント教育を推進します。</p> <p>また、事業主が行う自主的な職業能力開発のための給付金制度の活用を促進するとともに、資料提供、助言・指導などを実施します。</p>	<p>3 千葉県ナースセンターにおける講習会の実施 マクハリ・キャンパス（仮称）の創造（リカレント教育）</p> <p>社会人学び舎（リカレント教育）の推進 電子商取引のためのホームページ講座の開設</p> <p>7 給付金制度の活用による生涯能力開発の促進</p>	<p>医療整備課 企画政策課 経済政策課 産業振興課 企業庁 社会教育課 幕張新都心整備課 職業能力開発課</p>
--	---	---

施策の方向：（3）農林漁業における男女のパートナーシップの確立

<p>固定的性別役割分担意識の是正</p> <p>農山漁村に残っている固定的性別役割分担意識や慣習の是正を図るため、フォーラムや研修会を開催するとともに、女性団体のネットワーク化を推進し、男女のパートナーシップの確立に向けた取組を進めます。</p> <p>政策・方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>農業委員への女性の登用を促進するために、選任委員の推薦母体となる各市町村、農業協同組合、農業共済組合に対し、女性の登用について要請します。</p> <p>また、農業協同組合、漁業協同組合の役員への女性の登用の促進を働きかけます。</p> <p>女性の能力開発と経営参画の促進</p> <p>県農山漁村いきいき指標の達成に向けて、セミナー等を開催し、女性の知識、技術、経営管理能力の向上を図り、農業経営への参画を促進します。</p> <p>また、女性起業家に対し支援します。</p> <p>さらに、漁家経営の改善を目的とした研修会等を実施し、女性の漁家経営を支援します。</p>	<p>1 セミナー、フォーラムの開催などによる意識啓発の推進（再掲）</p> <p>2 農山漁村女性団体のネットワーク化</p> <p>1 セミナー、フォーラム開催による参画促進のための意識啓発（再掲）</p> <p>2 農業委員への女性の登用に関する要請</p> <p>3 農業協同組合、漁業協同組合の役員への女性の登用促進の働きかけ</p> <p>1 セミナー開催による女性の経営参画と能力開発の促進（再掲）</p> <p>2 意欲ある経営体の育成・確保に向けた経営管理能力向上のための研修会の開催等</p> <p>3 バイオテクノロジーに対応した農業大学の教育機能の高度化</p> <p>4 女性起業家に対する支援</p> <p>5 経営改善と経営参画のための研修会の開催（営漁簿の記帳の促進）</p>	<p>農業改良課 水産課 農業改良課</p> <p>農業改良課 団体指導課 団体指導課 水産課</p> <p>農業改良課 農業改良課 農業改良課 農業改良課 水産課</p>
--	--	--

<p>女性の経済的地位の向上と就業環境の整備</p> <p>女性の農林漁業の経営参画や就業条件の整備を図るために、家族経営協定の締結、労力補完システム形成、生産環境や作業環境の快適化を促進します。</p> <p>女性が暮らしやすく活動しやすい環境づくり</p> <p>女性農林漁業者が暮らしやすく活動しやすい環境を整備するため、女性活動支援体制、農村等の生活環境を整備するとともに、改良普及員（農業、生活、水産）の確保を図ります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 家族経営協定の締結促進 2 労力補完システムの形成促進 3 生産環境・作業環境の快適化促進 <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業の担い手の育成 2 農村活性化のための住環境の整備 3 農村の生活環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水の整備による生活環境の向上 ・農村の生活環境の整備による農村の活性化、快適な農村づくり 	<p>農業改良課 農業改良課 農業改良課</p> <p>水産課 農村整備課</p> <p>農村整備課 農村整備課</p>
---	---	--

施策の方向：（４）自営業者、家族従業者及び起業家に対する支援

<p>自営業者及び女性起業家等に対する支援</p> <p>自営業者に対し、経営革新の促進や金融面での支援の充実等を図ります。 また、講座、セミナーの開催や資金調達の円滑化の推進、専門家による診断・助言の実施等により女性起業家等を支援します。</p>	<p>女性起業家のための融資制度の検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 地域中小企業支援センターによる支援の充実 3 千葉県中小企業支援センターの支援機能の充実 4 新商品開発への助成など経営革新への支援 セミナー等の起業家教育や販路開拓の支援等によるベンチャー企業育成に向けた支援の推進 6 女性センターの開催講座の充実（再掲） 	<p>金融課 経済政策課 経済政策課</p> <p>経済政策課 産業振興課 経済政策課 男女共同参画課</p>
--	--	--

施策の方向：（５）多様な働き方を可能とする就業支援

<p>パートタイム労働者、派遣労働者等の就業条件の改善</p> <p>パートタイム労働者の実態調査を実施するとともに、関係機関と連携して、パートタイム労働法の周知徹底を推進します。</p> <p>パートタイム就業希望者への情報提供</p> <p>パートタイマー職業相談室を設置し、労働局と連携し、就職情報の提供や職業相談を実施します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 パートタイム労働法の周知徹底 2 パートタイム労働者実態調査の実施 <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者・パートタイマー職業相談室、ターミナル職業相談室設置による職業相談の実施（再掲） 	<p>労政課 労政課</p> <p>労政課</p>
---	---	----------------------------------

<p>新しい就業形態に関する対策の推進</p> <p>テレワーク等の新しい就業形態に関する実態調査について国の動向を踏まえ、実態調査の実施を検討します。</p> <p>また、情報化構想におけるテレワーク等新たな就業形態の創出を推進します。</p>	<p>1 労働実態調査の実施 情報化構想におけるテレワーク等新たな就業形態の創出の推進</p>	<p>労政課 企画政策課</p>
---	---	----------------------

施策の方向：（6）働く女性の母性保護

<p>妊娠・出産期の女性の保護規定の周知</p> <p>働く女性の母性が保護され心身ともに健康に働くことができ、安心して出産できるよう、男女雇用機会均等法、労働基準法の母性保護規定の周知徹底を図ります。</p>	<p>1 男女雇用機会均等法の周知徹底 2 労働基準法の周知徹底 3 労働安全衛生法の周知徹底</p>	<p>労政課 労政課 労政課</p>
---	---	----------------------------

施策の方向：(1) 社会全体での子育て・介護支援の推進

具体的施策	個別事業等	担当課名
<p>多様化する子育て・介護ニーズへの対応の促進</p> <p>子育てに対する不安や負担が少なく、安心して産み育てることができる環境づくりのため、地域ぐるみでの子育て支援や多様なニーズに対応した保育サービスの提供、児童虐待への対応、専門職員による家庭教育に関する相談など社会全体で子育てを支援する体制を整備します。</p> <p>また、勤労者が仕事と介護を両立できる環境をつくるため、ファミリー・サポート・センターへの支援を充実します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域ぐるみの子育て支援 子育て支援ネットワークの充実 ・地域子育て支援センターの設置促進 ・乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育） ・放課後児童クラブ設置 2 子育てを支援する母子保健事業の充実 子育て支援人材育成・派遣 4 私立幼稚園を活用した預かり保育や子育て相談等による子育て支援の推進 5 公立幼稚園の預かり保育の推進への働きかけ 6 保育所の整備 7 保育サービスの充実 ・延長保育 ・一時保育 ・休日保育 8 乳児保育の促進（環境改善、特別推進保育士設置費） 9 ファミリー・サポート・センターの運営助成（育児・介護） 10 児童館の整備 11 市川児童相談所の機能充実・強化 12 児童福祉施設の機能整備 13 子育てフォーラム、地域子育て相談、セミナーの開催 14 少子化に係るシンポジウム等の開催 15 少子化への対応を推進する県民会議の開催 少子化対策ホームページの開設 	<p>社会教育課 児童家庭課 児童家庭課 児童家庭課 児童家庭課 児童家庭課 学事課</p> <p>指導課 児童家庭課</p> <p>児童家庭課 児童家庭課 児童家庭課 児童家庭課</p> <p>労政課</p> <p>児童家庭課 児童家庭課 児童家庭課 社会教育課</p> <p>児童家庭課 児童家庭課 児童家庭課</p>

施策の方向：(2) 労働時間の短縮等就業条件の改善

<p>労働時間の短縮促進及び柔軟な勤務形態の普及・促進</p> <p>男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を図るため、労働時間の短縮等について啓発を進めます。</p> <p>また、関係機関と連携し、裁量労働制の普及について、広報誌等により周知を図ります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働時間の短縮と裁量労働制の周知 	<p>労政課</p>
---	--	------------

施策の方向：(3) 育児・介護休業を取得しやすい環境の整備

<p>育児・介護休業制度の周知徹底</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 育児・介護休業法の周知徹底 	<p>労政課</p>
-----------------------	---	------------

育児や介護を行う労働者が仕事と家庭を両立できる環境を整備するため、育児・介護休業法の趣旨の周知徹底を図ります。

施策の方向：(4) 再就職希望者に対する支援

<p>再雇用制度の周知</p> <p>妊娠・出産、育児または介護を理由として退職した者が、再雇用を希望した場合、募集または採用に当たって、特別の配慮をする制度の普及のための啓発を実施します。</p> <p>職業能力開発の実施</p> <p>妊娠・出産等により一旦仕事をやめた女性の再就職を支援するため、研修やセミナーを開催するとともに、各種雇用対策事業を活用し、相談や就職支援情報の提供を行います。</p> <p>また、職業訓練機関において知識、技術等訓練内容の整備を図ります。</p>	<p>1 再雇用制度の周知</p> <p>1 公的職業能力開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等技術専門校の充実（再掲） ・地域職業訓練センターの充実（再掲） <p>2 女性の再就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性センターの再就職支援講座の実施(再掲) ・相談、就職支援情報の提供 	<p>労政課</p> <p>職業能力開発課 職業能力開発課</p> <p>男女共同参画課 労政課</p>
---	--	--

施策の方向：(5) 家事・育児・介護等への男女共同参画の促進

<p>父親の意識改革を促す学習機会の拡充</p> <p>男性の家事・育児等への参画を促進し、ともに家庭において果たすべき役割を担っていくため、子育てフォーラム、相談、セミナーを実施するとともに、親子で体験活動ができる講座等を開催し、父親の意識改革を促します。</p> <p>企業及び男性に対する広報・啓発の推進</p> <p>家事・育児・介護等への男性の参画を進めるため、父親向けの冊子、男女共同参画体験活動</p>	<p>1 子育てフォーラム(父と子の関わりを考える)の開催(再掲)</p> <p>2 家庭教育関係資料の刊行(再掲)</p> <p>3 親子体験活動(親子フェスティバル)の実施</p> <p>4 女性センターの開催講座の充実(再掲)</p> <p>5 「家庭の日」「少年の日」の普及と県民のつどい事業の開催</p> <p>家庭における父親の育児等への参画促進 男女共同参画に向けた意識形成のための啓発 パンフレット等の発行(再掲) 男女共同参画体験活動事例の募集(再掲)</p> <p>4 企業に対する啓発</p>	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課 社会教育課 男女共同参画課 県民生活課</p> <p>児童家庭課 男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課 労政課</p>
--	---	---

<p>事例集の配布や企業への広報・啓発を進めます。</p> <p>アンペイド・ワークに関する研究及び理解の促進</p> <p>家庭・地域・職業生活における男女共同参画を促進するため、アンペイド・ワークに関する研究を行い、アンペイド・ワーク（無償労働）とペイド・ワーク（有償労働）を男女がバランスよく担うことの必要性に対する理解を促進します。</p>	<p>アンペイド・ワークに関する研究及び理解の促進</p>	<p>男女共同参画課</p>
--	-------------------------------	----------------

施策の方向：（6）ひとり親家庭等の自立支援

<p>ひとり親家庭等の自立支援の促進</p> <p>ひとり親家庭等において、経済的・社会的に自立し、安定した生活を営むため、資金の貸付を行うとともに、一時的な介護・保育等への支援、住宅供給による支援を行います。</p> <p>母子家庭の母等に対する就業の援助</p> <p>母子家庭の母等が、就業のために必要な知識・技術を習得するために、訓練手当を支給します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の整備推進と入居のための優遇措置 ・市町村営住宅の整備促進 2 母子・父子家庭等への介護人の派遣 3 経済的自立の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金の貸付 ・生活保護の実施 <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練手当の支給 	<p>住宅課 住宅課 児童家庭課</p> <p>社会福祉課 社会福祉課</p> <p>職業能力開発課</p>
--	---	---

施策の方向：（7）地域活動への男女共同参画の促進

<p>ボランティア活動参加促進のための環境整備</p> <p>様々な分野における男女のボランティア活動を充実するために、人材登録、人材育成、活動の場の提供、情報提供、活動支援等を行い、ボランティア活動を促進します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動体制整備と普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ボランティアセンターの整備・充実 ・県・市町村ボランティアセンター（社会福祉）の充実 活動団体・支援団体・企業・行政等の連絡組織の設置による連携強化 公的施設の活用等による活動拠点整備の推進 2 ボランティア活動の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア等社会活動の普及・啓発のためのイベント等の開催 自治体職員への理解の普及・啓発 <ol style="list-style-type: none"> 2 ボランティア活動の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園における情報提供 	<p>社会教育課 社会福祉課</p> <p>環境生活課</p> <p>環境生活課 環境生活課</p> <p>環境生活課</p> <p>環境生活課</p> <p>公園緑地課</p>
---	---	---

地域活動への参画の促進

男女の地域活動への参画を促進するために、文化・スポーツ、環境等に関する生涯学習の情報、講座、活動の場の提供、施設整備を充実します。

- ・ボランティア等社会活動の各種媒体による広報、紹介
- インターネットを活用した文化の交流ひろばづくり
- 3 ボランティア活動の場の提供
 - ・ふれあい農業ボランティア
 - ・河川・海岸愛護活動
 - 地域活動体験ボランティア
 - 学校支援ボランティア
 - みどりのボランティア
 - ・さわやかサポーター活動
 - ・ボランティアによる社会環境浄化活動
 - ・ピオトープの普及のためのボランティア活動
 - ・自然公園等における景観保護ボランティア
 - 都市公園における住民参画
 - ・民間ボランティアによる交通安全運動への協力
- 4 ボランティア活動のための人材育成
 - 地域活動体験ボランティア人材育成（再掲）
 - ・中学生社会体験学習
 - ・民間交通安全運動ボランティア人材育成（再掲）
 - ・生涯学習ボランティアセンターの整備・充実（ボランティアコーディネーター養成）（再掲）
 - ・福祉ボランティア人材育成
 - ボランティア活動学習・研修機会の提供
 - ・国際交流・協力ボランティア人材育成
 - ・外国人ボランティア人材育成
 - ・民間企業のボランティア活動人材育成
- 5 ボランティア活動支援
 - みどりのボランティア活動支援
 - ・活動支援団体の育成
 - ・観光ボランティア、国際観光ボランティアの育成・活動支援
- 6 ボランティア人材登録制度
 - 博物館相互の連携強化のためのボランティアの登録
 - ・都市農業ふれあいボランティアの登録
- 1 地域活動の場の提供
 - 地域づくりアイデアコンペの実施
 - 県立学校開放講座の開催
 - ・さわやかハートコミュニティづくり講座の開催
 - ・さわやかちば県民プラザの充実（再掲）
 - ・幕張新都心サロン開設と交流活動の促進
 - ・青少年地域活動の推進
 - ・県民の日事業の推進
 - ・ピオトープの普及（再掲）
 - ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
 - 総合型地域スポーツクラブの育成
 - ウォークラリー、体験林業等による交流活動の推進

- 環境生活課
- 文化国際課
- 農林振興課
- 河川海岸課
- 都市河川課
- 社会教育課
- 指導課
- みどり推進課
- 県民生活課
- 県民生活課
- 自然保護課
- 自然保護課
- 公園緑地課
- （警）交通安全教育課
- 社会教育課
- 指導課
- （警）交通安全教育課
- 社会教育課
- 社会福祉課
- 環境生活課
- 文化国際課
- 文化国際課
- 環境生活課
- みどり推進課
- 環境生活課
- 観光コンベンション課
- 文化課
- 農林振興課
- 地域政策課
- 社会教育課
- 県民生活課
- 社会教育課
- 幕張新都心整備課
- 社会教育課
- 県民生活課
- 自然保護課
- 体育課
- 体育課
- 林務課

地域アートフェスティバルの開催	文化国際課
・ちば文化祭の開催	文化国際課
アマチュア文化団体交流の促進	文化国際課
地域文化まるごと保存活用	企画政策課
2 地域活動の情報提供	
地域生涯学習情報センターによる情報提供	社会教育課
・生涯学習情報提供システム事業の拡充(再掲)	社会教育課
・地域づくり情報広場	地域政策課
・さわやかハートちば県民運動に係る広報・啓発活動	県民生活課
インターネットによる環境学習情報の提供	環境生活課
・情報誌の発行による消費者啓発・教育情報の提供	県民生活課
・スポーツ情報提供システムの整備	体育課
3 地域活動支援	
地域づくり総合支援	地域政策課
新しいコミュニティづくりの推進	地域政策課
・青少年団体活動の促進	県民生活課
・市町村生涯スポーツ振興の助成	体育課
・社会体育団体への助成	体育課
・県民や文化団体の発表機会の充実	文化国際課
・環境学習アドバイザー制度の拡充	環境生活課
4 地域活動を促進するための指導者育成	
・PTA指導者研究集会	社会教育課
・県スポーツプログラマー等の養成・研修	体育課
・生涯スポーツ指導者活用システムの構築	体育課
・自主地域防災中核リーダー研修の推進	消防地震防災課
・エコマインド養成講座の充実	自然保護課
5 地域活動施設の整備・提供	
・地区集会施設の整備	市町村課
・市町村及び県立学校体育・文化施設の開放	体育課
	文化課
・生涯スポーツ拠点校の整備	体育課
・広域的スポーツ施設の整備	体育課
・市町村社会体育施設の整備	体育課
・下水道施設の有効利用	下水道計画課
	下水道建設課
・県立・市町村立都市公園の整備	公園緑地課
・国営公園の誘致	公園緑地課
・海洋性レクリエーション対応のための漁港漁村環境の整備	漁港課
・海洋性レクリエーション施設の整備	水産課
・自転車道の整備	道路維持課
6 学習機会の充実	
・学校における環境学習(環境学習推進校、愛鳥モデル校指定)	環境生活課
・自然観察会の実施	自然保護課
・野鳥とふれあう水辺の保全	自然保護課
・県民環境講座	自然保護課
・美しいふるさとづくり運動	環境生活課
・環境ボランティア団体交流	環境生活課
・空に親しむ環境学習	大気保全課
水に関する環境学習	水質保全課
	河川海岸課
	都市河川課

	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に関する環境学習 ・高齢者に対する消費者教育 ・学校における消費者教育への支援 ・消費者教育・啓発の推進 <p>7 地域活動推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県環境教育推進会議の開催 環境学習推進体制の構築 ・エコメッセ（市民団体、事業者、行政のパートナーシップによる環境問題への取組）への支援 	<p>一般廃棄物課 県民生活課 県民生活課 県民生活課</p> <p>指導課 環境生活課 環境生活課</p>
--	--	---

施策の方向：(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進

具 体 的 施 策	個 別 事 業 等	担 当 課 名
<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透</p> <p>生涯にわたる女性の健康についての女性の自己決定権であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透のために、学習、広報・啓発を推進します。</p>	<p>1 女性センターの開催講座の充実（再掲） リプロダクティブ・ヘルス/ライツの広報・啓発の推進</p> <p>3 学校における性教育の充実（再掲）</p>	<p>男女共同参画課 男女共同参画課</p> <p>学校保健課</p>
<p>妊娠・出産期の女性の健康支援</p> <p>妊産婦、乳幼児の各種健康診査の実施、健康の保持増進のための助言、指導等を行うとともに、周産期母子医療センターの整備を図ります。 また、不妊に関する専門相談等の体制を整備します。</p>	<p>1 母子保健体制の充実 ・妊産婦、乳幼児等の健康管理の推進 ・専門的な相談体制の整備</p> <p>2 周産期母子医療センターの整備</p>	<p>児童家庭課 児童家庭課 児童家庭課</p>
<p>思春期・成人期・高齢期の健康支援</p> <p>産める性ゆえの身体的特徴を持つ女性特有の心身の健康を支援するため、健康・体力づくりの知識・技術、情報の提供や、保健所等の整備、健康教育・相談・診査を実施するとともに、様々な健康問題への対応を充実します。</p>	<p>1 健康・体力づくりの推進 ・健康・体力づくりの知識・技術の普及、実践活動の促進 ・健康・体力づくり推進体制の整備 ・明るい県民づくり推進員の地域活動の促進</p> <p>2 健康教育、健康診査、相談体制の整備 ・市町村が行う国民健康保険事業（健康診査、健康教育等）の促進 ・健康づくり対策の推進 ・生活習慣病予防策の推進 ・がん対策（予防、緩和ケア）の推進 ・母子保健に関する専門的な相談体制の整備</p> <p>3 健康づくり情報の提供 ・保健・医療・福祉情報提供体制の構築 ・医薬品情報の提供等の充実 ・食品安全情報システムの構築</p> <p>4 健康づくり施設の整備 ・市町村保健センターの整備 ・保健所の整備 ・精神科救急医療システムの充実 市町村等精神保健福祉職員への支援</p> <p>6 保健活動を支える人材の確保 ・市町村保健婦（士）の確保 ・市町村栄養士の確保</p> <p>7 薬物乱用防止対策 ・少年非行対策の推進</p>	<p>健康増進課</p> <p>健康増進課 健康増進課</p> <p>保険指導課</p> <p>健康増進課 健康増進課 健康増進課 児童家庭課</p> <p>健康福祉政策課 業務課 衛生指導課</p> <p>健康増進課 健康福祉政策課 障害福祉課 障害福祉課</p> <p>健康増進課 健康増進課</p> <p>(警)少年課</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における薬物乱用防止教育の推進 	学校保健課
8	医薬品適正使用の推進	業務課
9	家庭用品に関する有害物質による健康被害の防止	業務課
10	衛生対策の推進 食品中の化学物質に関する安全対策の推進 住居衛生対策の推進	衛生指導課 衛生指導課
	・飲料水安全対策の推進	業務課
11	歯科保健の充実 かかりつけ歯科医機能の充実	健康増進課 健康増進課
	・8020運動の推進	
12	感染症対策の充実 感染症対策の推進	健康増進課 健康増進課
	・エイズ予防対策の推進	健康増進課
	・エイズ治療体制の推進	健康増進課
	・学校におけるエイズ教育の推進	学校保健課

施策の方向：（2）高齢者・障害者の福祉の充実

<p>高齢者・障害者の自立支援</p> <p>高齢者・障害者が地域社会において自立と社会参加ができ、生きがいのある生活が送れるよう、高齢者の能力活用や、健康・体力づくりのためのスポーツ活動を促進します。</p> <p>また、就業支援のための相談等の充実、バリアフリーに向けた居住環境の整備を図ります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の社会参加活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者リーダーズセミナーの実施 ・高齢者社会参加活動への支援 ・高齢者活動による農山漁村の活性化 老人クラブコミュニティ活動への支援 高齢者能力活用への支援 生涯大学校機能の活用 ・シルバー人材センターによる高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進 ・高齢者生きがい健康づくり啓発活動の推進 ・高年齢者・パートタイマー職業相談室、ターミナル職業等相談室設置による職業相談の実施（再掲） 2 スポーツ・レクリエーション活動の場の提供 総合型地域スポーツクラブの育成（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・県スポーツ科学総合センターにおける各種講座等の実施 ・スポーツ・レクリエーション活動（スポレク祭開催、高齢者体力測定等）の充実（再掲） 障害者スポーツ・レクリエーション事業の充実 3 スポーツ・レクリエーション活動の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ情報提供システムの整備（再掲） 4 スポーツ・レクリエーション活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村生涯スポーツ振興への助成（再掲） ・社会体育団体への助成（再掲） 5 スポーツ・レクリエーション活動を促進するための指導者育成 <ul style="list-style-type: none"> ・県スポーツプログラマー等の養成・研修（再掲） ・生涯スポーツ指導者活用システムの構築（再掲） 6 スポーツ・レクリエーション活動施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・提供 	社会教育課 社会教育課 農業改良課 高齢者福祉課 高齢者福祉課 高齢者福祉課 労政課 高齢者福祉課 労政課 体育課 体育課 体育課 障害福祉課 体育課 体育課 体育課 体育課 体育課
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・県立及び市町村立学校体育施設の開放(再掲) ・生涯スポーツ拠点校の整備(再掲) ・広域的スポーツ施設の整備(再掲) ・市町村社会体育施設の整備(再掲) ・下水道施設の有効活用(再掲) 	体育課 体育課 体育課 体育課 下水道計画課 下水道建設課
	<ul style="list-style-type: none"> ・県立・市町村立都市公園の整備促進(再掲) ・国営公園の誘致(再掲) ・海洋性レクリエーション対応のための漁港漁村環境の整備(再掲) ・海洋性レクリエーション施設の整備(再掲) ・自転車道の整備(再掲) 	公園緑地課 公園緑地課 漁港課 水産課 道路維持課
	7 高齢者の交通安全教育の推進	交通安全対策課 (警)交通安全教育課
	8 優良な住宅の供給	
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け優良住宅の供給 ・住宅取得者への利子補給の実施 	住宅課 住宅課
	9 障害者の自立と社会参画活動の促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・就労の促進 ・地域生活の支援(身体障害者の相談等の総合的窓口の設置) ・市町村障害者社会参加事業の促進 ・グループホーム等への支援 	障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課
	10 人にやさしいバリアフリーのまちづくり	
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくり啓発事業の実施 ・福祉のまちづくり条例によるバリアフリーのまちづくりの推進 福祉のまちづくり連携プランの策定 ・県有施設整備改善事業の実施 ・人にやさしいまちづくり(施設等)整備計画の促進 ・千葉県建築文化賞によるまちづくりの推進 ・障害者や高齢者にやさしいまちづくりの推進 商店街ふれあい環境の整備 商店街ふれあい促進事業の実施 ・幕張ベイタウン(高齢者等に対応した複合施設)の整備 ・人にやさしい公園の整備 	健康福祉政策課 健康福祉政策課 健康福祉政策課 健康福祉政策課 建築指導課 建築指導課 障害福祉課 経済政策課 経済政策課 幕張新都心建設課 公園緑地課
	11 人にやさしい交通環境の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> 高年齢者・障害者のための総合的交通施策の推進 ・鉄道駅エレベーター等整備への補助 ・歩道及び自転車歩行者道の整備 ・ひとにやさしい信号機の整備 ・ひとにやさしい道路標識等の整備、削減、合理化 ・ひとにやさしい交通規制等の実施、見直し 	交通計画課 健康福祉政策課 道路維持課 (警)交通規制課 (警)交通規制課 (警)交通規制課
	12 地域リハビリテーション支援体制の整備	
	<ul style="list-style-type: none"> リハビリテーション支援センターの設置 ・公民館や集会所を活用した機能訓練の強化 	健康増進課 健康増進課
	13 理学療法士等修学資金の貸付	医療整備課
高齢者・障害者の福祉の充実	1 相談体制の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の相談体制の充実 	高齢者福祉課

高齢者・障害者が住み慣れた家庭、地域で暮らしたり、社会の一員として幸せな生活を送るために、在宅保健福祉サービスの充実や、保健福祉施設の整備促進、医療機関等の整備、相談体制の充実等を図ります。

また、介護保険制度を円滑に運営するための環境整備を行います。

- ・東葛飾障害者相談センター（仮称）の整備
- 2 地域ぐるみ福祉ネットワークの推進
- ・地域福祉センターの整備促進
- ・三層の福祉圏域推進組織の活動の推進（小域、基本、広域の福祉圏域ごとに福祉ネットワークを形成した公民協働による地域福祉の推進）
- 3 福祉サービスに対する苦情処理体制の充実
- 4 福祉教育と啓発活動の推進
- ・福祉教育の推進
- ・福祉活動の啓発

障害福祉課

社会福祉課
社会福祉課

社会福祉課

社会福祉課
社会福祉課

- 5 在宅保健福祉サービスの充実
- ・高齢者の生活支援の推進
- ・介護予防・生きがい活動への支援
- ・家族介護支援対策の実施
- ・高齢者の世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣
- ・在宅介護支援センターの設置運営への支援
- ・高齢者福祉情報の整備・提供の充実
- ・在宅高齢者健康情報ネットワークモデル事業（在宅高齢者へのテレビ電話等による各種医療、福祉サービス等の提供）
- 6 保健福祉施設の整備の促進
- ・特別養護老人ホームの整備
- ・ケアハウス・高齢者生活支援ハウスの整備
- ・デイサービスセンターの整備
- ・ショートステイ施設の整備
- ・痴呆性老人グループホームの整備
- ・在宅介護支援センターの整備
- ・介護老人保健施設の整備
- 7 介護環境整備
- ・福祉ふれあいプラザ（仮称）の整備
- ・介護保険制度を円滑に運営するための環境整備（市町村等への支援）
- 8 寝たきり・痴呆性高齢者対策の推進
- ・痴呆性高齢者等の権利擁護
- ・家族介護教室の開催
- ・徘徊高齢者を抱える家族への支援サービスの提供
- 9 介護保険サービスを提供する事業者の指導
訪問歯科保健サービス従事者の育成
- 11 高齢者のための住宅増改築資金の貸付

高齢者福祉課
高齢者福祉課
高齢者福祉課
高齢者福祉課

高齢者福祉課
高齢者福祉課
企画政策課

高齢者福祉課
高齢者福祉課
高齢者福祉課
高齢者福祉課
高齢者福祉課
高齢者福祉課

高齢者福祉課
保険指導課

高齢者福祉課
高齢者福祉課
高齢者福祉課

保険指導課
健康増進課
高齢者福祉課

- 12 在宅福祉サービスの充実
- ・心身障害者（児）ホームヘルパー
- ・心身障害者（児）デイサービス
- ・心身障害者（児）ショートステイ
- ・重症心身障害児（者）通園による地域療育体制の充実
- ・心身障害児（者）巡回療育相談
- ・障害（児）者地域療育等支援
- 13 障害者施設の整備促進
- ・デイサービスセンターの整備
- ・ショートステイ居室の整備

障害福祉課
障害福祉課
障害福祉課
障害福祉課

障害福祉課
障害福祉課

障害福祉課
障害福祉課

	<ul style="list-style-type: none"> ・通所施設の整備 ・入所施設の整備 ・袖ヶ浦福祉センターの施設整備 ・精神障害者地域生活支援センター等の整備 <p>14 障害者に対する巡回歯科診療の充実</p>	<p>障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課</p>
	<p>15 医療機関の整備 生活習慣病等総合診療体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療体制の充実 ・地域医療支援病院の整備 ・公的医療機関の整備 ・医療施設近代化施設整備 ・県立病院の経営改革の推進 ・県立病院の施設整備 ・国民健康保険診療施設の整備 <p>16 社会福祉従事者の養成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修の実施 ・社会福祉研修センターの充実 ・訪問介護員養成研修の実施 ・痴呆性介護研修の実施 ・福祉人材センターの充実 ・保健医療福祉研修体制の充実 ・社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸付 <p>17 看護職員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・准看護婦（士）の看護婦（士）への移行教育の推進 ・看護職員の定着促進 ・千葉県ナースセンターにおける潜在看護婦等の再就業の促進 <p>18 シニアタウン構想（仮称）の策定・推進</p>	<p>健康福祉政策課 医療整備課 医療整備課 医療整備課 医療整備課 県立病院課 県立病院課 保険指導課</p> <p>保険指導課</p> <p>社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 社会福祉課 健康福祉政策課 社会福祉課</p> <p>医療整備課</p> <p>医療整備課 医療整備課</p> <p>地域政策課</p>

施策の方向：(1) 国際交流の推進

具 体 的 施 策	個 別 事 業 等	担 当 課 名
<p>国際交流・学習機会の拡充</p> <p>国際性豊かな人々を育成するために、様々な分野で派遣・受入事業を実施するとともに、民間国際交流活動、ボランティアの育成及び活動を支援します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 幕張新都心サロンの開設と地域内交流活動の促進（アジアのファッションショー開催） 2 さわやかハートちばクルーズセミナーの実施 3 青少年の地域国際交流の推進 4 国際スポーツ交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・国際千葉駅伝の開催 ・国際スポーツ大会の招致・開催 5 姉妹港交流の充実 6 女性の海外派遣（女性のつばさ）の実施 7 県民の日中央行事での国際交流広場の設置 8 県民の国際理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・アセアンフォーラムの開催 ・県民を対象とした国際理解の促進 9 姉妹州との文化交流の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ合衆国ウィスコンシン州との文化交流 ・ブラジル連邦共和国パラ州との文化交流 10 アセアンとの文化交流 11 国際ボランティアの人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流・協力ボランティアの人材育成（再掲） ・外国人ボランティアの人材育成（再掲） 国際観光ボランティアの育成・活動支援（再掲） 13 民間の国際交流活動の支援 14 青少年指導者育成国際研修の充実 外国人の日本語学習の支援 16 外国人の日本文化理解の促進 17 海外からの女性使節団の受け入れ 18 語学指導等を行う外国青年の招致 招致外国青年、留学生等とのネットワークの構築 20 青少年団体活動の促進（再掲） 	<p>幕張新都心整備課</p> <p>社会教育課 社会教育課</p> <p>体育課 体育課 港湾振興課 男女共同参画課</p> <p>文化国際課</p> <p>文化国際課 文化国際課</p> <p>文化国際課</p> <p>文化国際課 文化国際課</p> <p>文化国際課</p> <p>文化国際課 観光コンベンション課</p> <p>文化国際課 県民生活課 文化国際課 文化国際課 男女共同参画課 文化国際課 文化国際課</p> <p>県民生活課</p>
<p>学校教育における国際理解・交流機会の拡充</p> <p>国際化に対応した教育を推進するため、児童生徒、教職員の国際交流やALTの活用、外国人児童生徒教育の充実などを図ります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 語学指導外国青年（ALT）の招致 2 小学校における英会話教育の推進 3 ウィスコンシン州との学校交流の推進 4 県立高等学校と海外姉妹校との交流 5 高校生国際化推進セミナー 6 高校生のアジア交流派遣 7 高等学校等教育改革の推進 8 外国人生徒等の教育の充実 	<p>指導課 指導課 指導課 指導課 指導課 指導課 学事課 指導課</p>

施策の方向：（２）国際協力の推進

<p>国際協力の推進</p> <p>海外技術研修員、発展途上国からの研修生の受け入れや自治体職員の海外派遣等を実施し、国際協力を推進します。 また、ボランティアの人材育成を進めます。</p> <p>民間の国際協力活動の促進</p> <p>民間が行う国際協力活動を推進するために、活動拠点場所の提供や情報誌を発行するなど、民間団体の活動を支援します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 発展途上国からの研修生の受け入れ 2 海外技術研修員の受け入れ 3 国際環境協力の推進（職員の海外派遣） 4 国際交流・協力ボランティアの人材育成（再掲） 5 海外移住者子弟留学生の受け入れ 外国人留学生の地域交流の支援 <ol style="list-style-type: none"> 1 民間の国際協力活動の支援（再掲） 	<p>環境生活課 文化国際課 環境生活課 文化国際課</p> <p>文化国際課 文化国際課</p> <p>文化国際課</p>
--	--	--

施策の方向：（３）外国人とともに暮らせる環境づくりの推進

<p>情報提供の充実</p> <p>国際化情報ホームページの整備を行うとともに、広報誌等により情報提供の充実を図ります。</p> <p>相談体制の充実</p> <p>在住外国人が快適な生活を送り、地域住民との交流ができるように、外国人防犯相談員などを通じた相談体制の充実を図ります。 また、相談活動を実施している民間団体に対して、（財）県国際交流協会を通じて支援します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「HELLO CHIBA」「Welcome to Chiba」の発行等による外国人への情報提供の充実 国際化情報ホームページの整備（再掲） <ol style="list-style-type: none"> 1 外国人防犯相談員の委嘱 2 外国人を対象とした相談体制の充実（再掲） 3 （財）県国際交流協会による相談を行っている民間団体への助成 	<p>文化国際課 広報課 文化国際課</p> <p>（警）生活安全 総務課 文化国際課 文化国際課</p>
---	---	---

計 画 の 推 進



第5章 計画の推進

この計画を推進するにあたっては、以下のとおり、県における推進体制の充実を図ることをはじめ、国、市町村、女性団体等との連携のもとに取り組んでいきます。また、施策を効果的かつ的確に推進するための様々な検討を進めます。

1 県における推進体制の充実

千葉県男女共同参画推進本部における総合調整機能の強化

千葉県男女共同参画推進本部の総合調整機能を強化し、県行政全般にわたり総合的な取組を進めます。

千葉県男女共同参画推進懇話会の組織の拡充

女性に対する暴力の問題への対応や（仮称）千葉県男女共同参画条例等に関して有識者等を交えて検討するための組織拡充を行うなど千葉県男女共同参画推進懇話会の体制を強化します。

女性センター機能の充実

本県の男女共同参画施策に反映させるための調査研究機能の強化を図ります。調査研究の成果や女性人材に関する情報等市町村の施策の推進に資する情報の提供を強化します。

女性に対する暴力等の問題に対応するため、相談時間の延長などの相談体制の強化に取り組みます。

県民が利用しやすい女性センターにするため、運営体制の充実など、将来の女性センターのあり方について検討していきます。

（仮称）千葉県男女共同参画条例の制定に向けた取組

男女共同参画社会の実現を目指し、施策を総合的、計画的に進めるため、条例の制定に向けて取り組めます。

県民からの男女共同参画に関する苦情受付、処理方策の検討

国の検討の動向を見極めるとともに、苦情受付、処理方策について検討します。

計画の進行管理と公表

毎年度、事業の実施状況や数値目標の達成状況をとりとまとめ、公表します。あわせて、その結果を以後の施策の適切な実施や見直しに反映させます。

また、各事業の目的や性格を勘案しつつ、男女共同参画の視点から事業の実施状況を把握するための効果的な方法を検討します。

2 市町村との連携の強化

地域の特性に沿った男女共同参画施策が推進されるよう、市町村との適切な役割分担のもとに連携を強化していきます。

市町村における推進体制整備の促進と支援の強化

市町村における男女共同参画担当組織の設置や男女共同参画計画の策定等推進体制の整備を促すとともに、市町村に対する様々な情報や計画策定のためのノウハウの提供、市町村担当者研修会の開催、男女共同参画推進事業に対する補助等の各種支援を強化し、地域の実態に即した施策の推進を図ります。

役割分担と連携の強化

地域における男女共同参画施策の推進主体としての市町村の役割は一層、重要となります。

このため、市町村の男女共同参画計画策定に向けての取組を促し、県、市町村が適切な役割分担のもとにそれぞれの施策を推進します。

男女共同参画施策展開の拠点である県及び市町村の女性センター機能を充実させるため、女性センター相互の連携と情報交換のためのネットワーキングを図ります。

県内全域における男女共同参画社会形成への意識醸成と取組の促進を図るため、県女性センターを利用しにくい地域において、市町村と連携して、出張ウィメンズセミナーを一層充実させ開催していくほか、ウィメンズユニバーシティ事業を拡充し、各種講座の開催を進めます。

女性相談については、県民に対して相談窓口を周知し、県民がより身近に迅速に適切な機関で相談できるよう、各相談機関相互のネットワーキングを図るなど、相談体制の整備に努めます。

ドメスティック・バイオレンスへの対応等相互の協力が求められるものについて、連携を強化していきます。

3 女性団体等諸団体との連携の強化

男女共同参画社会づくりネットワーク会議を通じて女性団体等諸団体との連携の一層の強化に取り組むとともに、女性団体の研究活動等に対する助成や情報提供の強化等による支援を行います。

4 国、各都道府県との連携の強化

国や他の都道府県との情報交換や連携を密にして、千葉県男女共同参画施策の推進を図ります。

5 主な指標一覧

基本目標	指標名	指標の定義、指標式	現況値	5か年目標値又は目安	2025年目標値又は目安
すべての人の人権が尊重され、真の男女平等が実現される社会	家庭内での夫から妻への暴力を人権侵害と感じる者の割合		40.9% (10年度)	60% (16年度)	100%に限りなく近づけます。
	職場のセクシュアル・ハラスメントを人権侵害と感じる者の割合		44.7% (10年度)	70% (16年度)	100%に限りなく近づけます。
	警察本部における被害者等へのカウンセリング件数(年間)		84件 (11年度)	250件 (17年度)	
	スクールカウンセラーを配置している中学校の数		90校 (12年度)	中学校全校への配置を目指します。 (17年度)	
	県主催家庭教育講座参加者数		3,843人 (11年度)	4,000人 (17年度)	
	出張ウィメンズセミナー受講者数	1回あたりの受講者数	360人 (11年度)	420人 (17年度)	620人
すべての人が性別にかかわらず、自分らしい生き方を選択できる社会	(仮称)千葉県男女共同参画の日を知っている人の割合		-	80% (16年度)	100%に限りなく近づけます。
	男女の固定的性別役割分担意識を持たない人の割合		48.8% (10年度)	60% (16年度)	100%に限りなく近づけます。
	女性の権利に関する法制度の認知度	男女共同参画社会基本法、女子差別撤廃条約を知っている人の割合	-	80% (16年度)	100%に限りなく近づけます。
	男女共同参画計画を策定した市町村の割合		22.5% (11年度)	40% (17年度)	100%
男女がともに政策等の立案、決定過程に参画し、両者の意思や価値観が反映できる社会	審議会等の女性委員の割合		18.7% (12年度)	30% (17年度)	50%
	女性委員のいない審議会の割合		5.8% (12年度)	0% (17年度)	0%
	女性センター講座の延べ受講者数		4,441人 (11年度)	5,000人 (17年度)	10,000人
男女がともにその能力を發揮し、多様な働き方が可能となり、家庭生活とその他の活動を両立し、豊かでゆとりある生き方ができる社会	農村女性起業グループ数		62グループ (11年度)	141グループ (17年度)	
	女性農業フロンティア(農業士)の認定数		10人 (11年度)	40人 (17年度)	
	家族経営協定締結数		-	1,800 (17年度)	
	農業協同組合正組合員(個人)に占める女性の割合		10.2% (11年度)	20% (17年度)	
	農業協同組合役員に占める女性の割合		0% (11年度)	1.5% (17年度)	
	農業委員に占める女性の割合		0.4% (11年度)	5.1% (17年度)	
	漁業協同組合正組合員に占める女性の割合		12.7% (10年度)	17% (17年度)	
	漁業協同組合役員に占める女性の割合		0.9% (10年度)	2% (17年度)	

	延長保育実施施設数		380か所 (12年度)	420か所 (17年度)	
	休日保育実施施設数		5か所 (12年度)	15か所 (17年度)	
	乳幼児健康支援一時預かり実施施設数		9か所 (12年度)	15か所 (17年度)	
	一時保育実施施設数		48か所 (12年度)	78か所 (17年度)	
	保育所整備数			新設5か所 増改築35か所 (17年度)	
	子育て支援推進事業実施園数	事業実施園延べ数	120園 (12年度)	900園 (17年度まで)	
	地域子育て支援センター設置数		21か所 (12年度)	84か所 (17年度)	
	ファミリー・サポート・センター設置数(勤労者の子育て支援)		7か所 (12年度)	12か所 (17年度)	
	ファミリー・サポート・センター会員数(勤労者の子育て支援)		1,609人 (12年度)	4,600人 (17年度)	
	放課後児童クラブ(学童保育)数		230か所 (12年度)	280か所 (17年度)	
	児童館・児童センター整備数		71か所 (12年度)	76か所 (17年度)	
	育児休業制度の定着率	制度化している企業の割合	41.9% (11年度)	48.9% (17年度)	
	ファミリー・サポート・センター設置数(介護版)		1か所 (12年度)	5か所 (17年度)	
	介護休業制度の定着率	制度化している企業の割合	28.8% (11年度)	44.5% (17年度)	
	小中学校における学校支援ボランティア(みんなが先生)の実施率	実施校数/無作為抽出校	62.4% (11年度)	100% (17年度)	100%
	小中学校のボランティア活動実施率	実施校数/無作為抽出校	88.6% (10年度)	100% (17年度)	100%
	県立学校開放講座実施校の割合	実施校/県立学校数	25.7% (11年度)	32% (17年度)	
	まなびボランティアセンターが派遣したボランティアの数(年間)		760人 (11年度)	2,000人 (17年度)	
誰もが生涯を通じて健康で、生き生きと安心して暮らせる社会	3歳児健康診査受診率	3歳児総数に対する受診者の割合	86.4% (11年度)	88% (17年度)	
	基本健康診査受診率	基本健康診査受診者/基本健康診査対象者	42.5% (11年度)	58.6% (17年度)	
	健康相談開催回数		19,745回 (11年度)	23,310回 (17年度)	
	市町村保健センター設置率	設置市町村数/全市町村数	85.0% (11年度)	100% (17年度)	
	シルバー人材センターの設置市町村数		29 (11年度)	33 (17年度)	
	65歳以上まで働くことのできる環境を整えている企業の割合	継続雇用制度を含めた最低保障雇用年齢	16.1% (11年度)	100% (17年度)	100%

高齢者能力活用支援事業 実施市町村の割合	実施市町村 / 市町村総数 (千葉市を除く)	13年度か ら実施	100% (17年度)	100%
スポーツプログラマー等 の養成者数		44人 (12年度)	225人 (17年度)	
県立学校体育施設開放実 施校の割合		45.3% (12年度)	54.1% (17年度)	
総合型地域スポーツクラ ブの育成数	受託・実施市町村	1 か所 (12年度)	3 か所 (17年度)	
スポーツ・レクリエーシ ョン祭の参加者数		155,244人 (11年度)	800,000人 (17年度)	
県営住宅のバリアフリー 化率	対応戸数 / 管理戸数	11.6% (12年度)	21.2% (17年度)	
超低床バスの普及率	超低床バス台数 / 乗合バ ス総車両数	0.5% (11年度)	10% (17年度)	
千葉県福祉のまちづくり 条例適合証の交付件数 (建築物)		187件 (H9 ~ H 11の累計)	250件 (13~17年度の累計)	
特別養護老人ホーム定員 数(千葉市を除く)	定員数 * 千葉市分も併記	7,988人 (参考 ほか 千葉市1,450人) (12年度)	11,000人 (参考 ほか千葉市 1,734人・H16) (17年度)	
介護老人保健施設定員数 (千葉市を除く)	定員数 * 千葉市分も併記	8,313人 (参考 ほか 千葉市1,066人) (12年度)	10,800人 (参考 ほか千葉市 1,697人・H16) (17年度)	
ケアハウス・高齢者生活 支援ハウス定員数(千葉 市を除く)	定員数 * 千葉市分も併記	2,096人 (参考 ほか 千葉市 400人) (12年度)	4,000人 (参考 ほか千葉市 720人・H16) (17年度)	
企業における障害者雇用 率	障害者の雇用の促進等に 関する法令による法定雇 用率	1.45% (11年度)	1.80% (17年度)	
障害者デイサービス施設 整備数(千葉市を除く)	施設整備数	21か所 (12年度)	26か所 (17年度)	
障害者ショートステイ専 用居室整備数(千葉市を 除く)	専用居室整備数	185人 (12年度)	285人 (17年度)	
障害者通所施設定員数 (千葉市を除く)		1,891人 (12年度)	2,471人 (17年度)	
障害者入所施設定員数 (千葉市を除く)		4,578人 (12年度)	5,248人 (17年度)	
リハビリテーション支援 センター指定数		0 か所 (12年度)	5 か所 (17年度)	9 か所
病床数の充足率	既存病床数 / 必要病床数	98.86% (12年度)	100% (17年度)	100%
訪問指導延人数		74,588人 (11年度)	88,139人 (17年度)	
介護支援専門員数		1,520人 (12年度)	2,015人 (16年度)	
看護職員の充足率	看護職員数 / 需要計画数	90.6% (10年度)	100% (17年度)	100%

地球市民 として国際 社会との協 働を推進す る社会	民間国際交流・協力団体 数		194団体 (11年度)	220団体 (17年度)	
	県・市町村の国際協力事 業参加者数(技術研修員 の受け入れ等)		186人 (10年度)	220人 (17年度)	
	さわやかハートちばクル ーズセミナー参加者数		400人 (12年度)	2,000人 (17年度)	
	外国人指導助手(A L T) の人数(年間)	県と市町村の合計数値	290人 (12年度)	320人 (17年度)	
	国際交流実施県立高等学 校数	指定校	12校 (12年度)	30校 (17年度)	

参 考 资 料



男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条 第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条 第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条 第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下

「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基

本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画基本計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(男女共同参画会議)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女いずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号)略

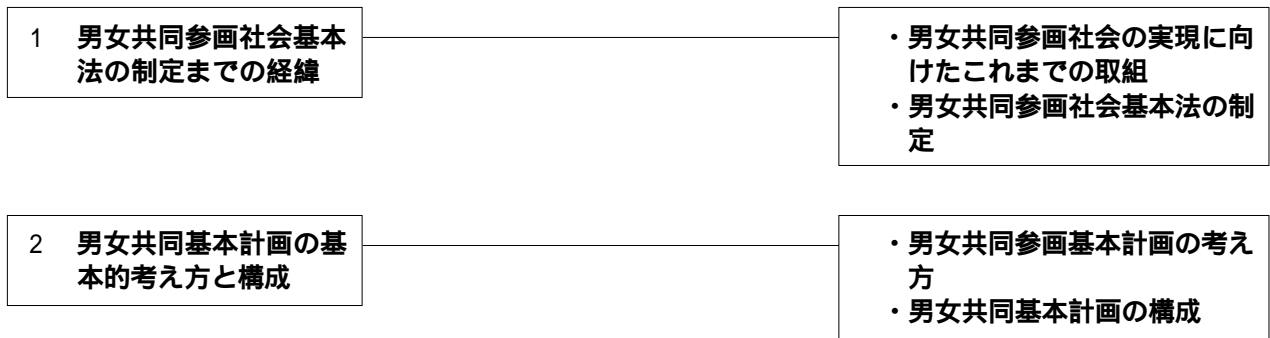
附 則 (平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

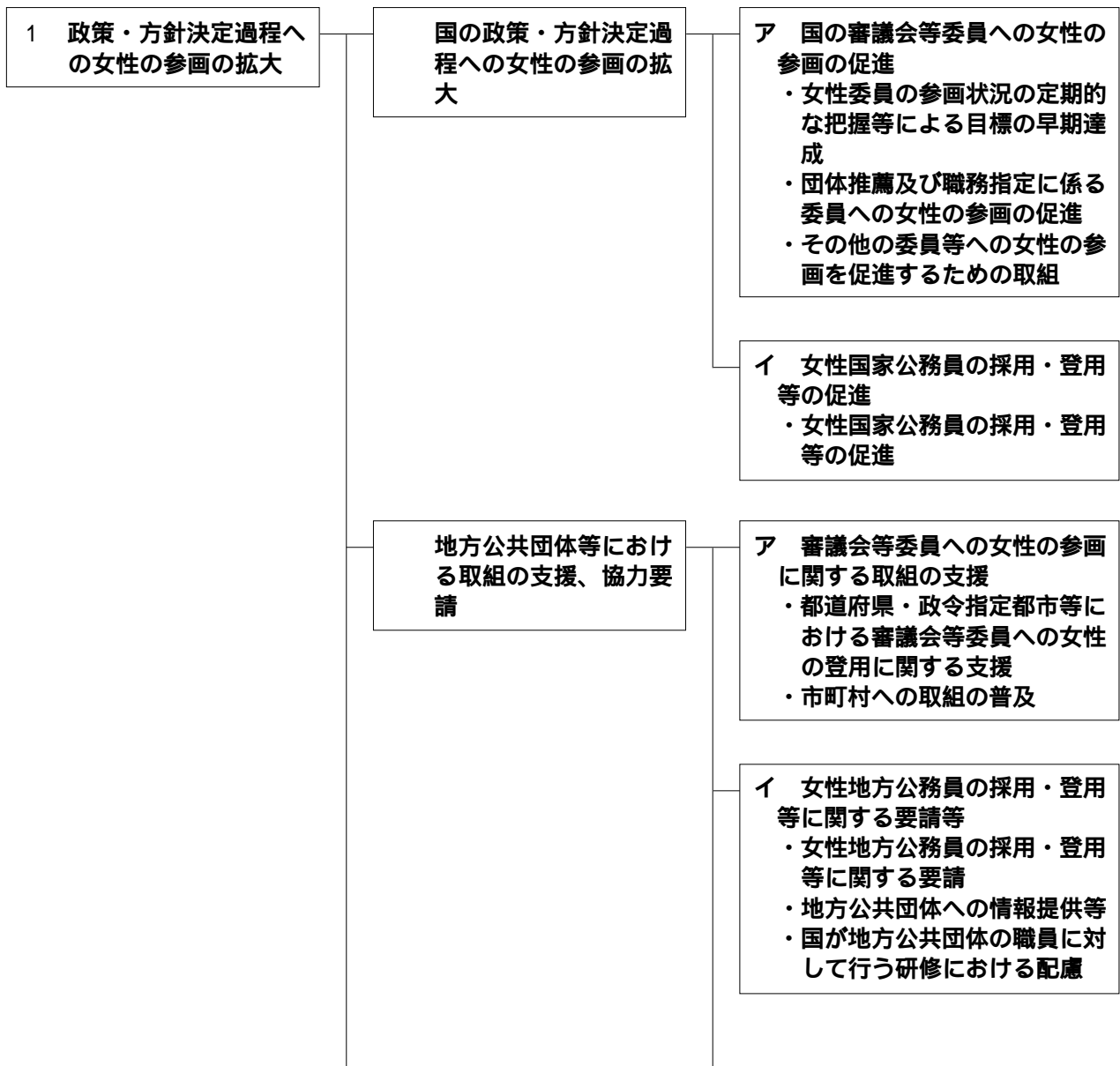
第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

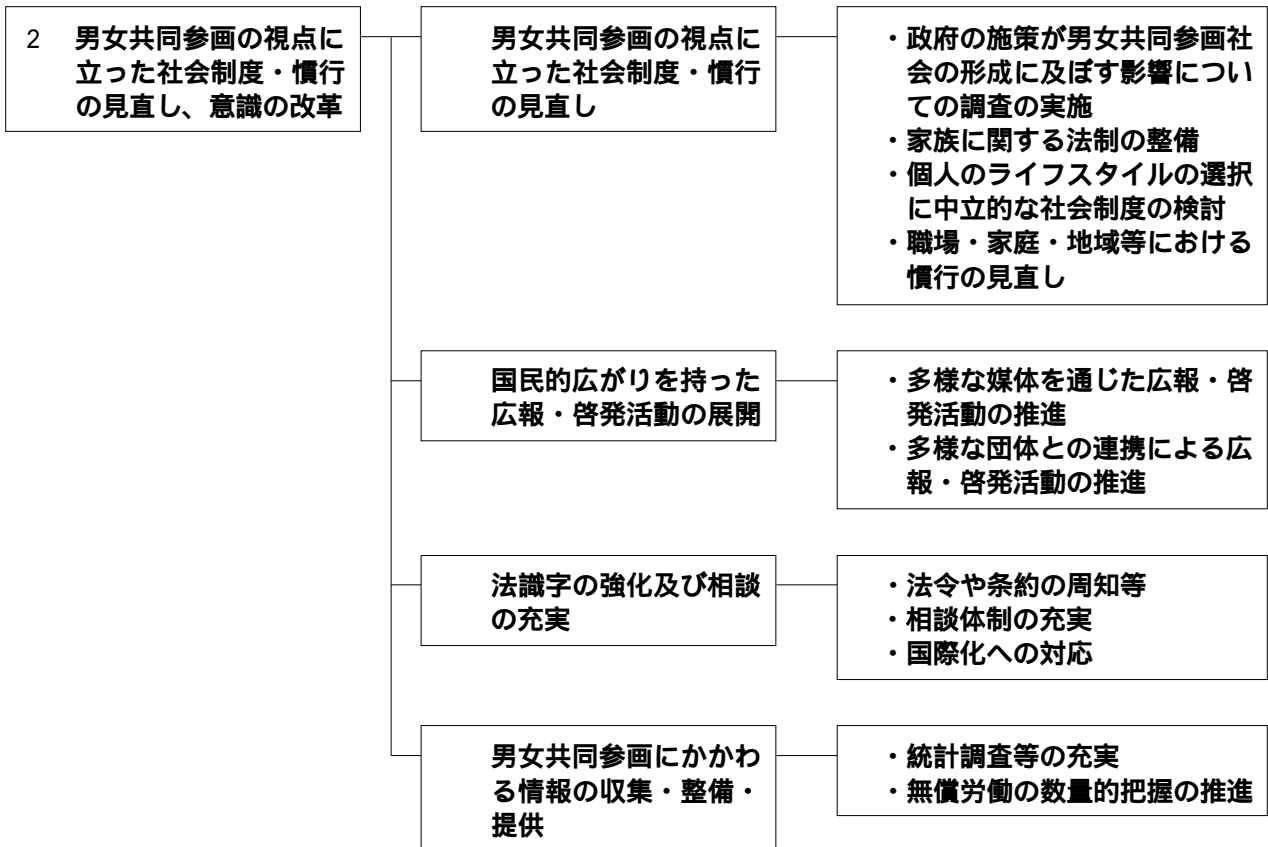
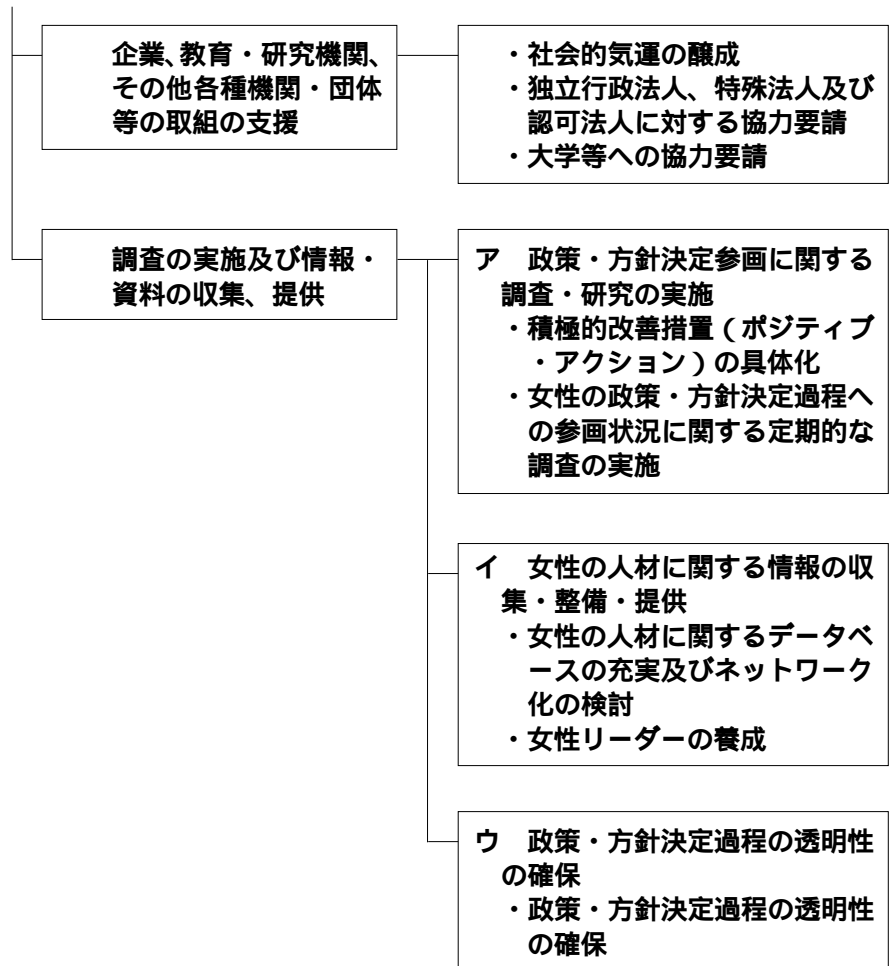
男女共同参画基本計画の体系図（圖）

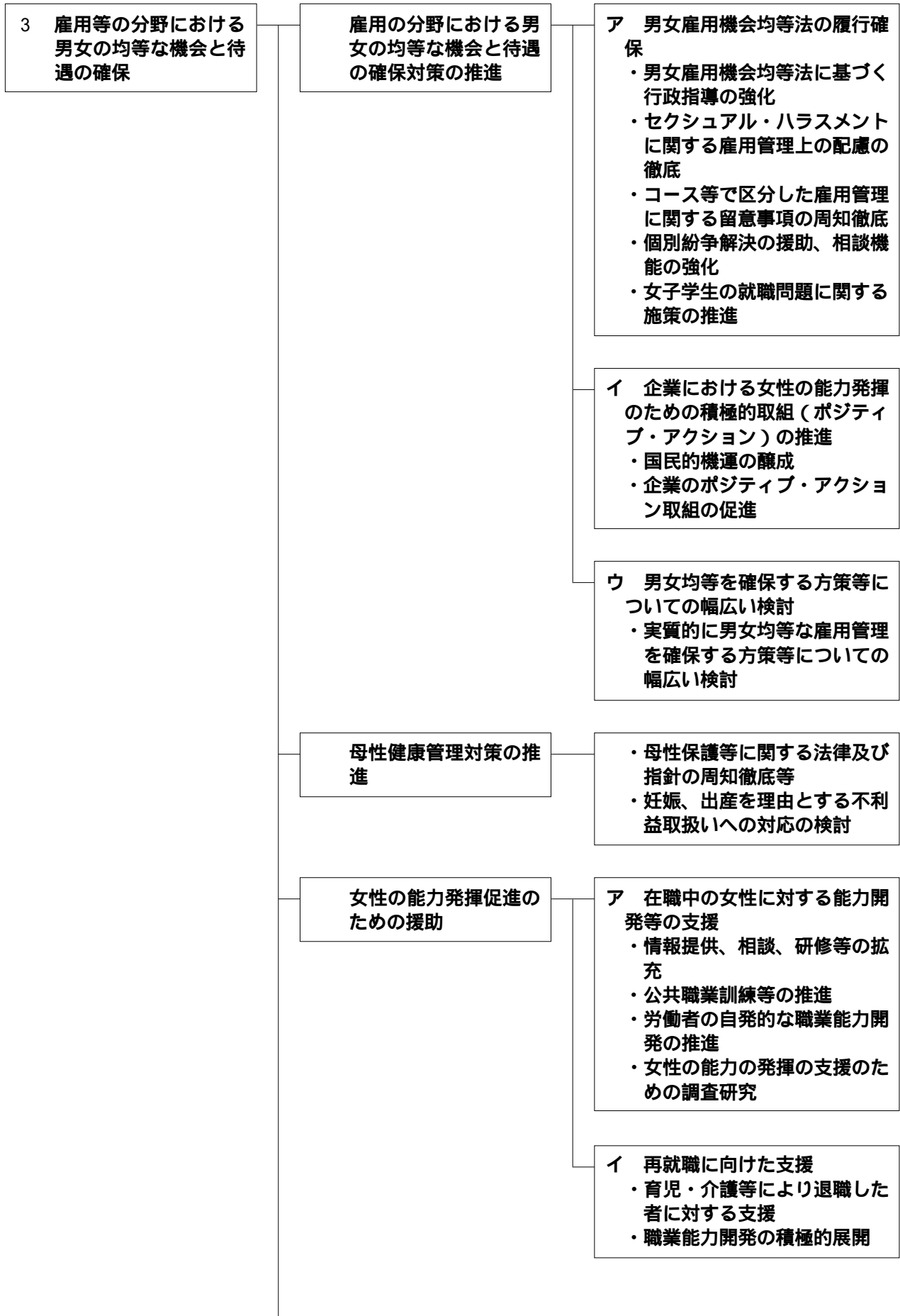
第1部 基本的考え方



第2部 施策の基本的方向と具体的施策







多様な就業ニーズを踏
まえた就業環境の整備

ア パートタイムの労働対策の総
合的な推進

- ・短時間労働者の雇用管理の改
善等に関する法律及び指針の
周知・徹底等
- ・パートタイム労働者の労働条
件の明示の徹底
- ・パートタイム労働者の雇用の
安定
- ・パートタイム労働者に対する
能力開発

イ 労働者派遣事業に係る対策の
推進

- ・事業の適正な運営の確保
- ・派遣労働者の適正な派遣就業
の確保

ウ 女性起業家、家族従業者等に
対する支援

- ・女性起業家に対する支援
- ・家族従業者の実態把握等

エ 在宅勤務、SOHO等、新し
い就業形態等に係る施策の推進

- ・テレワーク・SOHOの普及
促進
- ・在宅勤務等の普及促進
- ・在宅就業対策の推進
- ・家内労働者の労働条件の改善

4 農山漁村における男女
共同参画の確立

あらゆる場における意
識と行動の変革

- ・「個」としての主体性の確保
- ・固定的な役割分担意識の是正
- ・社会的な気運の醸成・高揚
- ・調査研究・研修・統計等にお
ける取組の充実

政策・方針決定過程へ
の女性の参画の拡大

- ・政策・方針決定過程への女性
の参画の拡大
- ・女性の能力の開発と適正な評
価

女性の経済的地位の向
上と就業条件・環境の
整備

- ・女性の経済的地位の向上
- ・技術・経営管理能力の向上
- ・快適に働くための条件整備



家庭生活、地域社会への男女共同参画の促進

- エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
- ・企業の子育て・介護支援の取組に対する評価
 - ・地域の子育て・介護支援体制の整備
 - ・育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供

- ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
- ・男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・啓発
 - ・家庭教育に関する学習機会の充実
 - ・父親の家庭教育参加の支援・促進

- イ 地域社会への男女の共同参画の促進
- ・地域社会活動への参画促進
 - ・地域の教育力の再生
 - ・消費者教育の推進・支援
 - ・環境保全活動への参画の支援
 - ・ボランティア活動等の参加促進のための環境整備
 - ・NPO等の活動への参画促進のための環境整備

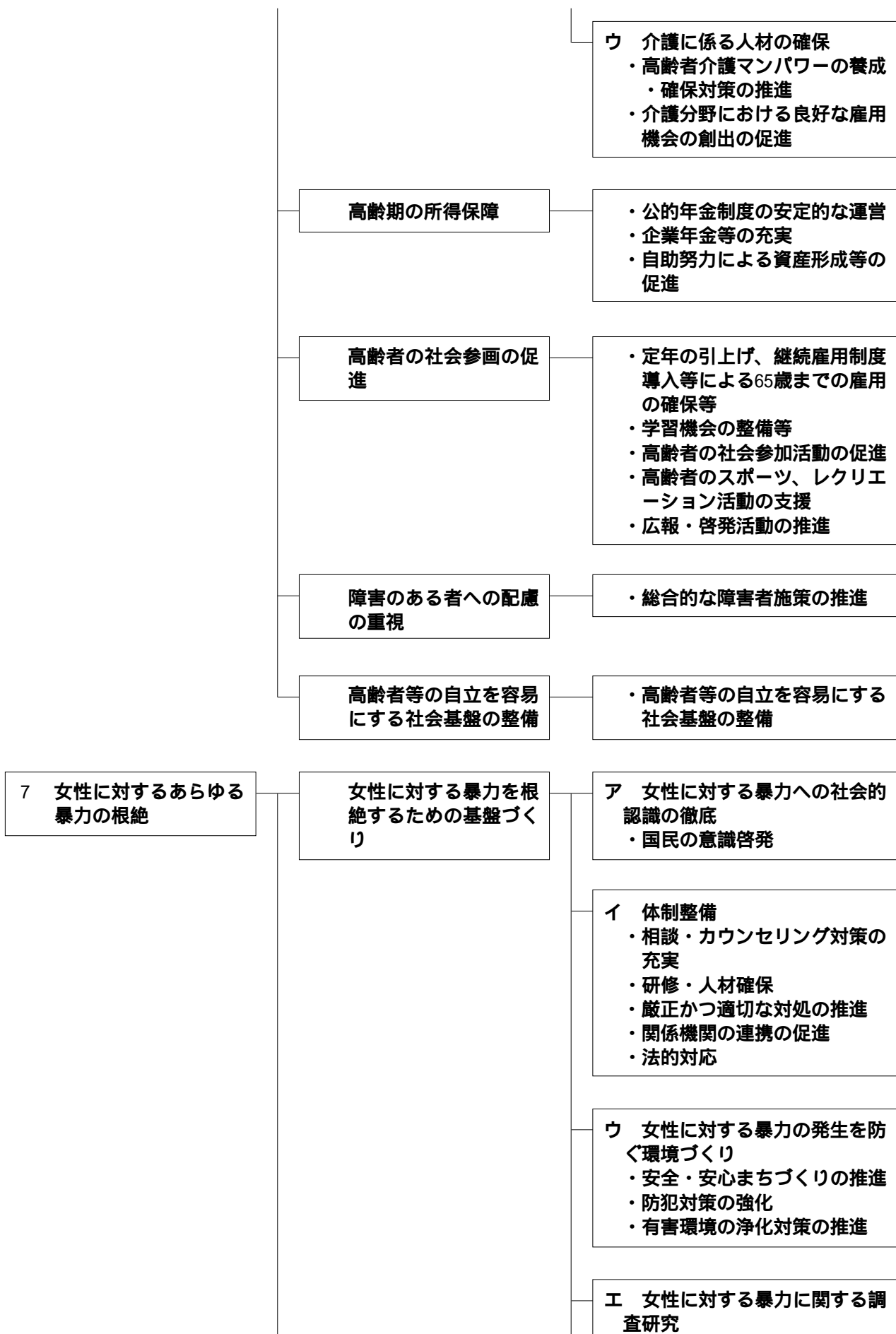
- ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備
- ・労働時間の短縮
 - ・フレックスタイム制等の普及促進
 - ・勤労者リフレッシュ対策

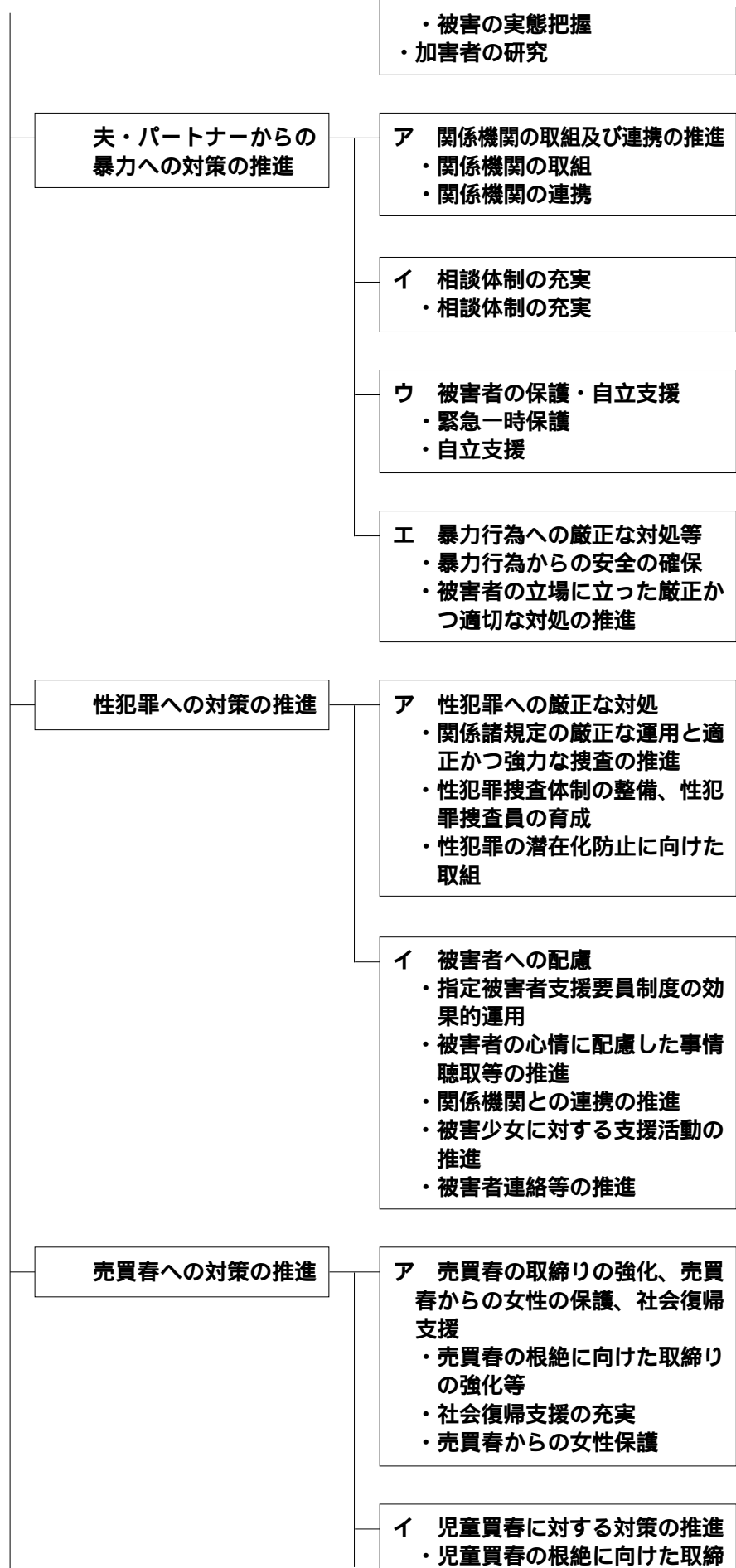
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

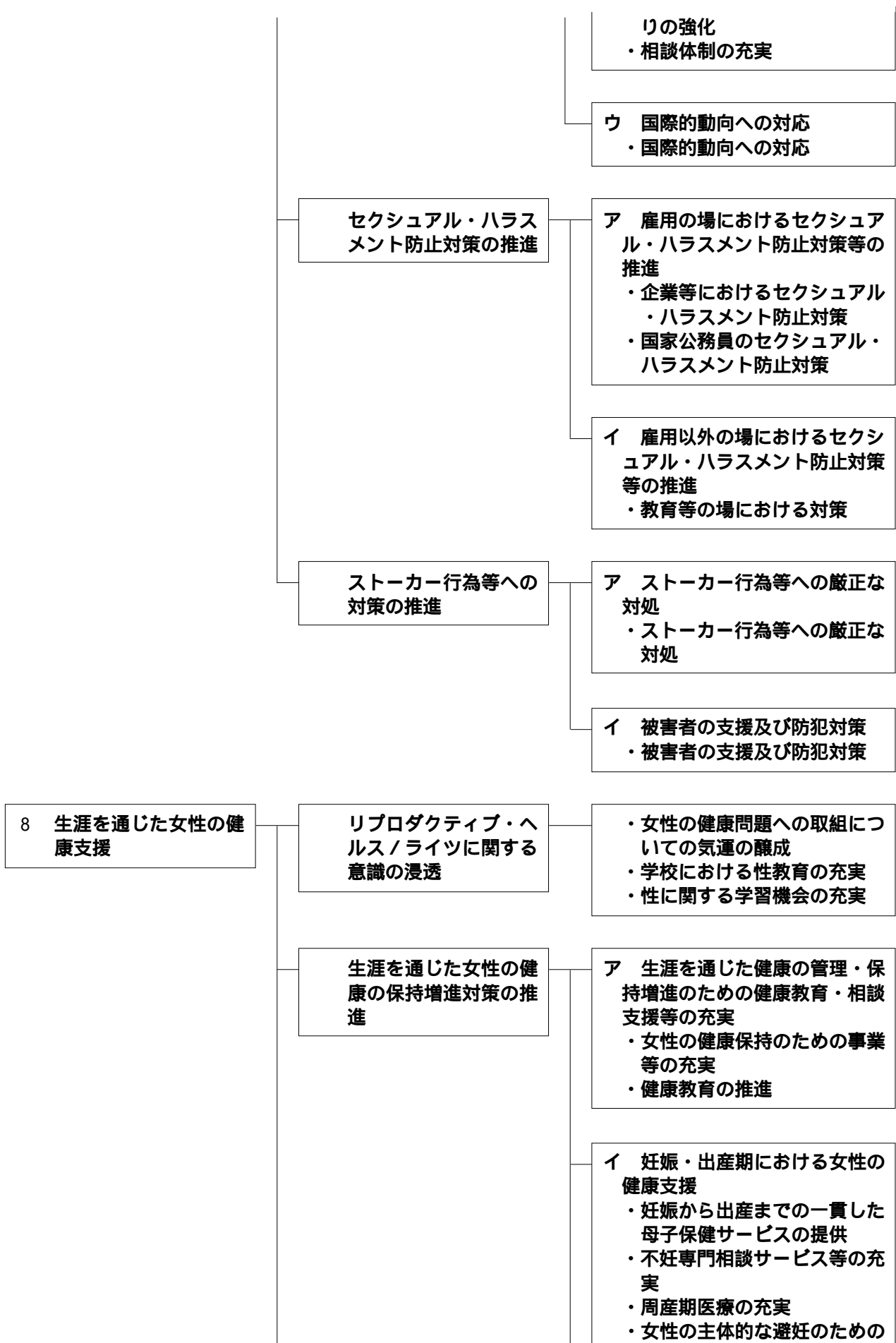
高齢者等が安心して暮らせる介護体制の構築

- ア 介護保険制度の着実な実施
- ・介護保険制度の着実な実施

- イ 高齢者保健福祉施策の推進
- ・介護サービス基盤の整備
 - ・介護予防・生活支援のための取組
 - ・利用者保護と信頼できる介護サービスの育成







知識等の普及

ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援

- ・成人期、高齢期の健康づくりの支援
- ・子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進
- ・女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進

女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

ア HIV/エイズ、性感染症対策

- ・予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策の推進
- ・性感染症対策の推進
- ・学校におけるHIV/エイズ、性感染症に関する教育の推進

イ 薬物乱用対策の推進

- ・乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶
- ・少女による薬物乱用対策の推進
- ・薬物乱用防止教育の充実
- ・薬物乱用を許さない社会環境の形成

9 メディアにおける女性の人権の尊重

女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進

- ・メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援
- ・性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
- ・児童を対象とする性・暴力表現の根絶
- ・地域の環境浄化のための啓発活動の推進
- ・メディアにおける男女共同参画の推進

イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

- ・現行法令の適用による取締りの強化
- ・インターネットにおける不適切な情報を受信者側で排除で

10 男女共同参画を推進し
多様な選択を可能にする
教育・学習の充実

国の行政機関の策定する
広報・出版物等にお
ける性にとらわれない
表現の促進

きるシステムの開発、普及
・接続事業者及び情報提供者に
対する広報・啓発活動の推進
・自主ガイドラインの策定の支
援等
・インターネット等新たなメ
ディアにおける情報の規制等及
び利用環境整備の在り方等に
関する検討

ウ メディア・リテラシーの向上
・メディア・リテラシー向上の
ための広報・啓発
・情報教育の推進

・男女共同参画の視点からの国
の行政機関の広報ガイドライ
ンの策定、浸透
・ガイドラインの他の機関への
啓発

男女平等を推進する教
育・学習

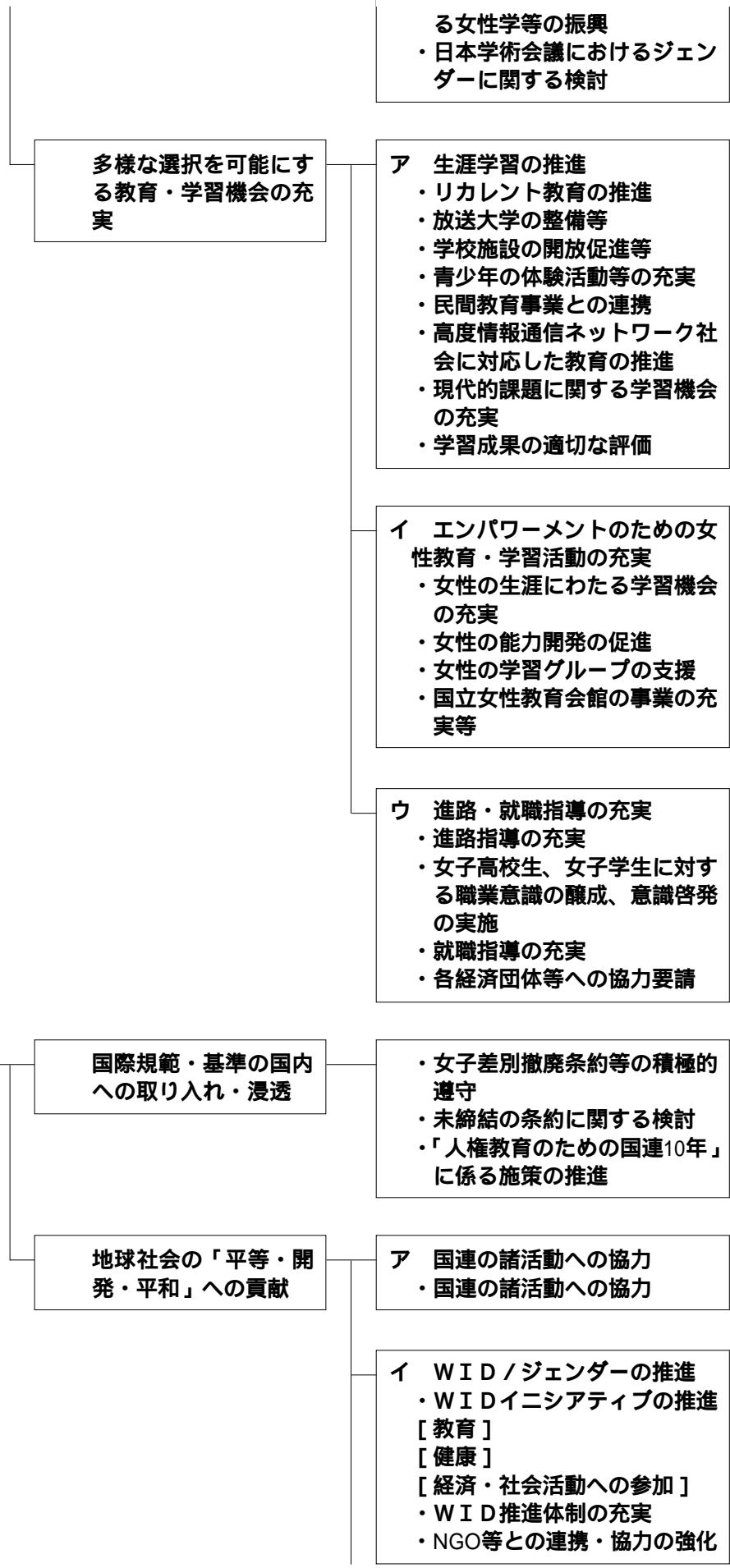
ア 初等中等教育の充実
・学校教育全体を通じた指導の
充実等
・家庭科教育の充実

イ 高等教育の充実
・高等教育機関における男女共
同参画の推進
・奨学金制度の充実

ウ 社会教育の推進
・男女共同参画の視点に立った
家庭教育の推進
・男女共同参画に関する学習機
会の提供
・固定的な男女の役割分担意識
にとらわれない教育についての
調査研究の充実

エ 教育関係者の意識啓発
・教職員の男女共同参画に関す
る理解の促進
・社会教育関係者の意識啓発

オ 女性学・ジェンダーに関する
調査・研究等の充実
・高等教育及び社会教育におけ



る女性学等の振興
・日本学会議におけるジェンダーに関する検討

多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

ア 生涯学習の推進
・リカレント教育の推進
・放送大学の整備等
・学校施設の開放促進等
・青少年の体験活動等の充実
・民間教育事業との連携
・高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進
・現代的課題に関する学習機会の充実
・学習成果の適切な評価

イ エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実
・女性の生涯にわたる学習機会の充実
・女性の能力開発の促進
・女性の学習グループの支援
・国立女性教育会館の事業の充実等

ウ 進路・就職指導の充実
・進路指導の充実
・女子高校生、女子学生に対する職業意識の醸成、意識啓発の実施
・就職指導の充実
・各経済団体等への協力要請

11 地域社会の「平等・開発・平和」への貢献

国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

・女子差別撤廃条約等の積極的遵守
・未締結の条約に関する検討
・「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進

地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

ア 国連の諸活動への協力
・国連の諸活動への協力

イ WID/ジェンダーの推進
・WIDイニシアティブの推進
[教育]
[健康]
[経済・社会活動への参加]
・WID推進体制の充実
・NGO等との連携・協力の強化

ウ 女性の平和への貢献
・ 平和を推進する国際機関等への貢献

エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
・ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

オ 国際交流・協力の推進
・ あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進
・ 環境問題に関する国際協力等の取組の推進
・ 女性の教育分野における国際交流・協力の支援

第3部 計画の推進

1 国内本部機構の組織・機能強化

男女共同参画会議の機能発揮

- ・ 男女共同参画会議の機能発揮
- ・ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
- ・ 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

総合的な推進体制の整備・強化等

- ・ 施策の総合的推進、フォローアップ等
- ・ 年次報告等の作成
- ・ 行政職員の研修機会等の充実
- ・ 国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等
- ・ 内閣府男女共同参画局の機能発揮
- ・ 男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実
- ・ 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
- ・ 男女共同参画推進本部担当部署の充実等
- ・ 苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用

2 調査研究、情報の収集
・整備・提供

- ・男女共同参画社会の形成に関する調査研究
- ・国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供
- ・我が国の取組の海外への発信

3 国の地方公共団体、N
G Oに対する支援、国
民の理解を深めるため
の取組の強化

- ・地方公共団体に対する支援の強化
- ・男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実
- ・N G Oとの連携の強化
- ・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年12月18日
(国際連合第34回総会)
効力発生 1981年9月3日
日 本 国 1985年6月25日批准

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、

社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重するこ

とが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第 3 条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及

び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第 2 部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締結国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第 3 部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定す

ること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び

婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族に経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利

- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准

又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月後を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長に

よりくじ引きで選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条

約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

北京宣言及び行動綱領目次

1 北京宣言（総理府仮訳）

- 1．我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
- 2．国際連合創設50周年に当たる1995年9月、ここ北京に集い、
- 3．全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
- 4．あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
- 5．女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
- 6．また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
- 7．無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。

- 8．国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9．あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女兒の人権の完全な実施を保障すること。
- 10．平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット - 1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの - でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
- 11．「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
- 12．思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、

したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

- 13．女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
- 14．女性の権利は人権である。
- 15．男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らとの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。
- 16．持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
- 17．すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。
- 18．地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。
- 19．あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。
- 20．市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。
- 21．行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

- 22．「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
- 23．女性及び女兒がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。

24. 女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワメントに対するあらゆる障害を除去する。
25. 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
26. 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
27. 女兒及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。
28. 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。
29. 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
30. 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。
31. 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。
32. 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。
33. 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
34. あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

35. 女性及び少女の地位向上及びエンパワメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。
36. 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公

平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。

37. また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。

38. 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

2 第4回世界女性会議行動綱領目次 (総理府仮訳)

平成7年10月5日

第 章 使命の声明

第 章 世界的枠組み

第 章 重大問題領域

- 女性への持続し増大する貧困の重荷
- 教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- 保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- 女性に対する暴力
- 武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
- 経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及び資源へのアクセスにおける不平等
- あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
- あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み

- 女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
- あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不平等
- 天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
- 女兒の権利に対する持続的な差別及び侵害

第 章 戦略目標及び行動

A．女性と貧困

- 戦略目標 A．1．貧困の中の女性のニーズ及び努力に対処するマクロ経済政策及び開発戦略を見直し、採用し、維持すること
- 戦略目標 A．2．経済資源への女性の平等な権利及びアクセスを保障するため、法律及び行政手続を改正すること
- 戦略目標 A．3．貯蓄及び信用貸付の仕組み及び制度へのアクセスを女性に提供すること
- 戦略目標 A．4．貧困の女性化に対処するため、ジェンダーに基づく方法論を開発し、調査研究を行うこと

B．女性の教育と訓練

- 戦略目標 B．1．教育への平等なアクセスを確保すること
- 戦略目標 B．2．女性の中の非識字を根絶すること
- 戦略目標 B．3．職業訓練、科学技術及び継続教育への女性のアクセスを改善すること
- 戦略目標 B．4．非差別的な教育及び訓練を開発すること
- 戦略目標 B．5．教育改革の実施に十分な資源を配分し、監視すること
- 戦略目標 B．6．少女及び女性のための生涯教育及び訓練を促進すること

C．女性と健康

- 戦略目標 C．1．ライフサイクルを通じ、適切で、手頃な料金の良質の保健、情報及び関連サービスへの女性のアクセスを増大すること
- 戦略目標 C．2．女性の健康を促進する予防的プログラムを強化すること
- 戦略目標 C．3．性感染症、H I V / A I D S 及び性に関する健康とリプロダクティブ・ヘルス問題に対処する、ジェンダーに配慮した先導的事業に着手すること
- 戦略目標 C．4．女性の健康に関する研究を促進し、情報を普及すること
- 戦略目標 C．5．女性の健康のための資源を増加し、フォロー・アップを監視すること

D．女性に対する暴力

- 戦略目標 D．1．女性に対する暴力を防止し根絶するために、総合的な対策を取ること
- 戦略目標 D．2．女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防法の効果を研究すること
- 戦略目標 D．3．女性の人身売買を根絶し、売春及び人身売買による暴力の被害女性を支援すること

E．女性と武力紛争

戦略目標 E . 1 . 紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること

戦略目標 E . 2 . 過剰な軍事費を削減し、兵器の入手の可能性を抑制すること

戦略目標 E . 3 . 非暴力の紛争解決の形態を奨励し、紛争状況における人権侵害の発生を減少させること

戦略目標 E . 4 . 平和の文化の促進に対する女性の寄与を助長すること

戦略目標 E . 5 . 難民女性その他国際的な保護を必要とする避難民女性及び国内避難民女性に保護、支援及び訓練を提供すること

戦略目標 E . 6 . 植民地及び自治権を持たない地域の女性に支援を提供すること

F . 女性と経済

戦略目標 F . 1 . 雇用、適切な労働条件及び経済資源の管理へのアクセスを含む、女性の経済的な権利及び自立を促進すること

戦略目標 F . 2 . 資源、雇用、市場及び取引への女性の平等なアクセスを促進すること

戦略目標 F . 3 . 殊に低所得の女性に対し業務サービス、訓練並びに市場、情報及び技術へのアクセスを提供すること

戦略目標 F . 4 . 女性の経済能力及び商業ネットワークを強化すること

戦略目標 F . 5 . 職業差別及びあらゆる形態の雇用差別を撤廃すること

戦略目標 F . 6 . 女性及び男性のための職業及び家族的責任の両立を促進すること

G . 権力及び意思決定における女性

戦略目標 G . 1 . 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保障するための措置を講じること

戦略目標 G . 2 . 意思決定及び指導的立場への女性の参加能力を高めること

H . 女性の地位向上のための制度的な仕組み

戦略目標 H . 1 . 国内本部機構その他の政府機関を創設又は強化すること

戦略目標 H . 2 . 法律、公共政策、計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込むこと

戦略目標 H . 3 . 立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及すること

I . 女性の人権

戦略目標 I . 1 . あらゆる人権文書、特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の完全な実施を通じて、女性の人権を促進し、保護すること

戦略目標 I . 2 . 法の下及び実際の平等及び非差別を保障すること

戦略目標 I . 3 . 法識字を達成すること

J . 女性とメディア

戦略目標 J . 1 . メディア及び新たな通信技術における、またそれらを通じた表現及び意思決定への女性の参加とアクセスを高めること

戦略目標 J . 2 . メディアにおけるバランスがとれ、固定観念にとらわれない女性の描写を促進すること

K．女性と環境

戦略目標K．1．あらゆるレベルの環境に関する意思決定に、女性を積極的に巻き込むこと

戦略目標K．2．持続可能な開発のための政策及び計画に、ジェンダーの関心事項と視点を組み入れること

戦略目標K．3．開発及び環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための国内、地域及び国際レベルの仕組みを強化又は創設すること

L．女兒

戦略目標L．1．女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること

戦略目標L．2．少女に対する否定的な文化的態度及び慣行を撤廃すること

戦略目標L．3．女兒の権利を促進し、保護し、女兒のニーズ及び可能性に対する認識を高めること

戦略目標L．4．教育、技術の開発及び訓練における少女に対する差別を撤廃すること

戦略目標L．5．健康及び栄養における少女に対する差別を撤廃すること

戦略目標L．6．児童労働からの経済的搾取を撤廃し、働く少女を保護すること

戦略目標L．7．女兒に対する暴力を根絶すること

戦略目標L．8．女兒の社会的、経済的及び政治的な生活への認識及び参加を助長すること

戦略目標L．9．女兒の地位を向上させる上での家庭の役割を強化すること

第 章 制度的整備

A．国内レベル

B．小地域／地域レベル

C．国際レベル

第 章 財政的整備

A．国内レベル

B．地域レベル

C．国際レベル

千葉県男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及びその推進についての意見を聴取するため、千葉県男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について協議する。

男女共同参画社会の形成に関する施策の計画策定及びその推進に関すること。

その他男女共同参画社会の形成に関する施策に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、知事が委嘱する委員20名以内で組織するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会議を総括する。

3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(招集)

第6条 会議は、必要に応じ知事が招集する。

(専門部会)

第7条 懇話会は、必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、知事が委嘱する委員若干名で組織するものとする。

3 このほか専門部会に必要な事項は、知事が定める。

(意見の聴取)

第8条 座長は、協議に際し必要と認めるときは、そのつど、関係者及び関係職員の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、企画部男女共同参画課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が定める。

(附則)

この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

千葉県男女共同参画推進懇話会委員名簿

（任期：平成12年2月1日～平成14年1月31日）

平成12年10月31日現在

	氏名	役職名等	備考
団 体	根本久子	千葉県連合婦人会副会長	
	田中敏	千葉県商工会婦人部連合会会長	
	峰島歌子	J A千葉女性部協議会会長	
	鈴木敏子	千葉県漁協婦人部連絡協議会会長	
	渋谷禎子	(社)千葉県看護協会会長	
	久保美和子	千葉県保育協議会副会長・保育士部会長	
	小守美知子	(財)千葉県母子寡婦福祉連合会会長	
	丸山一郎	千葉県青少年団体連絡協議会会長	
	石朋夫	(社)千葉県経営者協会専務理事	副座長
	飯田順子	日本労働組合総連合会千葉県連合会女性委員会委員長	
	市野昭子	千葉県小学校校長会	
学 識 経 験 者	渥美雅子	弁護士	座長
	古谷和夫	元千葉テレビ放送(株)相談役	
	佐藤和夫	千葉大学教授	
	白井堯子	千葉県立衛生短期大学教授	
	早瀬鑛一	評論家(元川鉄鉱業株式会社常務取締役)	
	實川美奈	青松苑在宅介護支援センター保健婦	
	国松実枝子	千葉家庭裁判所調停委員	
行 政	根本崇	千葉県市長会(野田市長)	
	渡辺忠	千葉県町村会(野栄町長)	

千葉県男女共同参画推進懇話会条例専門部会設置要領

(設置)

第1条 千葉県男女共同参画推進懇話会設置要綱第7条に基づき、千葉県男女共同参画推進懇話会条例専門部会(以下「条例部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 条例部会は、次の事項について協議する。
男女共同参画社会の形成に関する条例に関すること。

(組織)

第3条 条例部会は、知事が委嘱する委員6名以内で組織するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 条例部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会議を総括し、条例部会における協議の状況及び結果を千葉県男女共同参画推進懇話会座長(以下「座長」という。)に報告する。

3 部会長に事故があるときは、条例部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名するものがその職務を代理する。

(招集)

第6条 会議は、必要に応じ、座長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 部会長は、協議に際し必要と認めるときは、そのつど、関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 条例部会の庶務は、企画部男女共同参画課において行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が定める。

(附則)

この要領は、平成13年2月20日から施行する。

千葉県男女共同参画推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号。以下「法」という。)

第2条第1号に定める男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、千葉県男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。

その他男女共同参画施策の推進に関すること。

(組 織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事をもって充て、推進本部を主宰する。

3 副本部長は副知事をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代行する。

4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(幹 事 会)

第4条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は企画部長をもって充て、幹事会を主宰する。

4 副幹事長は企画部参事をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は、その職務を代行する。

5 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

(会 議)

第5条 推進本部は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(協力要請)

第6条 本部長は特に必要があると認めるときは、協議事項に関係のある職員に推進本部への出席及び資料の提出等、協力を要請することができる。

2 前項の規定は、幹事会について準用する。

(庶 務)

第7条 推進本部の庶務は、企画部男女共同参画課において処理する。

(そ の 他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 千葉県女性政策推進本部設置要綱(平成8年4月1日施行)は廃止する。

別表 1

千葉県男女共同参画推進本部

区 分	職 名
本 部 長	知 事
副 本 部 長	副 知 事
本 部 員	出 納 長
	総 務 部 長
	企 画 部 長
	健 康 福 祉 部 長
	環 境 生 活 部 長
	商 工 労 働 部 長
	農 林 水 産 部 長
	土 木 部 長
	都 市 部 長
	水 道 局 長
	血 清 研 究 所 長
	企 業 庁 長
	教 育 長
警 察 本 部 長	
計	本部長ほか15名

別表 2

幹 事 会

幹事区分	幹 事 の 所 属 及 び 職 名	
	所 属	職 名
幹 事 長	企 画 部	企画部長
副幹事長	企 画 部	企画部参事
幹 事	総 務 部	総務課長 市町村課長 学事課長
	企 画 部	企画政策課長 地域政策課長 広報課長 男女共同参画課長
	健康福祉部	健康福祉政策課長 健康増進課長 社会福祉課長 児童家庭課長 高齢者福祉課長 障害福祉課長 保険指導課長 医療整備課長 県立病院課長 薬務課長
	環境生活部	環境生活課長 県民生活課長 文化国際課長 交通安全対策課長
	商工労働部	経済政策課長 労政課長 職業能力開発課長
	農林水産部	農林水産政策課長 農業改良課長 水産課長
	土 木 部	管理課長
	都 市 部	都市政策課長 住宅課長
	水 道 局	総務企画課長
	血清研究所	管理部長
	企 業 庁	総務広報課長
	教 育 庁	総務文書課長 企画広報課長 指導課長 高校教育課長 義務教育課長 学校保健課長 社会教育課長 文化課長 体育課長
	警 察 本 部	警務部警務課長

総務部総務課長ほか 4 2 名

(仮称)千葉県男女共同参画計画策定要綱

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法に基づき、県の男女共同参画社会形成に関する施策を体系的・総合的に推進するため、(仮称)千葉県男女共同参画計画を策定する。

2 計画策定の方針

計画の策定方針は別紙のとおりとする。

3 計画の期間

この計画は、千葉県の長期ビジョンの目標年である2025年を目標年次として、男女共同参画社会の形成に向けた主要課題と解決のための施策の方向性を示す。

個別事業計画については、5年間の計画とする(第1次計画は平成13年度～平成17年度)。

4 計画策定の期間

平成12年度中に策定し、公表する。

5 計画の策定方法等(計画策定の推進体制)

計画は、千葉県男女共同参画推進本部で総合調整を図るとともに、千葉県男女共同参画推進懇話会の意見を聞き策定する。

また、一般県民及び民間女性団体等の意見も広く聞くこととする。

附 則

この要綱は、平成12年4月24日から施行し、(仮称)千葉県男女共同参画計画の決定の日をもって廃止する。

* 別紙省略

千葉県男女共同参画計画策定の経緯

年度	月	日	会議等の名称	備考(議題等)
11年度	9	20	第2回千葉県女性政策推進本部幹事会	・第5次女性計画策定について
	11	1	第1回千葉県女性施策推進懇話会	・男女共同参画計画の策定について
	2	22	第1回千葉県男女共同参画推進懇話会	・「(仮称)千葉県男女共同参画計画」策定の基本的考え方について ・「(仮称)千葉県男女共同参画計画」策定方針について
12年度	4	18	第1回千葉県男女共同参画推進本部幹事会	・(仮称)千葉県男女共同参画計画策定要綱(案)について ・(仮称)千葉県男女共同参画計画関係施策・事業に係る調査について
	4	24	第1回千葉県男女共同参画推進本部会議	・(仮称)千葉県男女共同参画計画の策定について
	6	7	第2回千葉県男女共同参画推進本部幹事会	・(仮称)千葉県男女共同参画計画骨子(案)について
	6	12	第2回千葉県男女共同参画推進本部会議	・(仮称)千葉県男女共同参画計画骨子(案)について
	6	13	第1回千葉県男女共同参画推進懇話会	・(仮称)千葉県男女共同参画計画策定要綱について ・(仮称)千葉県男女共同参画計画骨子(案)について
	7	27	第1回市町村との意見交換会	・(仮称)千葉県男女共同参画計画骨子(案)について
	8 9	1 8	県民からの意見募集	・(仮称)千葉県男女共同参画計画骨子(案)について
	8 24	県内10か所での県民との意見交換会		
	10	19	第3回千葉県男女共同参画推進本部幹事会	・(仮称)千葉県男女共同参画計画原案について

年度	月	日	会 議 等 の 名 称	備 考 (議 題 等)
12 年 度	10	23	第3回千葉県男女共同参画推進本部 会議	・(仮称)千葉県男女共同参画計画原 案について
	10	31	第2回千葉県男女共同参画推進懇話会	・(仮称)千葉県男女共同参画計画原 案について
	12	11 } 25	県民からの意見募集	・(仮称)千葉県男女共同参画計画原 案について
	12	13	第2回市町村との意見交換会	・(仮称)千葉県男女共同参画計画原 案について
	1	18	第4回千葉県男女共同参画推進本部 幹事会	・(仮称)千葉県男女共同参画計画案 について
	1	29	第4回千葉県男女共同参画推進本部 会議	・(仮称)千葉県男女共同参画計画案 について
	2	20	第3回千葉県男女共同参画推進懇話会	・(仮称)千葉県男女共同参画計画案 について

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世 界	日 本	千 葉 県
1975年 (昭 50)	国際婦人年 6月 「国際婦人年世界会議」 開催 (世界行動計画採択)	9月 総理府に「婦人問題企画 推進本部」設置「婦人問 題企画推進本部会議」設置 「婦人問題担当室」設置	
1976年 (昭 51)	「国連婦人の10年」始まる (～1985年)		
1977年 (昭 52)		1月 「国内行動計画」策定 10月 「国内行動計画前期重点 目標」発表 10月 国立婦人教育会館オープン	10月 「千葉県婦人問題行政連 絡協議会」設置
1978年 (昭 53)			4月 「青少年課」を「青少年 婦人課」に改組し婦人班 を設置
1979年 (昭 54)	12月 第34回国連総会「女子差 別撤廃条約」採択		4月 各支庁に婦人問題担当窓 口を設置
1980年 (昭 55)	7月 「国連婦人の10年中間年 世界会議」開催	7月 「女子差別撤廃条約」署名	婦人広報誌「ちばの婦人」創刊
1981年 (昭 56)	9月 「女子差別撤廃条約」発 効	5月 「国内行動計画後期重点 目標」発表	11月 「千葉県婦人施策推進総 合計画」策定 11月 「千葉県青少年婦人会館」 開設
1982年 (昭 57)			1月 「婦人問題推進のつ どい」開催
1983年 (昭 58)			10月 「女性管理能力養成講座」 開設
1984年 (昭 59)		5月 「国籍法及び戸籍法の一 部を改正する法律」公布	
1985年 (昭 60)	7月 「国連婦人の10年最終年 世界会議」開催 (「ナイロビ将来戦略」 を採択)	1月 「国籍法及び戸籍法の一 部を改正する法律」施行 6月 「男女雇用機会均等法」 公布 6月 「女子差別撤廃条約」批 准 7月 同条約発効	5月 「婦人問題に関する意識 調査」実施 8月 「千葉県婦人問題懇話会」 設置
1986年 (昭 61)		1月 「婦人問題企画推進本部」 拡充 4月 「男女雇用機会均等法」 施行	1月 「婦人フォーラム」県大 会開催 3月 「千葉県婦人計画」策定 8月 「ウーマン・カレッジ基 礎講座」開設 10月 「婦人の海外派遣(婦人の つばさ)」実施 11月 「ウーマン・カレッジ上 級講座」開設
1987年 (昭 62)		5月 「新国内行動計画」策定 (男女共同参加型社会の 形成を目指す)	
1988年 (昭 63)			3月 「国際婦人フォーラム」 開催

年	世 界	日 本	千 葉 県
1989年 (平 元)		3月 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	10月 「婦人問題に関する意識調査」実施
1990年 (平 2)	5月 国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略」勧告案採択		4月 「青少年婦人課」に「婦人政策室」設置
1991年 (平 3)		5月 「新国内行動計画」第1次改定(男女共同参画型社会の形成を目指す) 5月 「育児休業法」成立	3月 「さわやかちば女性プラン」策定
1992年 (平 4)		4月 「育児休業法」施行	4月 「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更
1993年 (平 5)	12月 国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		3月 千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊 6月 「女性会館(仮称)開設準備委員会」設置 11月 「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施
1994年 (平 6)	6月 ESCAP地域準備会議(ジャカルタ)「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む。)採択	総理府に 6月 「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 7月 「男女共同参画推進本部」設置 8月 「男女共同参画社会の形成に向けての総合ビジョンについて」男女共同参画審議会に諮問	
1995年 (平 7)	9月 第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	6月 「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	8月 第4回世界女性会議(NGOフォーラム)派遣事業実施
1996年 (平 8)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	3月 「ちば新時代女性プラン」策定
1997年 (平 9)		3月 「男女共同参画審議会設置法」公布(9年4月施行)	
1999年 (平 11)		6月 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 7月 男女共同参画審議会が「女性に対する暴力のない社会を目指して」を答申 7月 「食料・農業・農村基本法」の公布、施行	
2000年 (平 12)	6月 「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	12月 「男女共同参画基本計画」策定	4月 「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組
2001年 (平 13)		1月 「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 「男女共同参画会議」設置	3月 「千葉県男女共同参画計画」策定

ア

アンペイド・ワーク（無償労働） — P 38, 41, 63, 88

賃金労働など市場で貨幣による評価が行われる労働に対し、家庭内での家事、育児、地域社会の様々な活動など市場での評価が行われず、無償で行われる労働のこと。

アンペイド・ワークの多くを女性が担っていることから、その働きを正当に評価し、目に見えるものにすることが、女性のエンパワーメントにとって不可欠であるとの共通認識が広がり、その測定・評価、政策化への取組が進められている。

インターンシップ（就業体験） — P 51

一般的に生徒や学生が企業等において実習・研修的な体験をする制度。わが国においては関係者間で共通した認識、定義が確立しているわけではなく、在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこととして幅広くとらえている。

インフォームド・コンセント — P 40

医療側が、診断や治療にあたって患者にその内容を伝え、患者がそれを理解、納得、同意し、治療に参加することをいう。

N P O / N G O（Non Profit Organization / Non Governmental Organization）

— P 47, 92, 98, 100, 111, 127

N P Oは民間非営利団体などと、N G Oは非政府組織などと訳される。利潤を上げることが目的としない、公益的活動を行う民間団体。その活動範囲は、教育、社会福祉、環境保全、国際交流等多岐にわたっている。N P Oは非営利という性格を、N G Oは非政府という性格を強調した用語。

エンパワーメント — P 10, 12, 15, 30, 56, 110, 111, 112

力をつけること。女性が政治・経済・家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップすること。

カ

家族経営協定 — P 59, 77

家族農業経営において、経営主と配偶者、その他の家族が自由な意思に基づいて、農業経営の目標・収益の配分・経営委譲計画や就業時間や休日など生活上の諸事項などについて取り決め文書で結ぶこと。

協働 — P 11, 15, 45

主体同士が相互に敬遠、対立することなく、相互の信頼と理解に立って、1つの目的に向かっていく概念。

合計特殊出生率 — P 4

一人の女性が一生の間に平均して何人の子どもを産むかを示す値。出産可能な年齢を15歳から49歳までとし、その年齢別出生率を合計し、女性が仮にその年齢別出生率のとおり子どもを産んだ場合の平均出産数を計算したもの。この率が2.08を下回ると将来、長期的には人口が減少する計算になる。

サ

ジェンダー — P 10, 12, 19, 22, 25, 41, 50, 52, 97, 98, 111, 113, 114, 115, 116

「男は仕事、女は家庭」などといった社会的・文化的に形成された男女の性別のことで、考え方、行動、生き方を性別によって制約し、画一化するように作用する。

スーパーバイザー — P 49, 51

高度な専門的知識を持ち、カウンセラーに対して指導・助言をする者。

周産期 — P 42, 44, 67, 95

妊娠22週以後、生後7日までの期間をいう。分娩前後の母子の様々な危険を予防する上で、きわめて重要な期間である。

セクシュアル・ハラスメント — P 11, 16, 17, 18, 77, 89, 95

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。(男女雇用機会均等法第21条)

積極的改善措置(ポジティブ・アクション) — P 10, 30, 35, 41, 57, 82, 88, 89

アファーマティブ・アクションともいう。過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団(女性や人種的マイノリティ)に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした、暫定的な措置。

たとえば審議会について女性委員の登用を計画的に進めていくことなどもその一つ。男女

共同参画社会基本法は、積極的改善措置を含む男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定・実施を国や県、市町村の責務として定めた。(男女共同参画社会基本法第8条、9条)

タ

テレワーク — P31, 60

職場以外の場所で、パソコンなどを利用して職場にいるのと同じ内容の仕事をする勤務形態。

ドメスティック・バイオレンス(DV) — P11, 16, 18, 76

夫・パートナーなどの親密な関係にある男性から女性に対して振るわれる暴力のこと。これまで、家庭内で起こる暴力は個人的な問題として処理されていたが、女性に対する人権侵害として社会的問題と認識されるようになってきている。

トラフィッキング — P16, 49

人の密輸のこと。女性と児童の不正取引。売春その他の形態の性の商品化、強制結婚及び強制労働を目的として女性や少女のトラフィッキングが行われており、あらゆる形態のトラフィッキングをなくすための取組が求められている。

ハ

ビオトープ — P64

ドイツ語で生物を意味するバイオ(Bio)と場所を示す(Topei)との合成語。安定した生活環境を持った「動植物の生息空間」のこと。

ファミリー・サポート・センター — P61, 78

地域において育児の相互援助活動を行う会員組織。急な残業や子どもの病気の際など、既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育需要に対応するための、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織。

ベンチャー企業 — P51, 59

既存の企業がまだ手がけていない未開発分野を開拓することで成功していこうとする、開発型新興小規模企業。

法識字（リーガル・リテラシー） — P 53, 88

自分の保障された権利を知り、その権利を行使するための手続きを理解する能力と知識を使いこなすことができること。

マ

メディア・リテラシー — P 18, 50, 97

メディア社会における生きる力として、メディアを主体的に読み解く能力（情報を伝達するメディアそれぞれの特質を理解し、そこから発信される情報について批判的に分析、評価、吟味し、能動的に選択する能力）、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力の3要素が有機的に結合したものの。

ラ

リカレント教育 — P 21, 58, 98

一度社会に出た人が大学等に戻ることができるように組織された教育システム。わが国においては、働きながらの職業訓練（OJT）など、社会人の再教育全般を指す用語として用いられる。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ — P 13, 14, 15, 40, 41, 44, 67, 95, 112, 114

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。1994年、カイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された。リプロダクティブ・ヘルスはライフサイクルを通じて、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、リプロダクティブ・ライツはそれをすべての人々の基本的人権として位置付ける概念。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題、不妊、安全な避妊・中絶、性感染症の予防、患者の人権を尊重した治療の在り方などの生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

コラム作成参考・引用文献

「女性問題キーワード」

監修 矢澤澄子

編集 横浜市女性協会 ドメス出版

「厚生白書」(平成10年版)

監修 厚生省

千葉県男女共同参画計画

- 真のパートナーシップを求めて -

平成13年3月 発行

発行 / 千葉県企画部男女共同参画課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
043(223)2372

印刷 / 新柳印刷株式会社

